

東北学院大学 経済学論集

小柴徹修教授・山崎和郎教授・原征明教授・増田周二教授 退任記念号

献辞	原田善教(1)
小柴徹修教授略歴	(5)
山崎和郎教授略歴	(19)
原征明教授略歴	(23)
増田周二教授略歴	(27)

〔論文〕

GMの経営破綻と労使関係—21世紀初頭のGMの賃金交渉の推移—	鈴木直次(31)
独占禁止法違反行為における行為の意図・目的についての試論 —最近の不当な取引制限の事例を中心に—	塚田益徳(51)
J.S.ミルの経済思想	小沼宗一(69)
「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助 ～戊辰・箱館戦争後まで～	高橋秀悦(93)
経済成長率、利子率と世代会計：感応度分析	佐藤康仁(125)

〔研究ノート〕

資本主義経済の分析方法についての覚書 小幡道昭『マルクス経済学方法論批判——変容論的アプローチ——』 (御茶の水書房, 2012年)を読む —第II部「類型論批判」を中心に「典型」の作り方を考える—	泉正樹(141)
--	----------

2014年3月

(第182号)

東北学院大学学術研究会

東北学院大学

経済学論集

第 182 号

小柴徹修教授
山崎和郎教授
原 征明教授
増田周二教授

退任記念号



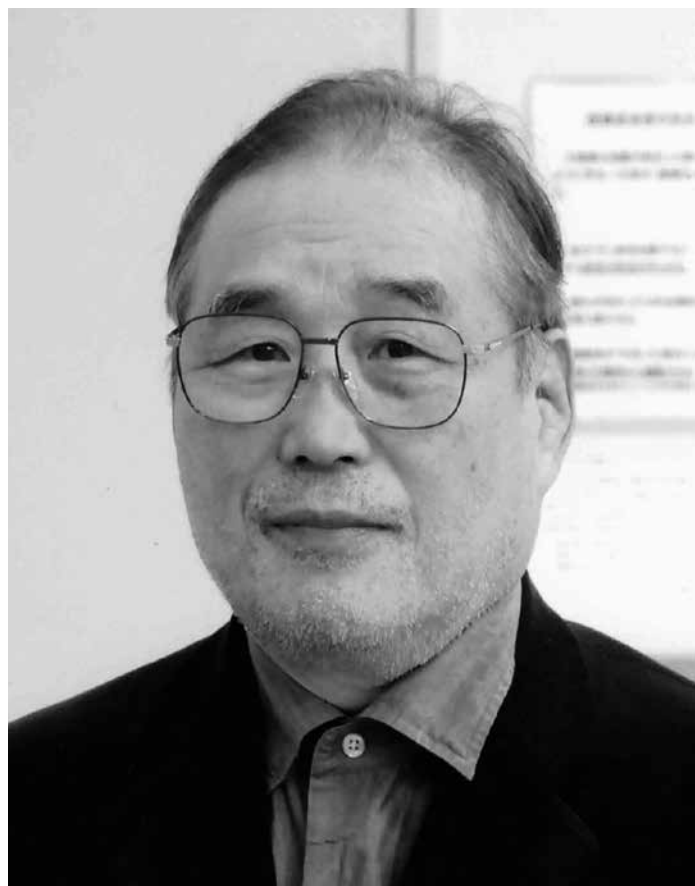
小柴徹修教授



山崎和郎教授



原 征 明 教 授



增 田 周 二 教 授

献 辞

小柴徹修教授のご退任によせて

小柴徹修先生は、2013年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1974年3月に中央大学大学院経済学研究科博士課程を満期退学され、1974年4月より本学に経済学部助手として奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1976年4月に助教授、1983年4月に教授に就任され、39年間の長きにわたって教育・研究に精励されてこられました。2005年には博士（経済学）の学位を東北大学より取得されました。本学では、1996年から2年間、経済学部二部経済学科長、2002年から7年間、大学院経済学研究科専攻主任、2009年から2年間、大学院経済学研究科長を歴任され、経済学部及び大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生・院生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は「ベンチャービジネス論」や「中小企業論」を担当されました。講義では、「グローバル化・情報化・サービス化のもとでのベンチャービジネス活路への期待と課題を、アントレプレヌールシップ（起業家精神・行動）を切り口にして」明らかにされておられました。ベンチャービジネスをさまざまな側面から展開されたことで、起業家精神を大いに触発された学生も多かったように思います。

先生の研究関心は、グローバル化による国境を越えた貿易・直接投資と産業や企業取引の集積化・分散化が進むなかで、産业内貿易が著しく進展していることにありました。そのもとで日本企業のグローバルなネットワーク化の現状を理論的・実証的に分析され、私どもは多くのことを学ばせて頂きました。

また、先生は、東北経済学会会長、日本経済政策学会理事、日本計画行政学会の理事、東北アメリカ学会副会長をお務めになり、学会を通して日本における研究の進展や後進の育成に大いに貢献されました。さらに、岩沼市産業活性化審議委員もお務めになり、地域社会にも貢献されました。

小柴徹修先生のこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、『東北学院大学経済学論集』182号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 原 田 善 教

献 辞

山崎和郎教授のご退任によせて

山崎和郎先生は、2013年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1973年3月に上智大学大学院経済学研究科博士課程を満期退学されるとともに、本学に経済学部助手として奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1976年4月に助教授、1986年4月に教授に就任され、40年間の長きにわたって教育・研究に精励されてこられました。本学では、1994年から2年間、経済学部経済学科長に就任され、経済学部と大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は「産業組織論」を担当されました。講義では、「競争が適切に行われていない市場はほとんど例外なく多くの弊害が出てくると考えられている。経済活動においてなぜ競争が必要なのか、またどのようにすれば競争的な市場が実現できるのか」という問題意識の下に、完全競争モデル、不完全競争モデル、産業政策について平易な語り口で論じられ、数学の苦手な学生にも理解できるように工夫され、学生から人気のある講義でした。

先生の近年の研究関心は、情報通信市場における競争政策にありました。先生は、ご退任の挨拶において、「やり残している研究領域がまだまだたくさんある。これからの時間はそれらの課題に向けられることが楽しみである」と述べられました。今後の研究成果を私どもにお示し頂き、導いて頂きたいと存じます。その意味で、先生はまさに私どもが見ならうべき研究者であると思います。

また、先生は、日本計画行政学会の理事をお務めになり、学会を通して日本における研究の進展や後進の育成に大いに貢献されました。

山崎和郎先生のこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、『東北学院大学経済学論集』182号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 原 田 善 教

献 辞

原证明教授のご退任によせて

原证明先生は、2013年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1973年3月に東北学院大学大学院経済学研究科博士課程を満期退学され、1973年4月より本学に経済学部助手として奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1976年4月に助教授、1987年4月に教授に就任されました。1973年から40年間の長きにわたって教育・研究に精励されてこられました。本学では、1993年には、経済学部経済学科長に就任され、経済学部と大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生・院生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。また、2007年から就職部長に就任され、大学の管理運営にも貢献されました。

先生は「経済史」、「西洋経済史」を担当されました。講義の中では先生が所蔵している歴史的な事象を示すさまざまな証拠を提示し、我々は「いま」だけを生きているわけではない、歴史の積み重ねの中で生きていることを明らかにし、現代の社会に通じる歴史のダイナミズムを熱を込めて語られておられました。そうした歴史に対する深い造詣に多くの学生は憧憬の念を抱いていたように思います。

先生の研究関心は、中世のヴァイキングに関することでした。そこから、イングランドやスコットランドについての知識も豊富で、ティータイムにさまざまなこととお話し頂いたことを思い出します。

また、先生は、仙台地方裁判所委員会委員もお務めになり、地域社会に貢献されました。

原证明先生のごこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、『東北学院大学経済学論集』182号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 原 田 善 教

献 辞

増田周二教授のご退任によせて

増田周二先生は、2013年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1976年3月に中央大学大学院経済学研究科博士課程を満期退学され、1976年4月より四国学院大学文学部講師として奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1983年4月に本学に経済学部助教授として着任され、1987年4月に教授に就任されました。本学では30年間の長きにわたって教育・研究に精励されてこられました。本学では、2000年から2年間、経済学部経済学科長に就任され、経済学部と大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生・院生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は「社会問題論」や「社会病理学」を担当されました。講義では、ドメスティック・バイオレンスや子どもの虐待などの問題を取り上げられ、病める現代社会の問題点を抉り出しておられました。先生は、本学の出身であり、敬虔なクリスチャンでありました。クリスチャンとして常に社会的弱者の視点に立って講義され、先生の講義から現代社会の問題に気づかされた学生はたくさんいたように思います。

先生の研究関心は、社会福祉政策とその歴史、ドメスティック・バイオレンスから児童虐待、ポストモダニズム、サブカルチャー論と幅広く、いつも多くのことを教えて頂きました。

また、先生は、仙台市史編纂調査分析委員をお務めになり、地域社会にも貢献されました。

増田周二先生のこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、『東北学院大学経済学論集』182号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 原 田 善 教

小柴徹修教授略歴

学 歴

- 1962年 3月 埼玉県立浦和商业高等学校卒業
1966年 3月 中央大学経済学部卒業
1970年 3月 中央大学大学院経済学研究科修士課程修了, 経済学修士
1974年 3月 同上大学院経済学研究科博士課程満期退学
2005年 3月 東北大学大学院経済学研究科博士課程修了, 博士(経済学)

職 歴

- 1966年 4月 本田技研工業株式会社入社
1968年 3月 同上株式会社依願退職
1970年 4月 東京都庁入庁
1971年 3月 同上庁依願退職
1974年 4月 東北学院大学経済学部助手
1975年 4月 同上学部講師; 「経済学」, 「中小企業論」担当
1976年 4月 同上学部助教授
1980年 8月 日米教育委員会 (フルブライト・プログラム) 若手教員育成フェロー (Faculty Development Fellowship) として, 米国ハーバード大学 (マサチューセッツ州ボストン市)・経営大学院 (Graduate School of Business Administration) においてR. Vernon 教授およびL.Wells 教授 (International Business /Multinational Corporation) のもとで勤務研修 (至1982年 3月)
1982年度 公開講座第3回向老大学講師
1983年 4月 東北学院大学経済学部教授; 「中小企業論/ベンチャービジネス論」担当 (至2010年 3月)
1983年 6月 東北学院創立100周年記念史編集実務委員
1984年 4月 教務副部長 (至1988年 3月)
1984年 7 - 9月 アメリカ研究アーサイナス大学夏期留学 (第12回) のプログラム・ディレクターとして学生を引率
1987年度 日本研究講座講師; テーマ: (1)The roll of small- and medium-sized firms in the Japanese Economy, (2)Japanese economic development and the roll of international trade 担当 (至2010年度)
1995年 3 - 9月 日米教育委員会 (フルブライト・プログラム) および国際学者交換評議会 (Council of International Exchange of Scholars) のFSR プログラム (Fulbright

Scholar-in-Residence) により, 米国ホイトワース大学 (ワシントン州スポ
ケーン市) 大学院MIM (Master in International Management) プログラムで
以下の4教科の教鞭を執る (担当科目: (1)Political Environment for Business
and Development, (2)Political Economy of Japan and Pacific Rim, (3)Economic
Development, (4)International Economics)

- 1996年4月 経済学部二部経済学科長 (至1998年3月)
2002年7-8月 アメリカ研究アーサイナス大学夏期留学 (第30回) のプログラム・ディレクター
として学生を引率
2002年4月 大学院経済学研究科経済学専攻主任 (至2009年3月)
2009年4月 大学院経済学研究科長 (至2010年3月)
2010年4月 東北学院大学経済学部嘱託教授 (至2013年3月), 名誉教授

職歴 (兼任)

- 1984年4月 尚綱女学院短期大学 非常勤講師 「商業英語」 (至2001年3月)
1987年4月 大学設置審議会の教員組織審査において, 山形女子短期大学英文科 非常勤講
師「英語演習Ⅰ (英語読解)」および「英語演習Ⅱ (商業英語)」の2教科で資格
ありと判定され, 担当する。(至1989年3月)
1993年4月 大学設置審議会の教員組織審査において, 東北大学大学院国際文化研究科経済
交流論講座 非常勤講師「国際経営論」および「国際経済政策論」の2教科で資
格ありと判定され, 担当する。(至2004年3月)
1994年4月 石巻専修大学経営学部 非常勤講師「中小企業論」 (至2004年3月)
1994年4月 大学設置審議会の教員組織審査において, 山形県米沢女子短期大学の社会情報
学科および健康栄養学科 非常勤講師「現代の経済 (現代経済論)」および「実用
英語」の2教科で資格ありと判定され, 担当する。(至2001年3月)
1996年度 東北大学留学生センター 非常勤講師 'Science, Technology, and Industry of
Japan A' 担当
2000年2月 東北大学大学教育開放講座 非常勤講師「日本の不動産市場と銀行危機」担当

主要研究業績

著書一洋書一

- Ciaschini, M. (ed.) *Input-output analysis: Current developments* (Foreword by W.W. Leontief)
(Joint work), Chapman and Hall, London/New York, 1988. 'Intra-industry trade in the
manufacturing industries in Japan,' (Chapter 12), pp. 179-200.
Bowles, P. and Woods, L. (eds) *Japan after the economic miracle: In search of new directions*
(Joint work), Dordrecht/ Boston/ London: Kluwer Academic Publishers, 2000. 'New

directions in Canada's Japanese-owned automobile plants,' (Chapter 5), pp. 85-103.

Kohno, H., Nijkamp, P. and Poot, J. (eds) *Regional cohesion and competition in the age of globalization* (Joint work), Cheltenham, U.K./Northampton, Massachusetts, U.S.A.: Edward Elgar, 2000. 'A welfare analysis of regional economic integration,' (Chapter 3), pp. 49-62.

著書－和書（1980以降の主なもののみ）－

土屋六郎編著『変動相場制』（共著）中央大学出版部, 1980年, 「変動相場制と産業構造」（第10章） pp. 222-252.

土屋六郎編著『日本経済の国際化とアジア経済』（共著）有斐閣, 1987年, 「中小企業の国際化と課題」（第4章） pp. 93-120.

日本中小企業学会編『産業構造調整と中小企業』（共著）同友館, 1988年, 「産業構造転換と中小企業－利潤率に関して－」 pp. 98-111.

日本中小企業学会編『中小企業の経営戦略』（共著）同友館, 1989年, 「産業構造調整化の中小製造業の収益性分析」 pp. 87-98.

日本中小企業学会編『世界の中の日本中小企業』（共著）同友館, 1990年, 「経営戦略の国際化とサプライヤーの役割」 pp. 228-39.

中央大学経済研究所編『日本の国際経済政策』（共著）中央大学出版部, 1992年, 「経営戦略のグローバル化と国際下請分業」（第6章） pp. 139-182.

梅津和郎/岡田睦美/安永幸正編著『グローバルビジネス－地球化時代の企業経営－』（共著）嵯峨野書院, 1993年, 「北米自由貿易地域における米国・カナダおよび日本企業」（Ⅲ第3節） pp. 152-168.

藤原碩宣編著『経済と経済学』（共著）実教出版, 1993年, 「国際貿易」（第8章） pp. 171-92, および「国際通貨と金融」（第9章） pp. 193-214.

酒井邦雄/寺本博美/吉田良生/中野守編著『制度の経済学』（共著）中央大学出版部, 1995年, 「新リージョナリズムの台頭－自由貿易協定と他の地域経済統合化政策との静学的検討－」（第6章） pp. 111-140.

土屋六郎編『アジア太平洋経済圏の発展』（共著）同文館, 1997年, 「アジア太平洋諸国における日本企業の事業ネットワーク」（第5章） pp. 89-111.

今川健/坂本正弘/長谷川聰哲編『APEC 地域主義と世界経済』（共著）中央大学出版部, 2001年, 「APEC 地域における日本企業のグローバルな事業のネットワーク化」（第4章） pp. 105-154.

田中素香/林光洋編著『世界経済の新潮流－グローバリゼーション, 地域経済統合, 経済格差に注目して－』（共著）中央大学出版部, 2012年, 「産業内貿易に関する日本の産業調整コストの研究」（第3章） pp. 51-119.

翻 訳

デニス・ラム「OECD 大使が語る国際貿易体制の行方と日米の責任」『Trends (トレンズ)』米国大使館, (Lamb, Denis: U.S. Ambassador to the OECD, “U.S.-Japan Responsibility and Leadership in the World Economy,” U.S. Embassy), 1989年6月号, pp. 28-33.

ウイストリッチ/ジェンキンス序『欧州合衆国の誕生』(Wistrich, E. *After 1992: The United States of Europe*, Routledge: London, 1990) (共訳者: 箱木眞澄/香川俊幸/佐々木實雄), 1992年, 文眞堂, 担当箇所: 第5章「社会経済統合政策」pp. 87-103, 第6章「欧州人の欧州」pp. 104-122, および第10章「欧州の将来」pp. 175-188.

共訳: サラカン=コル『産業内貿易: 理論と実証』(Tharakan, P.K.M. and Kol, J., *Intra-industry trade: Theory, evidence and extensions*, Macmillan Publishers: London, 1989) (監訳者: 佐々波楊子, 共訳者: 浜口登/利光強), 1993年, 文眞堂, 担当箇所: 第1章「産業内貿易, 伝統的貿易理論およびその展開」pp. 1-16, 第2章「産業内貿易理論および要素賦存比率に関する考察」pp. 17-37, 第4章「アーリン・ヤング流の特化と産業内貿易における中間財」pp. 60-79, 第5章「要素賦存パターンが異なる国々の間の二国間産業内貿易」pp. 80-102, 第6章「運輸サービスの産業内貿易」pp. 103-34, および第7章「産業内貿易および多国籍企業の実証分析」pp. 135-61.

共訳: グリーンナウェイ=ミルナー『産業内貿易の経済学』(Greenaway, D. and Milner, C., *The Economics of intra-industry trade*, Blackwell Publishing Ltd., 1986) (共訳者: 栗山規矩/佐竹正夫), 小柴執筆箇所: 「補論: 産業内貿易論の展望」pp. 243-319, 文眞堂, 2008年.

論 文

—英文(1990年以降の主なもののみ)—

“Direct foreign investment of Japan and NIEs—Vertical intra-industry trade—,” 『東北学院大学論集』経済学第117号, 1991年9月, pp. 73-123.

“Socio-economic environment for Japanese auto and auto-parts manufacturers operating business in NAFTA,” 『東北学院大学論集』経済学第143号, 2000年3月, pp. 79-135.

“Global, local, or hybrid?: evidence of adaptation among Japanese automobile plants in Japan, the United States and Canada,” (Joint work with Rutherford, T. and Parker, P.) *Environments: A Journal of Interdisciplinary Studies*, Vol. 29, No. 3, 2001, pp. 15-34.

“Trade policy, open regionalism and NAFTA: the socio-economic context for Japanese automobile investments in North America,” (Joint work with Parker, P.) *Environments: A Journal of Interdisciplinary Studies*, Vol. 29, No. 3, 2001, pp. 35-54.

“Japanese automakers and the NAFTA environment: global context,” (Joint work with Parker, P., Rutherford, T., Sanford, D., and Olson, R.) *Environments: A Journal of Interdisciplinary*

Studies, Vol. 29, No. 3, 2001, pp. 1-14.

“Socio-economic environment for Japanese automakers in NAFTA” (NAFTA における日系自動車メーカーの社会・経済的な環境), 平成 9 (1997) 年度～平成11 (1999) 年度文部省 (現: 文部科学省) 研究費補助金 (基盤研究(B) [国際学術研究・学術調査]) 研究成果報告書, 平成13 (2001) 年 9 月, pp. 131.

“Structural changes in the Tohoku Economy of Japan: A front-yard of manufacturing electric and electronics industries,” *Journal of Input-Output Analysis*, Vol. 7 (December) 2001, Pan Pacific Association of Input-Output Studies, pp. 19-33.

学位論文: 東北大学博士 (経済学) ‘Globalization and localization of Japanese firms: Global and local business of Japanese automakers in NAFTA,’ March 2005, pp. 118+IX.

“An industry trade box analysis of intra-industry trade in motor vehicles between Japan and NAFTA,” 研究年報『経済学』東北大学, Vol. 66, No. 4, 2005年 3 月, pp. 1-32.

一和文 (1973年以降の主なもののみ) 一

「新リジョナリズムの台頭: 域外からの輸入枠つき自由貿易協定の静学的分析」『中央大学経済研究所年報』第24号 (I), 1973年3月, pp. 73-118.

「国際化時代とわが国製造業の産業内貿易」日本計画行政学会第 8 回全国大会研究報告要旨, 1985年11月, pp. 39-40.

「日本の貿易と中小企業」『東北学院大学論集』経済学第103号, 1986年12月, pp. 193-227.

「わが国中小企業の海外直接投資と技術貿易」『東北学院大学論集』経済学第104号, 1987年3月, pp. 143-175.

「産業構造転換と中小企業—利潤率に関して—」日本中小企業学会編『産業構造調整と中小企業』同友館, 1988年, pp. 91-111.

「日本の産業内貿易・上—垂直的分業に基づく企業の国際的経営戦略展開—」『貿易と関税』第 36 卷 6 号, 1988年6月, pp. 26-34.

「今景気サイクル下の東北経済と今後の課題」『NETT (North East Think Tank)』財団法人北海道東北地域経済総合研究所機関誌, 第 4 号, 1993年7月, pp. 6-7.

「日本の産業内貿易・中—垂直的分業に基づく企業の国際的経営戦略展開—」『貿易と関税』第 36 卷 7 号, 1988年7月, pp. 42-48.

「日本の産業内貿易・下—垂直的分業に基づく企業の国際的経営戦略展開—」『貿易と関税』第 36 卷 8 号, 1988年8月, pp. 32-49.

「日本の産業内貿易」国際経済学会編『国際経済学』第40号, 世界経済研究協会, 1989年, pp. 101-106.

「産業構造調整下の中小企業の収益性分析」日本中小企業学会編『中小企業の経営戦略』同友館, 1989年, pp. 87-98.

- 寺崎克志氏（杏林大学）学会報告へのコメント「製品差別化と産業内貿易のための単純なモデル—Characteristic Approach—」国際経済学会編『国際経済学』第41号，世界経済研究協会，1990年，pp. 68-70.
- 「経営戦略の国際化とサプライヤーの役割」日本中小企業学会編『世界の中の日本中小企業』同友館，1990年，pp. 228-239.
- 「新たな形の対外直接投資—国際下請システム—」国際経済学会編『国際経済学』第42号，世界経済研究協会，1991年，pp. 117-120.
- 「アジアにおける国際下請分業システムのワーカビリティ」日本経済政策学会編『日本経済政策学会年報』第39号，勁草書房，1991年，pp. 126-130.
- 『組織活動展開事業報告書—環境・産業構造変化に対応する中小企業組合へのガイドライン—』（共著者：鈴木昭三），宮城県中小企業団体中央会，担当箇所：(1)「Ⅰ 本県産業の現状」pp. 42-58，(2)「Ⅲ 今後の組合の果たすべき役割」pp. 74-78，および「Ⅴ アクション・プログラム：1 中央会の組織化指導の具体的目標」pp. 74-78，1992年3月.
- 任千錫氏（韓国国際民間経済協議会）学会報告へのコメント「韓国自動車産業の発展と下請生産制の形成」国際経済学会編『国際経済学』第43号，世界経済研究協会，1992年，pp. 226-227.
- 「国際分業フレームワークの新たな変化—リージョナリズムの動き—」『経済学論纂』第34巻第1号，中央大学，1993年3月，pp. 1-19.
- 「東北経済のI-O 分析と平成不況の影響」『東北学院大学論集』経済学第125号（佐藤謙三教授/三浦武盈教授退任記念号），1994年3月，pp. 255-80.
- 「中小企業の役割と中小企業金融」（共著者：栗山規矩），1993年度委託研究，東北郵政局，1994年3月，pp. 1-46.
- 「岩沼市の臨空都市発展のための計画行政」日本計画行政学会『計画行政』第17巻第3号（通巻第40号），1994年9月，pp. 92-102.
- 「宮城県・東北地域における政府系金融機関の役割：国民金融金庫と中小企業金融公庫について」『東北学院大学論集』経済学第126号（経済学部一部/二部設置30周年[文経学部創設45周年]記念号），1994年10月，pp. 73-118.
- 「新たなリージョナリズムの台頭：域外からの輸入枠つき自由貿易協定と他地域経済統合との比較静学的分析・上」『貿易と関税』第43巻第1号（通巻第502号），日本関税協会，1995年1月，pp. 56-71.
- 「新たなリージョナリズムの台頭：域外からの輸入枠つき自由貿易協定と他地域経済統合との比較静学的分析・下」『貿易と関税』第43巻第2号（通巻第503号），日本関税協会，1995年2月，pp. 55-65.
- 「アジア太平洋経済圏における日本企業の事業ネットワーク化(上)」『世界経済評論』第40巻8号（通巻第492号），世界経済研究会，1996年8月，pp. 40-47.
- 「アジア太平洋経済圏における日本企業の事業ネットワーク化(下)」『世界経済評論』第40巻9

- 号 (通巻第493号), 世界経済研究会, 1996年9月, pp. 42-45.
- 「文化産業を支える中小企業」日本計画行政学会『計画行政』第19巻第4号, 財政・金融改革と計画行政, 1996年12月, pp. 99-100.
- 「東北地方活性化の基礎的研究」(共著者: 新川達郎/村山武彦), 日本計画行政学会『計画行政』第20巻第1号 (通巻50号), グローバリゼーションとローカリゼーション, 日本計画行政学会第19回全国大会特集号, 1997年3月, p. 36.
- 「日本と北米自由貿易地域の自動車・同部品産業における準垂直的産業内貿易の研究」平成6 (1994) 年度文部科学省科学研究費補助金成果報告書, 『東北学院大学論集』経済学第134号, 1997年3月, pp. 53-114. 研究課題番号: 06831004.
- 「NAFTA における日系自動車メーカーの事業展開: カナダの事例」『東北学院大学論集』経済学第140号, 1999年3月, pp. 63-88.
- 「21世紀における地方の持続的発展可能性と計画行政の役割: 東北地方活性化の基礎的研究」(共著者: 木伏良明/新川達郎/村上武彦), 日本計画行政学会東北支部, 2000年8月, pp. 2-19.
- 「東北経済の変化と現状: グローカリズムの視点」『東北産業経済研究所紀要』第21号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 2002年3月, pp. 27-47.
- 「日系企業のグローバルな事業のネットワーク化—APEC 地域における1994年から1998年までの現地化の様子—」『経済研究年報』第33号, 中央大学経済研究所, 2002年3月, pp. 37-53.
- 「APEC 地域における日本企業のグローバルな事業のネットワーク化」日本国際経済学会編『21世紀の世界経済システムを求めて』国際経済第53号 [第60回記念全国大会報告号], 2002年8月, pp. 183-84.
- 「アメリカのベンチャー企業とベンチャーキャピタル: 最近 (1995年-2002年) の動向」『東北学院大学論集』経済学第151号・152合併号, 東北学院大学学術研究会, 2003年3月, pp. 145-159.
- 「NAFTA における日本企業のグローバルなネットワーク化の研究」科学研究費補助金 (基盤研究(C)2) 研究成果報告書, 課題番号: 14530068, 2004年3月, pp. 1-51+ii.
- 「NAFTA における日本企業のグローバルな事業展開」『東北産業経済研究所紀要』第23号, 東北学院大学東北産業経済研究所, 2004年3月, pp. 45-59.
- 「日本と北米自由貿易協定 (NAFTA) 地域との自動車製品の産業内貿易と産業調整」『経済学論纂』第46巻第1・2合併号, 中央大学経済学研究会, 2006年3月, pp. 51-80.
- 「産業内貿易論: サーベイと新たな展開」『東北学院大学経済学論集』第168号, 東北学院大学学術研究会, 2008年9月, pp. 31-103.
- 「持続的発展可能な日本の産業構造の構築」『東北学院大学経済学論集』第176号, 東北学院大学学術研究会, 2011年3月, pp. 61-109.

一般書・論文・論評・エッセイ（専門分野以外）

－英文－

“What has happened in Japan since the Second World War—From a socio-economic point of view—,” *A Journal of Japanese Studies*, Yamagata University (山形大学国際日本文化研究会), 1990.3, pp. 36-41.

－和文－

「景気対策を都市計画に生かせ」（宮城論壇への掲載記事（宮城県版），朝日新聞，1992年9月4日，朝刊。
竹中興慈／野家啓一／岩渕康民編著『アメリカを知る技法』（共著）宝文堂，2003年，「グローバリズム」pp. 62-67，「ベンチャー企業」pp. 180-185，および「マネタリズム」pp. 192-197。
「環境の変化への挑戦と企業の深化」『GOURIKA 合理化』巻頭言，No. 470（2007年）社団法人・大阪府経営合理化協会。
「東日本大震災から1年」日本計画行政学会東北支部『東北支部だより』No.38，2012年7月，pp. 1-3。
書評：石田修著『グローバリゼーションと貿易構造』日本国際経済学会編『国際経済』第63巻，日本国際経済学会研究年報，pp. 113-123，文眞堂，2012年。

学会座長・予定討論・報告

座長：シンポジウム「情報化社会と東北開発」

パネリスト：増田米二/田村恵一/内田寿一/五十嵐之雄/佐藤邦弘，東北学院大学『東北産業経済研究所紀要』第3号，1984年3月，pp. 29-85.

報告：「国際化時代とわが国製造業の産業内貿易」日本計画行政学会第8回全国大会，東北大学，1985年11月。

報告：「わが国の輸出産業と中小企業」日本中小企業学会第6回全国大会，近畿大学，1986年10月。

報告：「産業構造転換と中小企業—利潤率に関して—」日本中小企業学会第7回全国大会，明治大学，1987年10月。

報告：「日本の産業内貿易」国際経済学会第47回全国大会，同志社大学，1988年10月。

報告：「産業構造調整下の中小製造業の収益性分析」日本中小企業学会第8回全国大会，名古屋大学，1988年10月。

Presentation（報告）：“Intra-Industry Trade in Japan—Quasi-Horizontal Division of Labor—,” International Convention of *The Academy of International Business*, Waseda Univ., 1988.

Joint Presentation（報告）：Parker, P./Rutherford, T. “New Directions in Canada’s Japanese Owned Automobile Plants,” *The Japan Studies Association of Canada Annual Conference*, University of Northern British Columbia: Prince George B.C., Canada, 2-3 October 1988.

- 報告：「Intra-Industry Trade of Japan」理論・計量経済学会1988年度大会，京都大学，1988年11月。
- 討論：寺崎克志氏（杏林大学）「製品差別化と産業内貿易のための単純なモデル—Characteristic Approach—」国際経済学会第48回全国大会，中央大学，1989年10月。
- 報告：「日本の産業内貿易」国際経済学会第48回全国大会，中央大学，1989年10月。
- 報告：「経営戦略の国際化とサプライヤーの役割」日本中小企業学会第8回全国大会，慶應義塾大学，1989年10月。
- 報告：「アジアにおける国際下請分業システムのワーカビリティ」日本経済政策学会第47回全国大会，同志社大学，1990年5月。
- 報告：「新たな形の対外直接投資—国際下請分業システム—」国際経済学会第49回全国大会，立命館大学，1990年10月。
- 報告：「経営戦略のグローバル化と国際下請分業システム」国際経済学会関東部会平成2年度研究報告会，中央大学，1991年1月。
- 討論：任千錫氏（韓国国際民間経済協議会）「韓国自動車産業発展と下請生産制の形成」国際経済学会第50回全国大会，名古屋国際会議場，1991年10月。
- 討論：鈴木博氏（北海学園北見大学）「社会変革と人間主体の経済政策」日本経済政策学会第50回全国大会，慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス，1993年5月。
- 座長/討論：パネルディスカッション，樋口陽一氏（東京大学）と対談，「戦後日本の『経済的成功』と憲法」日本計画行政学会東北支部第9回研究大会，仙台市戦災復興記念館，1993年5月。
- 座長：Chair/ Moderator（座長）；Presenter: Dr. Unkovic, R. “U.S.-Japan Trade Friction—Measures for Resolution,” 東北経済連合会（Tohoku Economic Federation）/仙台同友会（Sendai Association of Corporate Executives）and Sapporo American Center, 1993年11月17日。
- 討論：Presenters: Roy, R. and Adak, S., “Identification of Key Sectors in the Economy of Kuwait: A Linkage and Multiplier Approach,” The 1993 National Conference of *the Pan Pacific Association of Input-Output Studies*, Keio University, 1993年11月27日。
- Presentation（報告）：“How Japanese International Business Practices Affect American Business Opportunities in Asia? A Possibility of Evolving American-Japanese Strategic Alliances,” presented as the keynote speaker at *the Japan-U.S. Business Colloquium* which was held in Portland, Oregon on 24 April 1995, when Koshiha was a visiting Fulbright Professor at Whitworth Institute and the Graduate Program in International Management in Spokane, Washington under the Fulbright SIR (Scholar-in-Residence) Program during April through September in 1995. The SIR Program for 1995/96 was sponsored by the Japan-U.S. Educational Commission (The Fulbright Program) and the Council of International Exchange of Scholars (CIES). Courses delivered by Koshiha at Whitworth

Institute were (1)Political Environments for Business and Development (IM 503), (2) Political Economy of Japan and Pacific Rim (IM 530), (3)Economic Development (IM 513), and (4)International Economics (IM 520).

Presentation (報告) : “NAFTA: An Analysis of Economic Welfare,” presented at the 5th World Congress of *the Regional Science Association International (RSAI)*, Rikkyo University (Tokyo), 2-6 May 1996.

Discussion (討論) : Dr. Parker, Paul “Global Ambitions and Regional Technology Strategies: Contrasting Canada’s Technology Triangle and Australia’s MFP,” presented at the 5th World Congress of *the Regional Science Association International (RSAI)*, 3 May 1996.

報告 : 「東北地方活性化の基礎的研究」日本計画行政学会第19回全国大会, 東京大学, 1996年10月.

討論 : 平野健氏「アメリカ自動車産業の部品購入政策」東北経済学会第51回 (1997年) 大会, 東北大学, 1997年9月.

Chair (座長)/Presentation (報告) : The 5th Annual Convention, The International Association of Japanese Studies, Yamagata University, supported by Japan Foundation, Yamagata Shimbun, Yamagata Broadcasting Inc., 1998年7月9日.

Main Theme; The Modernization of Japan: Positive and Negative.

Panelists: (1)Koshiha, T. Tohoku Gakuin University

(2)McCornac, Dennis (ICU), “Japanese Economic Modernization: Does East Meet West?”

(3)Iriyama, Akira (Sasakawa Peace Foundation), “The Meaning of Modernization,”

(4)Enriquez, Virgilio (Univ. of the Philippines, “Tradition and Change in Japan: Dualism, Synthesis or Transformation?”

(5)Welfield, John (International Univ. of Japan), “The Idea of Modernization”

討論 : 大平純彦/清水雅彦/横橋正利/廣田充彦「日本企業の規模構造: 規模別産業連関表によるアプローチ」環太平洋産業連関分析学会第9回 (1998年度) 大会, 中央大学, 1998年11月.

Presentation (報告) : ‘Japanese Auto-makers Operating in NAFTA: The Case of Canada,’ The Association of Japanese Business Studies (AJBS), SLC Marriott University Park Hotel, Salt Lake City, Utah, U.S.A., 4-6 June 1999.

報告: 「NAFTA における日系自動車メーカーの事業展開: カナダの事例」国際経済学会第58回 (1999年) 全国大会, 大阪産業大学, 1999年10月.

Symposium (シンポジウム) : 科学研究費補助金に基づく国際学術シンポジウム開催

Main theme: Japanese auto and auto-parts manufacturers operating businesses in NAFTA

開催日/開催場所: (1) 5 November 1999/ East Asian Studies Centre; Renison College;

University of Waterloo, ON, Canada. (2) 8 November 1999/ Center for International Business Education; Japan Studies Institute, San Diego State University, CA, U.S.A.

Panelists: (1)Koshiha, Tesshu: Professor, Tohoku Gakuin University

(2)Sanford, Daniel: Director, M.I.M. Graduate Program, Professor, Whitworth College, Spokane, WA, U.S.A.

(3)Olson, Robert: Project Director, GARCO, M.I.M., Whitworth Graduate School of International Management, Spokane, WA, U.S.A.

(4)Parker, Paul: Associate Professor, Department of Geography, Faculty of Environmental Studies, University of Waterloo, ON, Canada.

(5)Rutherford, Tod: Associate Professor, Department of Geography, Faculty of Environmental Studies, University of Waterloo, ON, Canada.

座長 (Chair)/討論 (Discussion); 東北経済2001年度研究発表会, 山形大学, 2001年9月.

報告: 「APEC 地域における日本企業のグローバルな事業のネットワーク化」日本国際経済学会第60回記念全国大会, 神戸大学, 2001年10月.

討論: 統一論題セッション「中小企業存立基盤の再検討」の中で土井教之氏 (関西大学) 報告「産業組織から見た中小企業」への予定討論, 日本中小企業学会第22回全国大会, 専修大学, 2002年10月.

報告: 「日本自動車メーカーのNAFTA でのグローバルかつリージョナルな事業展開: 産業内貿易との視点」第58回東北経済学会, 東北学院大学, 2004年10月2日.

報告: “Intra-industry trade in free trade agreement territory: The case of motor vehicles of Japan with NAFTA,” 日本経済政策学会関東部会平成16年度研究報告会, 中央大学後楽園キャンパス, 2005年1月23日.

報告: “Intra-industry Trade in the Motor Vehicles of Japan with NAFTA,” 日本経済政策学会第62回全国大会, 法政大学多摩キャンパス, 2005年5月28-29日.

Presentation (報告): “An Industry Trade Box Analysis of Marginal Intra-industry Trade in the Motor Vehicle Sector of NAFTA and Japan,” presented by Tesshu Koshiha and Professor, Dr. Tadashi KURIYAMA, at the 18th Annual Conference of the Association of Japanese Business Studies (AJBS) on 7-8 July 2005, Quebec Congress Centre, Canada.

報告: “An industry trade box analysis of marginal intra-industry trade in motor vehicles among the NAFTA members and Japan,” COE/JEPA Joint International Conference sponsored by The Japan Economic Policy Association (日本経済政策学会) and COE (神戸大学), 淡路夢舞台 (兵庫県淡路島) 17-18 December 2005.

Discussion (討論): “Degree of Capital Account Openness and Macroeconomic Volatility in India: An Empirical Analysis,” presented by Lekshmi T. Nair (Research Associate, Centre for Advanced Financial Studies, India.), The Fifth International Conference of the Japan

Economic Policy Association, Aoyama Gakuin University, 2-3 December 2006.

討論；三木敏夫氏「中小企業（SMEs）の多国籍企業化—マレーシア，中国の事例をもとに—」
日本国際経済学会第66回全国大会，早稲田大学，2007年10月8日。

Discussion（討論）；“International trade, regional income convergence and health: The ASEAN-5 evidence,” presented by Jayanthakumaran, K. (University of Wollongong, Australia), The 6th International Conference of the Japan Economic Policy Association, Hosei University, 8-9 December 2007.

Chair（座長）；Session 9, International Economic Policy, The 7th International Conference of The Japan Economic Policy Association, Doshisha University, 6-7 December 2008.

討論；郡司大志氏/三浦一輝氏報告「金融・財政政策の国際的波及効果」日本経済政策学会第67回全国大会，2010年6月。

Discussion（討論）；Chen, J.-R. “E-commerce and automation adoption and its impact on productivity in Taiwanese manufacturing: The role of firm size,” The 9th Annual International Conference, The Japan Economic Policy Association, Waseda University, 2010年11月。

Discussion（討論）；Khondoker, A. and Motaleb “An inquiry into the transformation process of rural industries: The case of the handloom industry in Bangladesh,” The 10th Annual International Conference, The Japan Economic Policy Association, Kansei Gakuin University, 2011年11月。

報告；「日本の産業内貿易の調整コスト分析」（An adjustment cost analysis of intra-industry trade in Japan,）2011年度研究発表会，日本経済政策学会関東部会，早稲田大学，2012年1月。

Chair（座長）；Plenary Session II: What can we learn from the two great earthquakes in the context of the economic policy: Hanshin-Awaji and the Eastern Japan? The 11th Annual International Conference, The Japan Economic Policy Association, Nagoya Gakuin University, 2012年10月。

Chair（座長）/ Discussion（討論）；A；Session B5-5B: Industrial Organization and Structural Policy I. Three papers were presented: (1) “Licensing an outsider innovation in a vertically differentiated duopoly with Bertrand competition,” by Kuo, P.-S. and Lin, Y.-S. (National Dong Hwa University, Taiwan), (2) “Restricting exclusive territories and social welfare: The structural estimation in the Japanese automobile industry,” by Tanaka, T. (Kobe University), (3) “Analysis of merger effect using event study approach: Evidence from the steel industry in Japan,” by Ikuta, Y. (Kobe University).

B；Discussion（討論）；Takagi, S. and Tanaka, H. (University of Tokyo) “Information technology and modern business organization,” The 12th Annual International Conference, The Japan Economic Policy Association, Sapporo University, 26-27 October 2013.

調査・研究のための競争資金の獲得

科学研究費補助金（一般研究(C)時限細目分）；「日本と北米自由貿易地域の自動車・同部品産業における準垂直的産業内貿易の研究」平成6（1994）年度研究，課題番号：06831004，1997年3月。

科学研究費補助金（基盤研究(B)(2) [国際学術研究・学術調査]）；研究課題名：Socio-Economic Environment for Japanese Automakers in NAFTA（NAFTA での日系自動車メーカーによる国際事業展開の経済・社会環境に関する研究），平成10（1998）年度から平成12（2000）年度まで，課題番号：06831004。

研究代表者：小柴徹修（Koshiba, Tesshu），東北学院大学（Tohoku Gakuin University）

共同研究者：(1)Sanford, Daniel: Director, Professor, M.I.M. Graduate Program, Whitworth College, WA, U.S.A.

(2)Unkovic, Dennis: Attorney at Law, Mayer, Unkovic & Scott Attorneys, 13 Washington D.C., U.S.A.

(3)Olson, Robert: Project Manager, GARCO Building Systems, WA, U.S.A.

(4)Parker, Paul: Associate Professor, University of Waterloo, ON, Canada.

(5)Rutherford, Tod: Associate Professor, University of Waterloo, ON, Canada.

調査概要：[調査対象企業]

カナダ：(1)トヨタ・カナダ（TMMC，オンタリオ州ケンブリッジ），(2)ホンダ・カナダ（HC，オンタリオ州アリストン）

米国：(3)トヨタ・GM 合弁企業（NUMMI，カリフォルニア州フレモント），(4)ホンダ・アメリカ（HAM，オハイオ州メリスヴィル），(5)カンタス（インディアナ州ルイスヴァーグ），(6)富士重工・いすゞ・アメリカ（SIA，インディアナ州ラフィエット），(7)三菱アメリカ（MMMA，イリノイ州ブルーミントン・ノーマル）

メキシコ：(8)日産メキシコ，(9)日産メキシコ・クエルナバカ工場，(10)NSK，(11)厚木メキシコ，(12)EAG，(13)マキラドーラ

上記の調査箇所のほか上記自動車メーカー5社の本社，および米国通商代表部（USTR，首都ワシントンD.C.）および米国政府刊行物センター（ペンシルバニア州ピッツバーグなどで実態調査を行うとともに参考資料を収集した。

科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）；「NAFTA における日本企業のグローバルな事業のネットワーク化の研究」平成14（2002）年度から平成15（2003）年度まで，課題番号：14530068。

東北学院大学個別研究助成金；「アジア進出の日系電気・電子機器企業の産業内貿易に関する実証研究」平成19（2007）年度。

科学研究費補助金（基盤研究(C)）；「産業内貿易に基づく持続的発展可能な日本の産業構造構築と産業調整コストの研究」平成20（2008）年度から平成22（2010）年度まで，課題番号：20530251。

表 彰

東北郵政局長感謝状「制度の普及発展功労者」賞;平成8（1996）年度郵政事業
平成9（1997）年5月28日、江陽グランドホテルに於いて

学会・社会活動

一学会一

- | | |
|--|---------------|
| 1. 日本経済政策学会常務理事（2010-2012年度）および理事 | 1982年度-今日に至る. |
| 2. 日本計画行政学会全国理事および同学会東北支部副支部長 | 1995年度-2013年度 |
| 3. 東北経済学会会員および会長（2007-2008年度） | 1982年度-今日に至る. |
| 4. 東北アメリカ学会副会長 | 1982年度-今日に至る. |
| 5. 日本中小企業学会会員 | 1974-2010年度 |
| 6. 日本国際経済学会会員 | 1974-2010年度 |
| 7. Academy of International Business 会員 | 1975-今日に至る. |
| 8. Association of Japanese Business Studies 会員 | 1975-今日に至る. |

一社会活動一

- | | |
|---|---------------|
| 1. 日米協会監事 | 1982年度-今日に至る. |
| 2. 宮城県「岩沼市総合計画審議会」会員 | 1988-89年度 |
| 3. 宮城県岩沼市「文化財展示館建設懇談会」委員 | 1990年度 |
| 4. 宮城県「岩沼市企業誘致対策審議会」委員 | 1991年度 |
| 5. 宮城県岩沼市文化財展示館建設懇談会/設置委員会委員 | 1991-93年度 |
| 6. 宮城県岩沼市「空港のあるまちづくり研究会」委員 | 1993年度 |
| 7. 宮城県「岩沼市総合計画審議会」委員 | 1994-95年度 |
| 8. 雇用促進事業団宮城雇用促進センター /
雇用・能力開発機構宮城センター「事業再構築懇談会」委員 | 1999-2000年度 |
| 9. 宮城県小牛田町商工会「地域振興活性化事業運営委員会」委員 | 2002年度 |
| 10. 宮城県「岩沼市総合計画審議会」委員 | 2003-04年度 |
| 11. 福祉協議会岩沼保育園理事 | 2006年度-今日に至る. |
| 12. 宮城県「岩沼市個人情報保護審査会」委員 | 2011年度-今日に至る. |
| 13. 宮城県「岩沼市政策評価委員会」委員 | 2011年度-今日に至る. |

山崎和郎教授略歴

学歴・職歴

昭和39年4月	上智大学経済学部経済学科入学
昭和43年3月	上智大学経済学部経済学科卒業
昭和43年4月	上智大学大学院経済学研究科（経済学専攻）修士課程入学
昭和45年3月	上智大学大学院経済学研究科（経済学専攻）修士課程修了（経済学修士）
昭和45年4月	上智大学大学院経済学研究科（経済制度・組織専攻）博士課程入学
昭和48年3月	上智大学大学院経済学研究科（経済制度・組織専攻）博士課程単位修得満期退学
昭和48年4月	東北学院大学経済学部経済学科助手
昭和49年4月	東北学院大学経済学部経済学科講師
昭和51年4月	東北学院大学経済学部経済学科助教授
昭和56年4月	情報処理センター所員（平成15年3月まで）
昭和59年4月	東北学院大学学生部副部長（昭和63年3月まで）
昭和61年4月	東北学院大学経済学部経済学科教授
昭和63年8月	The University of Connecticut (USA) 客員研究員（平成元年7月まで）
平成3年4月	情報処理センター主任（平成7年3月まで）
平成6年4月	東北学院大学経済学部経済学科長（平成8年3月まで）
平成6年4月	東北学院大学大学院経済学研究科担当（平成22年3月まで）
平成8年9月	東北学院大学研修休暇（平成9年度8月まで）
平成14年4月	東北学院大学就職部副部長（平成18年3月まで）
平成18年9月	東北学院大学研修休暇（平成19年度8月まで）
平成22年4月	東北学院大学定年退職
平成22年4月	東北学院大学嘱託教授 同大学院経済学研究科担当（平成25年3月まで）

学会・社会活動

昭和45年10月	日本経済学会会員（旧理論・計量経済学会会員）（現在に至る）
昭和48年4月	東北経済学会会員（現在に至る）
昭和50年5月	日本経済政策学会会員（現在に至る）
昭和59年10月	日本計画行政学会会員（現在に至る）
昭和59年10月	日本計画行政学会・東北支部・幹事（現在に至る）
昭和59年10月	日本計画行政学会第8回全国大会（昭和60年度）プログラム企画委員
平成4年10月	日本地域学会会員（現在に至る）

- 平成4年10月 Regional Science Association International会員（現在に至る）
- 平成9年1月30日 東北地区における著作物の再版を考えるシンポジウム・パネラー 公正取引委員会事務総局・東北事務所主催
- 平成12年11月3日・4日 日本地域学会第37回年次大会（東北学院大学）実行委員
- 平成13年3月 進化経済学会会員（現在に至る）
- 平成16年10月12日 平成16年度みやぎ県民大学講師 「第4回 技術革新と市場の役割—シュンペーターの経済学から見えてくるもの—」

学術論文

- 「集中型寡占における長期的衡モデル」東北学院大学論集—経済学— 第64号 昭和49年3月
- 「短期価格形成の代替モデルに関するノート—J.ロビンソンの批判を中心として— (1)(2)(3)」東北学院大学論集—経済学— 第65号, 第67号, 第80号 昭和49年9月, 昭和50年3月, 昭和50年9月
- 「プライス・リーダーシップのモデル」東北学院大学論集—経済学— 第69号 昭和50年12月
- 「集中の諸尺度と寡占市場」東北学院大学論集—経済学— 第81号 昭和54年12月
- 「日本の製造業における利潤率と市場集中度との関係について—1971～1975—(1)」東北学院大学論集—経済学— 第87&88号 昭和57年3月
- 「マイクロ・コンピュータ市場の産業組織的分析—技術革新競争を中心として—(1)(2)」東北学院大学論集—経済学— 第94号, 第96号 昭和59年3月, 昭和59年12月
- 「マイクロ・コンピュータ市場の産業組織的分析—技術革新競争を中心に—」日本経済政策学会年報XXXⅢ 昭和60年5月
- 「(研究ノート) 技術革新競争について」東北学院大学論集—経済学— 第99号 昭和60年12月
- 「内外価格差問題と産業政策」日本経済政策学会年報 XXXIX 平成3年3月
- 「集中度-利潤率仮説の再検討—日本の製造業・1988～1990年—」東北学院大学論集—経済学— 第125号 平成6年3月
- 「企業規模と研究開発に関する実証分析—シュンペーター仮説の一考察—」東北学院大学論集—経済学— 第126号 平成6年10月
- 「R&D競争と伝統的組業組織論的フレームワークの限界について—日本産業の実証分析を通して—」平成4・5年度科学研究補助金・一般研究(B)・研究成果報告書 平成7年3月
- 「収穫逓増概念とデ・ファクト・スタンダード競争 (1)(2)(3・完)」東北学院大学論集—経済学— 第146号, 第149号, 第151・152号 平成13年3月, 平成14年3月, 平成15年3月
- 「日本のブロードバンド市場における競争政策の政策評価について—予備的考察— (1)」東北学院大学論集—経済学— 第177号 2011年12月

著 書

『理論経済学講義』（共著） 八千代出版 昭和56年7月

エッセイ・その他

- 「内外価格差問題と消費者の利益」東北学院時報 平成2年7月15日
- 「マイクロソフト訴訟と競争政策」日本計画行政学会・東北支部だより No.22 平成13年2月
学会討論 信國眞戴（名古屋市立大学）・平田純一（立命館大学）・徳永澄憲（名古屋市立大学）「地
域経済におけるマクロ需給バランスの分析と均衡回復の条件・東海経済のケース」日本地域
学会 第36回年次大会（熊本大学）平成11年10月2日
- 学会討論 福本純也（東京大学）「集計統計情報からの社会的厚生への推測」日本地域学会 第37
回年次大会（東北学院大学）平成12年11月3日
- 学会討論 古澤慎一（東京大学）・木南茉莉（新潟大学）「事業連携政策の経済分析・産業クラス
ターの形成に向けて」日本地域学会 第48回年次大会（和歌山大学）平成23年10月10日
- 学会討論 林和眞（東京大学）・城所哲夫（東京大学）・大西隆（東京大学）「日本の共同特許ネッ
トワークからみた rich-club effect の可能性」第49回年次大会（立正大学）平成24年10月7日
- 「東日本大震災後の地域活性化のための一つの提案—地元で起業を志す若者を海外へ—」日本計
画行政学会・東北支部だより No.40 2013年10月

原 征 明 教 授 略 歴

学 歴 ・ 職 歴 な ど

1967年 3月	東北学院大学文経学部二部経済学科卒業（経済学士）
1970年 3月	東北学院大学大学院経済学研究科修士課程修了（経済学修士）
1973年 3月	東北学院大学大学院経済学研究科博士課程単位取得・満期退学
1973年 4月	東北学院大学助手
1974年 4月	東北学院大学講師
1976年 4月	東北学院大学助教授
1986年 4月	在外研究（英国ロンドン大学Westfield College・歴史学科客員研究員）
1987年 4月	東北学院大学経済学部教授
1991年 7月	アーサイナス大学夏季交換留学生ディレクター（9月まで）
1993年 4月	東北学院大学経済学科長（1994年 3月まで）
1994年 4月	東北学院大学大学院経済学研究科担当（2013年 3月まで）
1995年 4月	東北学院大学体育会副会長（2005年 3月まで）
2000年 4月	東北学院大学就職部副部長（2002年 3月まで）
2003年 8月	仙台地方裁判所委員会委員（2009年 7月まで）
2007年 4月	東北学院大学就職部長（2009年 3月まで）
2007年 4月	東北地区私立大学就職問題協議会会長（2009年 3月まで）
2009年 4月	東北学院大学嘱託教授（2013年 3月まで）
2013年 4月	東北学院大学名誉教授
2013年 4月	東北学院大学ヨーロッパ文化総合研究所客員研究員（2014年 3月まで）

研 究 業 績 な ど

〔著書〕

（共著）『「ヒト」の移動の社会史』－岩本由輝還暦記念論文集－（刀水書房，1998年）
「中世初期北欧における「人間の移動」について」，を執筆

【論文】

「ブリテンにおけるケルト人－その社会経済組織に関する基礎的考察－
（東北学院大学論集・経済学63号，1973年）
「移動・定住期におけるアングロ・サクソン人の初期的動向－ 1つの覚書－
（東北学院大学論集・経済学64号，1974年）
「J.Mドジソン「南東部イングランドにおける *-ingas, -inga-* 地名分布」の意味に関するノート」

- (東北学院大学論集・経済学66号, 1974年)
「アングロ・サクソン人の早期社会組織の一側面－インガス定住を中心に－
(東北学院大学論集・経済学69号, 1975年)
「ヴァイキング (Vikings) 史研究序説」 (東北学院大学論集・経済学81号, 1979年)
「ヴァイキング期スウェーデンの交易拠点－ビルカ (Birka) の盛衰について－
(東北学院大学論集・経済学84号, 1980年)
「ヴァイキング期デンマークにおけるヘデビュー (Hedeby) の諸相」
(東北学院大学論集・経済学90号, 1982年)
「デンマークにおけるヴァイキング期の都市, リーベ (Ribe) について」
(東北学院大学論集・経済学100号, 1986年)
「ヴァイキングとアングロ・サクソン社会－初期的動向－」
(東北学院大学論集・経済学110号, 1989年)
「スコットランドとヴァイキング－地名学・考古学的証拠による定住史の断章」
(東北学院大学論集・経済学126号, 1994年)
「ヴァイキング時代という胎動」(『ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容』・
研究プロジェクト報告書Ⅲ)
(東北学院大学オープン・リサーチ・センター) 2010年3月) 所収
「ヴァイキング期北欧と周辺諸地域の相関－貨幣史的考察を中心に－」(研究プロジェクト最終
報告書『ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容に関する研究』
(『東北学院大学オープン・リサーチ・センター』(2012年3月) 所収

[研究ノートおよび書評]

- 「M.M.ポスタン, "The Medieval Economy and Society"にみる「マナー起源論」－その所説と1・
2の問題 -」 (東北学院大学論集・経済学76号, 1978年)
M.M.ポスタン著, 保坂栄一・佐藤伊久男訳『中世の経済と社会』 (『歴史』第61輯, 1983年)
「ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考－デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐっ
て (1) -」 (東北学院大学論集・経済学158号, 2005年)
「船葬墳墓地サトン・フー (Sutton Hoo) をめぐる小論」
(『ヨーロッパ文化史研究』第7号, 2006年3月)
「ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考－デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐっ
て (2)・レプトン・ヴァイキング (Repton Vikings) の遺跡－」
(『東北学院大学論集・歴史と文化』第46号, 2010年3月)
「アングロ・サクソンイングランドとヴァイキング－ 「モールドンの戦い」 (The Battle of
Maldon) をめぐる小論－
(『ヨーロッパ文化史研究』第14号, 2013年3月)

[学会発表・フォーラム・シンポジウム・公開講座]

「ブリテン島とヴァイキング」 第12回日本ケルト学会議（1992年4月3日）（金城学院大学）

summary in: “The 12th Conference of Celticists in Japan” August, 1992年 pp.9-11

「ヴァイキングとイングランドーその定住形態, 商業・手工業活動をめぐってー

日本西洋史学会第43回大会（1993年5月16日 愛媛大学）

summary in: 『西洋史学』 CLXXI, 1993年 p.56

「歴史のなかのヴァイキングー西欧中世社会経済史における中心と辺境ー」

金城学院大学・公開講演（1995年11月7日）

「ヴァイキング史からみた北欧・西欧の社会的変容について」

古代学協会仙台支部大会・研究会（2002年3月23日）。

「アイルランド海周辺諸地域とヴァイキング」

第22回日本ケルト学会議・研究大会（2002年10月13日 立命館大学）

summary in: 『ケルティック・フォーラム』 第6号 pp.41-42（2003年3月）

「ヴァイキングのラテン文字文化受容と記述文化の成立ー連続コロキウム「外来文化受容と記述文化の成立」第6回報告ー

（日本ケルト学会議・東京研究会 2002年12月7日 國學院大学）

[学内フォーラム] 「ヴァイキング史から初期中世ヨーロッパを考える」

2006年6月10日（土）（東北学院大学・ヨーロッパ文化研究所主催）

[第25回キリスト教文化講座]「初期中世北欧におけるキリスト教受容の意味について」

2006年10月17日（火）（東北学院大学・キリスト教文化研究所主催）

[公開シンポジウム]ー北海からアイリッシュ海へーヴァイキングの軌跡ー

「ヴァイキング時代」という胎動（東北学院大学オープン・リサーチ・センター）2009年3月

[公開フォーラム]「初期中世ヨーロッパにおける聖界と俗界」（東北学院大学・ヨーロッパ総合文化研究所）2013年3月16日）押川記念会館ホールにて

[その他]

“The Battlefields Trust” と “Annual Conference” について

『英日文化』 No. 51, May, 1995（英日文化協会）所載

批評：ルドーほか著（原 聖訳）『天国への道ー民衆文化と司祭たちー』（日本エディタースクール出版局, 1996年）をめぐって

日本ケルト学会議・東京研究会（1996年7月13日 國學院大学）

[宗教音楽研究所エッセイ]

【音】 楽から音楽へーわたしは何を求めるかー

東北学院大学・宗教音楽研究所「紀要」第14号（2010年3月）

【社会活動】

仙台方裁判所委員会（司法制度改革－裁判員制度の導入・刑事事件の取り調べ供述に関する録音・録画（可視化）・民事訴訟裁判の迅速化など）

「裁判員制度フォーラムin宮城」のパネリスト（2005年10月，仙台国際センター）

日本学生支援機構・講演（3）「キャリア[形成]支援について」（2009年4月・Adobe PDF版に所収）

増田周二教授略歴

学歴・職歴

- 1961年3月 東北学院高校卒業
- 1965年3月 東北学院大学文経学部経済学科卒業 経済学士
- 1965年4月 東北学院大学図書館司書就職（至1970年）
- 1970年4月 東北大学文学部社会学研究室研究生（至1971年）
- 1973年3月 中央大学文学研究科修士課程修了 文学修士
- 1976年3月 中央大学文学研究科博士課程満期退学
- 1976年4月 四国学院大学文学部社会福祉学科講師
（「社会病理学」[コミュニティ・オーガニゼーション]担当）
- 1977年4月 四国学院大学文学部社会福祉学科助教授（至1983年3月）
- 1977年4月 国立善通寺病院附属看護学院非常勤講師（至1983年3月）
- 1978年4月 善通寺国立リハビリテーション学院非常勤講師（至1983年3月）
- 1978年4月 香川県立飯山高校高等看護学科非常勤講師（至1983年3月）
- 1983年4月 東北学院大学経済学部助教授（「社会問題論」担当）
- 1987年4月 東北学院大学経済学部教授
- 1993年4月 四国学院大学社会学部社会福祉学科非常勤講師
（「社会病理学」担当 至1999年3月）
- 1997年9月 在外研究英国ロンドン大学キングス・カレッジ歴史学部客員研究員
ロンドン大学歴史研究所客員研究員（至1998年8月）
- 2009年4月 東北学院大学経済学部共生社会経済学科に転籍
（「現代社会問題論」担当）
- 2011年3月 東北学院大学教授を定年退職
- 2011年4月 東北学院大学嘱託教授
- 2013年3月 東北学院大学嘱託教授を退職 東北学院大学名誉教授

学会活動

- 1972年 日本社会学会入会
- 1973年 日本犯罪社会学会入会
- 1975年 日本社会病理学会入会
- 1977年 日本社会福祉学会入会
- 1983年 東北経済学会入会

主要研究業績

著書

- 『現代社会への病理学的接近』（共著）学文社 初版（第2章担当） 1982年
『ケースワークの基本問題』（共著）福村出版
『児童福祉の基本問題』（共著）福村出版 初版（第7・8章担当） 1986年

論文

- 「サブカルチャーの論理」那須宗一編『社会変動の病理学』学文社（第4章担当） 1975年
「犯罪現象の社会史的研究」『犯罪と非行』24号 1975年
「犯罪の社会統制」四国学院大学論集 1976年
「性的虐待と近親相姦」四国学院大学論集 1977年
「家族内性的暴行」那須宗一編『現代病理の社会学』学文社（8章担当） 1983年
「家族内暴力」坂田義教編『現代社会の社会学的諸相』文化書房 博文社（第5章担当） 1983年
「新しい福祉サービスの動き」『高齢化社会における新しい福祉サービス』
託老システムの開発にむけて 宮城県生活福祉部 1987年
「新しい福祉サービスの動き（続）」 同上 1988年
「社会福祉法制」石沢・斉藤編『ソーシャルワーク実践の基礎』中央法規 1988年
「グループワーク」 同上 1988年
「仙台市の少年非行」『地方都市における都市病理の総合研究』
文部省研究費補助金 研究代表者 増田周二 1990年
「仙台市の犯罪」 同上 1990年
「仙台市におけるスパイクタイヤによる公害」 同上 1990年
「地域活性化の調査研究」－塩釜市の場合－
東北学院大学東北産業研究序紀要 第11号 1992年
「二市四町広域圏の地域活性化の実証研究報告書」（塩釜市，多賀城市，利府，松島町など）
地域コミュニティフォーラム宮城事務局・トヨタオート仙台株式会社 1993年
「成熟社会の社会問題－いじめの原因と対策」
東北学院オープンカレッジ講義報告集『福祉社会論』東北学院大学社会福祉研究所 1996年
「質屋の多さ」仙台市史 特別編4 市民生活 1997年
「時代と病」 同上 1997年
「遊郭と廃娼運動」 同上 1997年
「病院の移り変わり」 同上 1997年
「民生委員の始まり」 同上 1997年
「犯罪の世相史」 同上 1997年
「社会福祉の理念」 同上 1997年

「季節保育」	同上	1997年
「ドイツの文化改革とサブカルチャー」1848年以前の支配的文化とサブカルチャー		
東北学院大学社会福祉研究叢書Ⅳ		1997年
「各種行為に対する中・高生の逸脱観」『成熟社会の逸脱観と逸脱の研究』		
文部省科学研究費補助金, 報告書		1997年
「下水道と上水道」仙台市史, 資料編5 近代現代1		1999年
「コレラの流行」仙台市史編 こぼれ話80 仙台市史だより11.		2000年
「統一後のドイツにおける外国人排斥と反ユダヤ主義の暴力」-ネオナチグループのサブカルチャー-		
東北学院大学論集経済大学 第148号		2001年
「子どもの情緒的虐待」-逸脱的な親子相互作用の視点から-		
東北学院大学社会福祉研究所叢書Ⅳ		2003年
「子どもの虐待」-情緒的虐待を中心にして-社会病理学講座・第3巻		
『やめる関係性-ミクロ社会の病理』学文社		2004年
「子どもの情緒的虐待とその対策」		
第24回東北学院大学オープンカレッジ講義報告集		2004年
「健康都市への歩み」仙台市史編さん委員会 仙台市史資料編7		2004年
「社会救済事業」仙台市史編さん委員会 仙台市史資料編8		2006年
「戦後の政治と市制」	同上	2006年
「構成犯罪学の研究」-モダニストの理論からみた犯罪の因果関係-		
東北学院大学経済学論集166号		2007年
「構成犯罪学の研究」-犯罪発生の因果関係についてのポスト・モダニストのアプローチ		
東北学院大学経済学論集170号		2009年
「社会事業」仙台市史 近代2 仙台市史編さん委員会		2009年
「福祉制度の拡充」仙台市史 現代2 通史編9 仙台市史編さん委員会		2013年
「生活保護と低所得者対策」	同上	2013年
「児童福祉」	同上	2013年
「母子福祉」	同上	2013年
「心身障害者福祉」	同上	2013年
「高齢者福祉」	同上	2013年
「勤労者福祉」	同上	2013年
「青少年の健全育成」	同上	2013年
その他		
「トーマス・バーナードと貧民学校」大学礼拝説教集 第3号		1999年
「神の愛を生きたダミアン神父」大学礼拝説教集 第7号		2003年
「山室軍平と社会廓清の精神」大学礼拝説教集 第11号		2007年

独占禁止法違反行為における行為の意図・目的についての試論

－最近の不当な取引制限の事例を中心に－

塚田 益 徳¹⁾

第1 はじめに

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第47号。以下「独占禁止法」という。）は、私的独占、不当な取引制限、不正な取引方法などの行為を禁止している。刑事罰を科す場合は格別、これらの行為に対し独占禁止法の規定に基づいて行政上の措置を命じるためには、違反行為者の故意や違法性の認識といった主観的要素は必要ではないとされている²⁾。

他方、行為の意図・目的について、独占禁止法違反の有無について判断する際に考慮すべき事項の一つとした判決例もある³⁾。

本稿では、公正取引委員会による排除措置命令・審決、相談事例、裁判所の判決において、行為の意図・目的がどのように認定されており、また、それが独占禁止法違反の有無の判断にどのように関係しているのかを、事例（紙幅の関係もあり、主に平成20年以降の不当な取引制限（独占禁止法2条6項）の事例）を基に概観することとしたい。

1) 公正取引委員会事務局東北事務所長。本稿中、意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織の見解ではないことをあらかじめお断りする。

2) 例えば、東京高決昭30・11・5（大阪読売新聞社事件・昭30（行ウ）13号）：

「独占禁止法において禁止する不正な取引方法を行うことは、それだけで直ちに刑事上の犯罪となるものではないが、その違反に対しては公正取引委員会は審決をもって違反行為の排除のため必要な措置を命じ得るものであり、またこれを前提として裁判所は緊急停止命令を発し得るのであるがこれら排除措置または緊急停止命令の対象としての行為は行為者につきその違法の認識の有無にかかわらず行為の客観的性格からその成立要件を考うべきものと解するのを相当とする」。

また、東京高判平24・2・17（郵政省発注区分機類談合課徴金審決取消請求事件・平22（行ケ）29号）：「独禁法7条の2は、課徴金賦課の要件として、事業者又はその従業員の故意、過失、違法性の認識、違法性の認識可能性といった主観的要素を要求しておらず、課徴金制度が、既存の刑事罰とは別個に独禁法違反行為を抑止するための行政上の措置として設けられているという趣旨に照らすと、立法論は別として、これら主観的要素を要件とすべきことが憲法上要請されていると解することはできない」。

このほか、平成21年改正以前の不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の事例であるが、東京高判平20・5・23（ベイクルーズによる審決取消請求事件・平19（行ケ）5号）：

「景品表示法の目的は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止することにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することにあり（同法1条）、排除命令は、このような法の趣旨・目的に従い、不当表示行為があった場合すなわち違反行為があった場合に、不当な顧客の誘引を防止し、不正な競争状態を公正な競争状態に復し、もって一般消費者の利益を保護するために被告に与えられた権限であり（同法6条1項）、その内容は、当該違法行為を取りやめること（差止め）、同様の行為の再発を防止するための措置をとること、当該違法行為によって生じた一般消費者の誤認を排除するための措置（公示）をとること、を命じることである。そして、行政処分たる排除命令が、対象事業者に対する非難可能性を基礎とする民事上・刑事上の制裁とはその性質を異にするものであることを考慮すると、景品表示法4条1項に違反する不当表示行為すなわち違反行為については、不当表示行為すなわち違反行為があれば足り、それ以上に、そのことについて「不当表示を行った者」の故意・過失は要しないものというべきであり、故意・過失が存在しない場合であっても排除命令を発し得るものというべきである」。

3) 最判平元・12・14（都立芝浦と畜場事件・昭61（オ）655号）。

第2 独占禁止法の違反要件

具体的事例の検討に入る前に、不当な取引制限を例に、独占禁止法の違反要件の構造について簡単に触れておくこととしたい。

独占禁止法に違反する行為には様々な態様のものがあるが、多くの場合、違反の要件は、

- (1) 主体や行為に関する形式要件
- (2) 競争への弊害に関する実質要件

に分けられる。

不当な取引制限については、独占禁止法2条6項で以下のとおり定義されている：

「事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」

このうち、行為の手段や態様についての例示の部分を省くと、

「事業者が、…他の事業者と共同して…相互にその事業活動を拘束し、又は遂行すること」が形式要件に当たり、

「公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」

が実質要件に当たる。この2つの要件は「により」でつながれており、違反の成立には、当該行為「により」弊害がもたらされることも必要となる。

実質要件のうち、「公共の利益に反して」については、最高裁判決⁴⁾において、「同法2条6項にいう「公共の利益に反して」とは、原則としては同法の直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的（同法1条参照）に実質的に反しないと認められる例外的な場合を右規定にいう「不当な取引制限」行為から除外する趣旨と解すべき」であるとされている。他方、通説では、宣言的な意味しかない（一定の取引分野における競争を実質的に制限すれば、公共の利益（＝自由競争経済秩序）に反する）と考えられている。

残る「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」については、同じ要件を持つ独占禁止法8条1号（ただし、「公共の利益に反して」という文言を欠いている）に係る大阪バス協会事件の審判審決⁵⁾において、「通常であれば「一定の取引分野における競争を実質的に制限」しているとされる外形的な事実が調っている⁶⁾限り、このような場合は、原則的に同法第3条（第

4) 最判昭59・2・24（石油カルテル（価格協定）刑事事件・昭55（あ）2153号）。

5) 公取委審判審決平7・7・10（社団法人大阪バス協会に対する件・平3（判）1号）。

6) 東京高判昭28・12・7（東宝・新東宝事件・昭26（行ナ）17号）：

「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」。

2条第6項)又は第8条第1項第1号の構成要件に該当すると判断されるものの、その行為が制限しようとしている競争が違法な取引や取引条件に係るものである場合には、その行為について「独占禁止法所定の構成要件に該当するとして排除措置命令を講じて自由な競争をもたらしてみても、確保されるべき一般消費者の現実の利益がなく、また、国民経済の民主的で健全な発達の促進に資するところがなく、公正かつ自由な競争を促進することにならず、要するに同法の目的に沿わないこととなるのが通常の事態に属するといえる」ので、そのような行為は「特段の事情のない限り、独占禁止法第2条第6項、第8条第1項第1号所定の「競争を実質的に制限すること」という構成要件に該当」しないとされている。

その後、不公正な取引方法(独占禁止法2条9項)に係る事件の審判審決⁷⁾において、「横流し禁止行為は、販売業者の取引先の選択を制限し、販売段階での競争制限に結び付きやすいものであり、それにより当該商品の価格が維持されるおそれがあると認められる場合には、原則として一般指定第13項の拘束条件付取引に該当するのであるが、例外的に、当該行為の目的や当該目的を達成する手段としての必要性・合理性の有無・程度等からみて、当該行為が公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるとはいえない特段の事情が認められるときには、その公正競争阻害性はないものと判断すべきである」としたものがある。

以下は私見であるが、この審決で示された、ある行為の目的の正当性(独占禁止法の目的に沿うものか)と当該目的を達成する手段についての必要性(相当性)・合理性に照らして実質要件の充足の有無を判断するという枠組み⁸⁾は、実務の観点からは非常に有用である。また、この審決で取り扱われた拘束条件付取引という行為類型は、不当な取引制限と同様、自由な競争の減殺を通じて競争への弊害をもたらすものである。この枠組みを不公正な取引方法のみに用いて不当な取引制限には用いない(用いられない)とする理由は見出しがたいように思われる。「公共の利益に反して」を上述の最高裁判決⁹⁾のとおり解するとしても、「比較衡量」の具体的手法としてこの枠組みを用いればよいと考えられる。

第3 不当な取引制限の事案における行為の意図・目的

1 不当な取引制限の種類

独占禁止法3条後段は、事業者が「不当な取引制限」をすることを禁止している。これまで、不当な取引制限に該当するとされ、公正取引委員会による行政上の措置の対象となった具体的な行為としては、競争入札において受注予定者のほか受注予定価格などを決定するいわゆる「入札談合」などの受注調整や、競争関係にある事業者間で商品・サービスの価格や値上げ幅などを決定するいわゆる「価格カルテル」の例が多いが、不当な取引制限に該当する行為にはこれら以外にも多様なものがある。

7) 公取委審判審決平13・8・1(ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する件・平10(判)1号)。

8) 同様の判断の枠組みは、東京地判平9・4・9(日本遊戯銃協同組合事件・平5(ワ)7544号)においても示されていた。

9) 前掲4。

競争関係にある事業者間の協定、共同行為は、しばしばまとめて「カルテル」と呼ばれる。カルテルのうち、入札談合などの受注調整や価格カルテルのように、競争関係にある事業者が、競争を停止、回避することで市場を支配しようとする行為のことを「ハードコア・カルテル」と呼ぶことがある。国際的には、「競争関係にある事業者間の反競争的な協定、協調的行為及び申し合わせであって、価格決定、入札談合、数量制限・割当て、顧客・供給者・地域・商品分野の割当てによる市場の共有又は分割」¹⁰⁾がハードコア・カルテルであるとされている。

我が国の独占禁止法では、ハードコア・カルテルとそれ以外のカルテルについて異なる違反要件を定めているわけではなく、また、米国のように前者を「当然違法」とする原則が確立されているわけでもない。とはいえ、競争への弊害が明らかなハードコア・カルテルが正当化される余地はまずないであろう。

2 不当な取引制限に対する行政上の措置

公正取引委員会は、独占禁止法3条の規定に違反して不当な取引制限を行った事業者に対し、同法7条の規定に基づき、同法49条に定める手続に従って、違反行為の差止めなど違反行為を排除するために必要な措置又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることができる（排除措置命令）。

また、公正取引委員会は、不当な取引制限であって、次のいずれかに該当するもの：

- ① 商品又は役務の対価に係るもの
- ② 商品又は役務の供給量・購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

を行った事業者に対し、独占禁止法7条の2の規定に基づき、同法50条に定める手続に従って、一定の方法により算出された額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない（課徴金納付命令）。

なお、平成17年改正以前の独占禁止法7条の2では、課徴金の対象となる行為は、

- ① 商品又は役務の対価に係るもの
- ② 実質的に商品又は役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるもの

とされていた。

この改正について、担当官解説は、改正前においても、市場占有率（シェア）や取引の相手方を制限するカルテルは課徴金の対象と解されていたところ、それを法律上も明確化したものであるとしている¹¹⁾。

また、入札談合については、一般的に、受注予定者が入札する価格で受注できるようにする行

10) Recommendation of the OECD Council concerning Effective Action against Hard Core Cartels, OECD Doc. No. C (98) 35FINAL (Mar.25 1998)

11) 諏訪園貞明編著『平成17年改正独占禁止法』（商事法務、2005）pp.27-28、品川武・岩成博夫著『課徴金減免制度等の解説』（公正取引協会、2005）pp.7-8。

為であることから、「商品又は役務の対価に係るもの」に該当すると解されている¹²⁾。

3 具体的な事例における行為の意図・目的

(1) 入札談合などの受注調整

受注調整とは、競争調達（入札、見積り合わせなど）の方法により発注された商品・役務について、競争関係にある事業者間で受注予定者を決定する行為である。これまで、このような受注調整が独占禁止法に違反するものとして、公正取引委員会が措置をとってきた事例としては、公共調達における「入札談合」が大部分を占めているが、近年では、民間事業者が発注する物品等についての受注調整の事例もしばしば見られる。

ア 排除措置命令

平成20年1月以降、平成25年11月末までに公正取引委員会が排除措置命令を行った受注調整事件¹³⁾は62件あるところ、これら62件の排除措置命令書において認定されている行為の意図・目的を整理すると、次ページの表のとおりである。

12) 菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務、2013）p.201。

13) 行為類型の分類は、公正取引委員会の年次報告によった。

行為の意図・目的		対象商品・役務（事件番号）	件数	
意図・目的が排除措置命令書に示されているもの	価格の支配を図るもの	購入価格の上昇	○ 地方公共団体が売却する溶融メタル等（平20（措）17）	1
		受注価格等の低落防止等	○ 国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務（平21（措）9～17） ○ 電力会社（東北電力を除く）が発注する電力用電線等（平22（措）1・3～7） ○ 鹿児島県が発注する海上工事（平22（措）18） ○ 石川県及び石川県輪島市が発注する土木一式工事（平23（措）11・12） ○ 国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等（平24（措）9～12） ○ 自動車メーカーが発注する自動車部品（平24（措）13～21） ○ 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンベクションランプ（平25（措）1～5）	36
		受注価格等の低落防止	○ 北海道大学が発注する医療機器（平20（措）1） ○ マリンホース（平20（措）2） ○ 札幌市が発注する電気設備工事（平20（措）18） ○ 大気常時監視自動計測器（平20（措）19） ○ 東北電力が発注する電力用電線（平22（措）2） ○ 川崎市が発注する下水管きょ工事（平22（措）9） ○ シャッター（平22（措）16） ○ 山梨県が発注する土木一式工事（平23（措）1・2） ○ 茨城県が境工事事務所において発注する土木一式工事（平23（措）10） ○ 自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品（平24（措）1～5）	15
		受注価格の低落防止及び受注機会の均等化	○ 青森市が発注する土木一式工事（平22（措）10）	1
	受注機会の均等化を図るもの	受注機会の均等化	○ 茨城県が境工事事務所において発注する舗装工事（平23（措）9）	1
意図・目的が排除措置命令書に示されていないもの		○ 医療用エックス線装置（平20（措）6～10） ○ 防衛省航空自衛隊が発注する什器類（平22（措）8） ○ 茨城県が境土地改良事務所において発注する土木一式工事（平23（措）8） ○ EPSブロック（平24（措）8）	8	
			62	

最も多かったのが、受注価格などの供給価格の低落防止等を図ることを目的としているもの(36件)であり、これらを含め、価格の支配を図ろうとするものが、62件中53件(85.5%)を占める。

「受注価格の低落防止等」の「等」に何が含まれるかは、公表資料からは明らかではない。可能性としては、例えば、主たる目的とまではいえないものの、受注機会の均等化を図ること、自社が過去に受注した商品・役務と関連する商品・役務や、自社の事業所に近い場所が現場となるような役務等の確実な受注を図ることなどが考えられる。

「受注機会の均等化を図ること」を行為の目的として認定している平成22年(措)第10号及び平成23年(措)第9号の2件のうち、後者は、競争関係にある事業者間であらかじめ受注する順番を決定し、その順番に従って受注していくといういわゆる「輪番制」の入札談合であり、受注予定者決定のルール自体が、受注機会の均等化を強く志向したものとなっている。これら2件は、いずれも、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」)2条5項4号に定める入札談合等関与行為(特定の入札談合等の補助)が認められた事件である。受注機会をできるだけ均等化するようなルールを決めたとしても、発注者の発注方法次第では実際に受注機会が均等化されるか不確実であるため、発注者に働きかけ入札談合等への補助を依頼するインセンティブが生じやすいものと思われる。

行為の意図・目的が排除措置命令書上に示されていない8件のうち、平成22年(措)第8号及び平成23年(措)第8号の2件は、いずれも、官製談合防止法2条5項1号及び2号に定める入札談合等関与行為(事業者に入札談合等を行わせること及び契約の相手方についての意向の教示・示唆)が認められた事件である。ただし、行為の意図・目的として「受注価格の低落防止を図る」ことが認定されている平成20年(措)第18号においても、同様に官製談合防止法2条5項1号及び2号に定める行為が認定されており、必ずしもこれらの入札談合等関与行為が認定されている場合には排除措置命令書に行為の意図・目的を記載していないというわけではない。

イ 審判審決

(ア) 岩手県が発注する建築一式工事の入札談合事件

岩手県が発注する建築一式工事の入札談合事件の審判¹⁴⁾において、被審人75社は、「3年半にわたる本件期間において、91社のうち45社が、1件も受注していない。本件発注物件133物件については、106社のうちの50社で119件を、アウトサイダー9社で15件(JV物件のため1件重複あり)を受注している。さらに、106社のうちの2社が各8件、1社が6件、2社が各5件、6社が各4件、以上の11社で合計56件を受注するなど、特定の業者に受注が集中していた」ところ、「経営基盤が決して盤石ではない中小企業が、将来の受注を期待して3年半以上協力し続けるなどという主張は、現実離れたもの」であり、また、「3年半の本件期間中の入札参加回数が1回の業者が3社、2回の業者が1社、3回の業者が5社、4回の業者が2社、5回の業者が7社もあり、「貸借の関係」を作るためにより積極的に入札に参加したというような事情もみられない」ことを理由として、

14) 平成17年8月5日審判開始決定。

「106社の間に、審査官主張の「受注機会の均等化を図る」などという意図や目的」はなかったと主張した。

これに対し、審決¹⁵⁾では、「106社間で受注調整が行われていたとしても、その参加者間で、当時の公共工事の施工経験・施工能力の程度、経営状態及び経営方針等の差異により、岩手県発注の特定建築工事の受注に対する積極性の程度が異なることは十分あり得るし、「継続性」・「関連性」・「地域性」により有利となる程度、他の参加者に対する発言力の程度、「叩き合い」になった場合における価格競争力の程度、その他諸般の条件の差異により、結果としての受注件数に差異を生ずることも十分あり得る」とした上で、「TST親交会等の会員となった事業者は、特段の事情のない限り、同会が主として受注調整を行うことを目的とする組織であること、実際に受注調整が行われていること、自社もそれに参加することとなることを、認識していたものと認めるのが相当」であり、「106社のいずれについても、本件全証拠によっても、これらのことを認識することなくTST親交会等に加入していたものとうかがわれる上記特段の事情があるとは認められない」（第4の1（1）カ）といった「諸事情にかんがみれば、被審人75社が指摘するような受注件数の偏りによって、TST親交会等において本件基本合意に基づく受注調整が行われたとの前記認定判断が左右されるものとは解されない」とした。

なお、本件審決の取消訴訟の東京高裁判決¹⁶⁾においては、本件発注物件133物件について落札率が低いものや低入札価格調査制度対象物件等があることや、106社の中に受注機会の著しい不均衡があることを理由に、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るための本件基本合意が存在しなかったという原告の主張に対し、「106社の間に本件基本合意が存在していても、本件発注物件133物件についてはアウトサイダーが入札に参加する可能性が常に存在し、判明したアウトサイダーに協力を求めたとしても、協力を得られないこともあるから、本件基本合意に基づき決定した受注予定者としても、常に高値で入札ができるとは限らないといえる。また、106社であっても、本件発注物件133物件のそれぞれについて、条件具備又は指名の有無によりそもそも入札に参加できない場合や、受注を希望していない場合又は受注を希望しても本件受注調整ルールにいう継続性等において劣るため受注予定者となれない場合などがあるのであって、106社間に受注実績の偏りのあることが、直ちに本件基本合意を否定する事情となるともいえない」と判示されている。

本件審決及び判決の考え方に従えば、「受注価格の低落防止を図る」「受注機会の均等化を図る」という行為の目的を認定する上では、実際に受注価格の低落が防止されていたり、受注機会が均等化されていたりすることを要さず、また、認定された行為の目的が実際には達成されていなくても、それは独占禁止法違反の成立を妨げるものではない、ということになる。

15) 公取委審判審決平22・3・23（平17（判）14号）。なお、平成17年6月21日の本件勧告及び同年8月5日の本件審判開始決定書では、合意の目的は「受注価格の低落防止等を図るため」とされているのに対し、審判審決平22・3・23では「受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため」とされている。

16) 東京高判平24・12・20（平22（行ケ）7号）。

(イ) 関東地整発注の特定PC橋梁工事の入札談合事件

国土交通省が関東地方整備局においてプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事(以下「関東地整発注の特定PC橋梁工事」という。)の入札談合事件の審判審決¹⁷⁾では、被審人がアウトサイダー(受注調整の合意の参加者以外の入札参加業者)の存在等を理由に競争は実質的に制限されていなかったと主張したのに対し、審決は、「21社は、…関東地整発注の特定PC橋梁工事について、「受注価格の低落防止を図るため」、「受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように」していたものであり、その具体的態様(…)も踏まえれば、同工事についての競争を制限することを目的として本件行為を開始(途中参加を含む。)したものであることは明らかであるし、その際、同工事の入札にアウトサイダーが参加する可能性があることを認識していたことも明らかである。そして、本件行為は、本件期間だけでも3年間にわたって、上記工事が78物件発注される中で、継続されている。そうすると、21社自身、本件行為について、アウトサイダーの存在等を考慮してもなお上記工事についての競争を制限し得るものであると認識し、実際に受注調整を多数回実行した後もその認識を変えなかったことが明らかである」とした上で、①本件行為が相応の持続性を有するものであったこと、②21社が関東地整発注の特定PC橋梁工事について非常に大きなシェアを有していたこと、③アウトサイダーとの競争を回避するための仕組みもあったこと、21社が受注した65物件の全部又は大部分について、④実際に本件行為に係る個別物件の受注調整が行われたと推認され、また、⑤アウトサイダーとの競争を実質的に回避できていたものと推認されることから、「本件行為は、関東地整発注の特定PC橋梁工事について、「ある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態」をもたらすもの、すなわち「競争を実質的に制限する」ものであったと認めるのが相当である」と判断している¹⁸⁾。

仮に、21社が、関東地整発注の特定PC橋梁工事について競争を制限し得るとは認識していなかったとすれば、競争制限を目的として本件行為を開始し、かつ、継続して本件行為を行うことはなかったはずであるが、実際には「受注価格の低落防止を図るために」本件行為を継続して行っているという事実から、21社の「競争を制限し得るとの認識」が認定されている。本件審決は、この「競争を制限し得るとの認識」及び上記①～⑤を基に、競争が実質的に制限されていたと判断している。

ウ 判決

防衛庁調達実施本部が発注する石油製品の入札談合事件に係る課徴金納付命令審決¹⁹⁾の取消訴訟において、原告は、本件行為が独占禁止法7条の2第1項(平成17年改正前の規定)の「商品…の対価に係るもの」とした審決の認定は、同項の解釈適用を誤ったものであると主張した。これ

17) 公取委審判審決平22・9・21(平16(判)26号)。

18) 公取委審判審決平22・9・21(福島県がプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事の入札談合事件・平16(判)28号)においても、同様の判断が示されている。

19) 公取委審決平17・2・22(平13(判)2号。平成17年改正前の独占禁止法54条の2に基づく審決)。

に対し、裁判所は、「原告ら12社の担当者は、同社らが前年度の実績並みの受注割合を確保し、価格競争による落札価格の下落を防止し、更には商議を経た後の予定価格の再算定によって受注価格を引き上げることを意図して、本件配分会議を通じて本件受注調整を行っていたことは明らかであるといわなければならない」と認定した上で、「原告ら12社が行った本件違反行為は、価格競争を制限して受注価格の低落防止を目的としていたものであるから、同条同項【引用者注：平成17年改正前の独占禁止法7条の2第1項】の「対価に係るもの」であることは明らかであり、被告の上記認定は同条同項の解釈適用を誤ったものではない」と判示した²⁰⁾。なお、「受注価格の低落防止」という合意の目的は、本件の勧告審決²¹⁾、課徴金納付命令審決²²⁾においては認定されていない。

この判決例では、入札談合の目的が価格競争の制限にあったと認められれば、当該行為は独占禁止法7条の2第1項の「対価に係るもの」に当たることが明らかであるとされているが、上述のとおり、入札談合は基本的に同項の「対価に係るもの」に該当するものであり、価格競争の制限に係る意図・目的の存在は要件ではないと考えられる。

(2) 価格カルテル

価格カルテルとは、一般的に、商品や役務の供給・購入に係る対価＝価格に影響を及ぼす競争者間の取り決めを指す。特定額の取り決めのほか、値上げ額・値上げ幅・値上げ率、最低価格などの価格の設定範囲、標準価格・目標価格などを取り決めるものが典型例であるが、価格算定方法、価格構成要素などに係る取り決めも価格カルテルの一種とされる²³⁾。

公正取引委員会は、独占禁止法44条1項の規定に基づく年次報告等において前年度の同法違反事件の処理状況を公表しているところ、年次報告等では、処理事件が行為類型別に分類されており、このうち複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類されている。また、価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件については、「価格カルテル」に分類されている²⁴⁾。

ア 排除措置命令等

平成20年1月以降、平成25年11月末までに公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令（同一事件について排除措置命令を行わないもの）を行った価格カルテル事件は31件あり、その中には「販売価格の引上げ又は維持」「販売価格の低落防止」といった行為の目的が認定されているものもあるものの、上述の入札談合とは異なり、合意の意図・目的が排除措置命令書に直截的に記載されていないものが多数を占めている。

他方、原材料価格の高騰など供給に要するコストの上昇（及び上昇分の販売価格への転嫁の必

20) 東京高判平18・2・24（東燃ゼネラル石油による審決取消請求事件・平17（行ケ）118号）。

21) 公取委勧告審決平11・12・20（平11（勧）25号。平成17年改正前の独占禁止法48条4項に基づく審決）。

22) 前掲19。

23) 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法 [第4版]』（弘文堂、2013）p.74。

24) 平成24年度公正取引委員会年次報告p.30等。

要性)、対象商品・役務の市況の低落傾向、競争見積り合わせの導入等の価格決定方式の変更、従前の値上げが十分達成できていなかったことなど、価格カルテルに至った背景事情について記載されているものが多く、そのような背景事情の記載により、違反行為の意図・目的をある程度推察できるものもある。

イ 判決

はくさい等の野菜の交配種の種子の元詰販売業者による価格カルテル事件の審決²⁵⁾の取消訴訟においては、本件の合意が遅くとも平成10年3月19日以降存在していたとする同審決の認定に対し、原告側が、同日より前に形成されたとされる合意の形成過程について立証する証拠がないと主張した。これについて、判決²⁶⁾は、以下のとおり判示した：「原告らは、本件合意の形成過程や成立時期等について実質的証拠の欠缺を主張する（第3の2(2)）が、不当な取引制限において必要とされる意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識し、ないしは予測し、これと歩調をそろえる意思があることをもって足りるものというべきである（東京高裁平成7年9月25日判決・判例タイムズ906号136頁）から、このような意思が形成されるに至った経過や動機について具体的に特定されることまでを要するものではなく、本件合意の徴表や、その成立時期、本件合意をする動機や意図についても認定することが必要であることを前提とする原告らの上記主張は、その余の点について判断するまでもなく理由がない」。

(3) その他の行為類型

公正取引委員会は、独占禁止法違反の未然防止と事業者及び事業者団体の適切な事業活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して個別の相談に応じているところ、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集」として、毎年公表している。

公正取引委員会が近年不当な取引制限に該当するとして法的措置をとった事案は全てハードコア・カルテルの事例であるが、相談事例集には、必ずしもハードコア・カルテルに当たらない競争者間の取り決めに係る事例についても掲載されている。

以下では、不当な取引制限に関する平成20年度以降の相談事例の中から、独占禁止法上問題となるか否かの判断に当たって行為の意図・目的について言及している事例を紹介する。

ア 競合する機器メーカーからの全量OEM供給（平成22年度事例3）

本件は、検査機器メーカー X社が、一部の検査機器Aについて、自社による製造を取りやめ、

25) 公取委審判審決平18・11・27（平14（判）61号）。

26) 東京高判平20・4・4（平18（行ケ）18～20号）。

その全量を競争事業者Y社からOEM供給を受けることは、独占禁止法上問題となるものではないとした事例である。

X社の検査機器Aの販売数量は年々落ち込んできており、今後も拡大する見込みはないため、X社は、検査機器Aの製造・販売事業からの撤退も検討したが、検査機器の総合メーカーとして顧客の要望に応えるためには、自社ブランドの検査機器Aを販売し続けることは必須であると考え、今後は、自社による検査機器Aの製造を取りやめ、Y社が製造している検査機器AのOEM供給を受け、それをX社のブランドで販売することを検討していた。なお、検査機器Aの販売市場におけるX社のシェアは約10パーセント、Y社のシェアは約90パーセントであった。また、本件相談が行われる前に、Z社が検査機器Aの製造・販売を開始しており、Z社が検査機器Aの販売市場においてシェアを伸ばすことが見込まれていた。

相談事例集では、次のとおり考え方が示されている：

「本件は、我が国の検査機器Aの販売市場における合算シェアがほぼ100パーセントとなる2社の間でOEM供給が行われるものであるが

- ア 検査機器Aの製造事業から撤退せざるを得ないとしているX社に対するOEM供給であること
- イ 本件OEM供給によってX社の製品ラインナップが充実すれば、2社間の販売競争が活発化することが期待されること
- ウ 2社は、互いに検査機器Aの販売価格、販売先等には一切関与せず、それぞれ独自に販売を行うとしていること
- エ Z社が検査機器Aの製造・販売を開始したことにより、今後は2社にZ社を加えた3社による活発な競争が期待されること

から、本件OEM供給は、我が国の検査機器Aの販売市場における競争を実質的に制限するものではない。」

本件では、競争の実質的制限の有無の判断に当たり、業績不振による販売事業からの撤退を回避するという本件計画の目的も勘案されているが、そのみを理由として独占禁止法上問題ないとされたものではない。

イ 映像コンテンツの配信価格の共同決定（平成22年度相談事例4）

本件は、複数の映像コンテンツメーカーが、法人ユーザー向け営業活動を共同出資会社に一括して行わせるとともに、当該会社と共同して、法人ユーザーに対する販売価格を決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例である。

映像コンテンツAのメーカー6社は、映像コンテンツAを制作し、配信業者X社を通じて法人ユーザー向けに販売していた。映像コンテンツAの法人ユーザー向け販売市場における6社の合算シェアは約70パーセントであった。法人ユーザー向けの営業活動は、6社がそれぞれX社から受託し、個々に法人ユーザーに対し行ってきた。

映像コンテンツの配信規格の改定により各メーカー間での映像コンテンツAの品質差が縮まる

ことが予想されていたところ、6社は、これまでどおり個々に法人ユーザー向け営業活動を行うと、価格競争が激化し、映像コンテンツAの販売価格の下落傾向に拍車がかかるのではないかと懸念した。

そこで、6社は、映像コンテンツAの販売価格の下落を避けるため、

- ① 過去に6社が共同出資によって設立したY社に、X社から映像コンテンツAの法人ユーザー向け営業活動を一括して受託させる
- ② 6社及びY社が共同で法人ユーザー向けの販売価格表を作成し、この販売価格表に基づき、Y社に営業活動を行わせる

ことを検討した。

相談事例集では、次のとおり考え方が示されている：

「6社及びY社が、法人ユーザーに対する映像コンテンツAの販売価格の下落を避けるため、共同して法人ユーザー向けの販売価格表を作成し、それに基づきY社に営業活動を行わせることは、映像コンテンツAの法人ユーザー向け販売市場における価格競争を制限するものであり、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項、第3条）として、独占禁止法上問題となるおそれがある。」

ウ 広告取扱基準の共同策定（平成22年度相談事例5）

本件は、広告媒体業務を営む複数の事業者が、共同して、1つの広告内に2種以上の商品を扱うことを制限する広告取扱基準を定めることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例である。

4社は、ある地域において、広告主から対価を得て自己の広告媒体に広告を掲載する事業者であり、当該地域の広告取引の分野における4社の広告の合算シェアは90パーセントを超えていた。

4社は、次の①～③の理由から、共同して、複数商品広告（1つの広告内容に2種以上の商品を扱う広告）を認めないこととするなどの広告取扱基準を定めることを検討した。

- ① 複数商品広告では、広告の対象である商品が不明確になり、消費者にとって誤解が生じやすい。
- ② 各媒体社が、複数商品広告について異なった取扱いとすることは、広告主にとって分かりにくく、広告作成に際して障害となる。
- ③ 複数商品広告により、今まで広告主が複数に分けていた広告を1つにまとめられてしまうと、媒体社の広告収入が減少してしまう。

なお、複数商品広告について、広告の対象商品が不明確であるといった消費者からのクレームや、取扱基準を統一してほしいといった広告主からの要望が寄せられていたという事実はなかった。

相談事例集では、次のとおり考え方が示されている：

「本件は、競争関係にある4社が、共同して、複数商品広告を制限する取扱基準を定めるものであり、次のことから、媒体社間の広告主の獲得競争に悪影響を与え、不当な取引制限（独占禁止

法第2条第6項、第3条)として独占禁止法上問題となるおそれがある。

- (1) 媒体社にとって、人気、発行数等消費者への露出の程度、広告料金のほか、どのような広告を掲載するかということも広告主獲得のための競争手段となっていると考えられる。したがって、4社が、共同して、複数商品広告を制限する取扱基準を定めることは、媒体社間の競争手段を制限するおそれがある。
- (2) 複数商品広告が多数掲載されている現状においても、広告の対象商品が不明確であるといった消費者からのクレームや取扱基準を統一してほしいといった広告主からの要望が寄せられているわけではないことからすれば、4社が、共同して、複数商品広告を制限する取扱基準を定めることは、専ら広告収入を確保するという目的に基づくものと考えられ、広告費用が増加し、広告主の利益を不当に害するおそれがある。」

第4 行為の意図・目的の認定にはどのような意義があるのか

行為の意図・目的については、独占禁止法違反の要件ではないと考えられており、少なくとも公正取引委員会が行政上の措置をとる際にはこれを認定する必要はない。

他方で、行為の意図・目的を認定する意味は全くないとされているわけではなく、独占禁止法違反の有無について判断する際に考慮すべき事項の一つとなり得とも考えられている。個別事案においても、行為の意図・目的について言及しているものも少なくない。

それでは、行為の意図・目的の認定は、独占禁止法違反の有無についての判断においてどのような役割を果たしているのだろうか。

まず考えられるのは、当該行為が正当化されるものかどうか(実質要件を満たすかどうか)を判断するための考慮要素ということである。

すなわち、上述のとおり、実質要件の充足の有無について判断する際、目的の正当性と当該目的を達成する手段についての必要性(相当性)・合理性を勘案することとなるが、その際、目的がおよそ正当とはいえないものであれば、それを達成する手段の必要性等をみるまでもなく、当該行為は正当化され得ないということになる。また、目的に一応の正当性がある場合には、当該目的を達成する手段としての必要性(相当性)・合理性が検討されることになる。

本稿の第3の3(1)及び(2)でみたように、不当な取引制限の事案に係る最近の公正取引委員会の排除措置命令書には、「価格の低落防止」「受注機会の均等化」といった行為の目的が記載されているものが少なくないが、当該行為の目的が、本来市場メカニズムを通じて決せられるべき価格水準や受注頻度等を人為的に支配しようとすることにあったという事実は、当該行為が正当化される行為ではないことを強くうかがわせる。本稿第3の3(3)イの相談事例における「販売価格の下落の回避」という行為の目的の認定も同様と考えられる。また、同ウの相談事例においては、相談者が挙げた行為の目的のうち、「一般消費者による誤認の防止」「広告主からみた分かりやすさの確保」については名目的なものにすぎないことが指摘されており、残る「広告収入の確保」については、正当な目的たり得ない、又は仮に目的として正当ではないとまではいえない

としてもそれを達成する手段として共同で広告取扱基準を定めることは正当化されないと判断されたものと考えられる。

不当な取引制限の事案に係る排除措置命令の中には行為の意図・目的について言及していないものもあるが、上述のとおり、正当ではない意図・目的の存在は独占禁止法違反の要件ではないとされている。

なお、違法な行為と正常な事業活動との区別がしばしば問題となる排除型私的独占事件に係る審判において、被審人が、「私的独占の成立は、その規制対象事業者に対し、多大な不利益を与えるものであるから、その要件として行為者の競争制限的意思が必要である」とした上で、他の事業者を排除する意思や新規参入を阻止する意図がなかったのだから私的独占には当たらないと主張したのに対し、審決²⁷⁾では「排除行為の判断に当たって、主観的な意図は必要ではなく、客観的に排除行為が認められれば足りるから、被審人が他事業者を排除する意思を有していたかどうかは、前記判断を左右するものではない」とされた事例がある。これについては、「主観的要素として排除する意図が要件とされていないことを確認したにとどまり、排除する意図を立証する証拠が、問題となる行為を排除行為であることを推認させる重要な間接証拠となり得ることを否定したものではない」とする考え方が²⁸⁾ある。公正取引委員会が平成21年に策定・公表した「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」においても、「行為者の意図・目的」は、当該行為が排除行為となるか否かを判断するに当たっての考慮要素の1つとされている²⁹⁾。

以上は、独占禁止法違反の成立が行為の意図・目的によって妨げられないとされた事例であるが、同法違反の成立を妨げる要素として、行為の意図・目的が考慮されている事例もみられる。

最判平元・12・14³⁰⁾において、裁判所は、「不当廉売規制に違反するかどうかは、専ら公正な競争秩序維持の見地に立ち、具体的な場合における行為の意図・目的、態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合考慮して判断すべきものである」との一般論を示した上で、本件廉売行為の意図・目的について、「芝浦のと場料が長期間にわたり低廉で推移してきたのは、原審が適法に確定したところによると、と場料の値上げには生産者が敏感に反応して、芝浦への生体の集荷量の減少、都食肉市場の卸売価格ひいては都民に対する小売価格の高騰を招く可能性があるところから、かかる事態を回避して集荷量の確保及び価格の安定を図るとの政策目的達成のため、赤字経営の防止よりは物価抑制策を優先させることとし、東京都一般会計からの補助金により赤字分を補填してきたことによる」と述べている。裁判所は、「事業主体が特定の政策目的から廉売行為に出たというだけでは、公正競争阻害性を欠くということではできないことも独占禁止法19条の

27) 公取委審判審決平19・3・26（東日本電信電話に対する件・平16（判）2号）。

28) 前掲12のp.80。

29) 同指針第2の2（2）エ、同3（2）オ、同4（2）オ、同5（2）オ。このほか、同指針第3の2（2）オでは、重大事故を防止する観点から安全な機器への買替えを促進するために行う原価割れ販売について、「その行為は重大事故を未然に防止するという目的に基づくものであって、一般消費者の利益につながるとともに、それが競争に与える影響は限定的であることが多いと考えられることから、このような事情を勘案した上で、競争を実質的に制限するか否かが判断される」としている。

30) 前掲3。

規定の趣旨から明らかである」としながらも、「被上告人の意図・目的が右のようなものであって、前示のような三河島及び芝浦を含むと畜場事業の競争関係の実態、ことに競争の地理的範囲、競争事業者の認可額の実情、と畜場市場の状況、上告人の実徴収額が認可額を下回った事情等を総合考慮すれば、被上告人の前示行為は、公正な競争を阻害するものではないといわざるを得ず、…被上告人の右行為は独占禁止法19条に違反するものではない」と結論付けている。本判決例において、行為の意図・目的は、公正競争阻害性の認定を妨げる要素の一つとして考慮されていると考えられる。

不公正な取引方法の1つとして禁止される再販売価格拘束に係る最近の審決取消訴訟において、原告（すなわち関係人事業者）が、中小小売業者の生き残りを図る等の目的で行った行為なので「正当な理由」があると主張した事例³¹⁾があったが、ここでも、独占禁止法違反の成立を妨げる要素として、行為の意図・目的が考慮されていた。

また、本稿の第2で触れた家庭用ゲーム機用のソフトに係る再販売価格拘束及び拘束条件付取引事件の審判審決³²⁾においても、行為の意図・目的は公正競争阻害性の認定を妨げる要素の一つとして挙げられている。

相談事例では、本稿第3の(3)アの事例のほか、本稿では取り上げなかったものの、不当な取引制限以外の行為類型に係る最近のいくつかの相談事例において、行為の目的（社会公共的な目的など事例により区々）が独占禁止法違反の成立を妨げる要素の1つとして考慮されている。

以上のように、行為の意図・目的は、当該行為が正当化されるか否かを判断する際の考慮要素の1つとして取り扱われているが、繰り返し述べているとおり、行為の意図・目的に正当性のないことは独占禁止法違反の要件ではなく、また、意図・目的に正当性がなくても直ちに独占禁止法違反になるわけではない。独占禁止法違反、とりわけ不当な取引制限の立証において、行為の意図・目的を認定する意義は他にあるのだろうか。

この点に関して、上述第3の3(1)イ(イ)の審判審決では、関係人の「競争を制限し得るとの認識」及びその他の事実から、一定の取引分野における競争が実質的に制限されていたと判断されている。しかし、競争の実質的制限が外形的に調っているというためには行為者の認識の立証を要す

31) 31東京高判平23・4・22（ハマナカによる審決取消請求事件・平22（行ケ）12号）。なお、判決では次のとおり「正当な理由はない」とされた：「原告の主張する目的のうち、中小小売業者の生き残りを図るという部分は、中小小売業者が自由な価格競争をしないことで生き残りを図るというのであるから、公正かつ自由な競争秩序維持の見地からみて正当性がないことは明らかであり、国民経済の民主的に健全な発展の促進という独占禁止法の目的に沿うともいえない。また、原告の主張する目的のうち、産業としての、文化としての手芸手編み業を維持するという部分は、一般的にみて保護に値する価値とはいえるものの、それが一般消費者の利益を確保するという独占禁止法の目的と直接関係するとはいえない上、同法23条の指定も受けていない商品について、上記の目的達成のために相手方の事業活動における自由な競争を阻害することが明らかな本件行為という手段を採ることが、必要かつ相当であるとはいえない。よって、本件行為に【引用者注：平成21年改正前の「不公正な取引方法」の一般指定12項の正当な理由があるとはいえない。】

32) 前掲7。なお、当てはめの結果、「仮に被審人の横流し禁止行為の目的にその主張に係る合理性が認められるとしても、その手段としての必要性・合理性が低いことからすれば、前記特段の事情は認められず、本件横流し禁止行為に公正競争阻害性がないということではできない」としている。

るものではないため、本件における「認識」の認定にどのような意義があるかが問題となるが、本件においては正当化の可否の判断の考慮要素として用いられているとは考えがたい。本件では、合意とその実行によって競争が実質的に制限されたという、行為と弊害の因果関係を根拠付ける事実の1つとして用いられているのではないかとも考えられる。

J.S.ミルの経済思想

小 沼 宗 一

目次

- I はじめに
- II J.S.ミルの生涯と著作
- III 生産・分配峻別論
 - 1. 富の生産・富の分配
 - 2. 経済学の原理と政府の政策
- IV 停止状態論
 - 1. 人口の制限政策
 - 2. 分配の改善政策
- V むすび

I はじめに

本稿の課題は、イギリス経済思想の歴史の中におけるJ.S.ミル経済思想の特質と現代的意義およびその限界について考察することである。本稿の構成は次の通りである。IIではJ.S.ミルの生涯と著作を概観することを通して、ミル経済思想の形成過程を考察する。父ミルとベンサムとの親交を確認し、ミルとベンサム功利主義との関係を明らかにする。IIIではJ.S.ミル『経済学原理』（1848年）における富の生産と富の分配との峻別論について考察する。ミルが、富の生産と富の分配とを峻別したことの政策的な重要性を明らかにする。IVでは『原理』における停止状態論について考察する。ミル経済思想の特質は富の分配政策の中にこそあり、ミル経済思想の現代的意義は、富の分配政策を含む停止状態論を提示した点にあった、との見解を提示する。ミルは、高賃金のために人口の制限政策を提唱して、人口の制限によってもたらされる高賃金によって貧困問題を解決しようとした。本稿では、人口の制限政策はミル経済思想の特質の一つではあるが、人口制限政策はミル経済思想の限界でもあった、との見解を提示する。本稿は、ミル経済思想の最大の特質を、人口の制限政策の中にはなく、富の分配の改善政策の中にこそ見出そうとするものである。

II J.S.ミルの生涯と著作

ジェイムズ・ミル (父ミル)

ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-73) の父は、ジェイムズ・ミル (James Mill, 1773-1836) である。父ミルは、1773年、小商人 (靴匠) の息子としてスコットランドに生まれた。父ミルは、少年時代、スコットランド財務判事のジョン・ステュアート卿にその才能を認められ、夫人ジェインらが作った聖職者養成のための奨学資金で、1790年にエディンバラ大学に入学した。父ミルは、大学の普通課程を修めて、牧師の資格を取得したが、牧師職には就かなかった。父ミルは、いくつかの家の家庭教師を勤めた後、ロンドンに定住して著述に没頭する。1802年、父ミルはロンドンに上京する。ステュアート卿が下院議員に当選して議会開会のために上京した時に同行したと推定される (山下, 1997, 8-20)。

父ミルは、1802年にロンドンへ上京して以来、1819年に東インド会社に就職するまで、ジャーナリズム活動によって生計を支えた。この時期の父ミルは、諸雑誌への不安定な寄稿以外には収入がなかった。1805年に結婚し、9人の子どもたち (4男5女) に囲まれる大家族になった。父ミルは、徹底した民主主義の思想の持ち主であり、当時のイギリスで勢力を持っていた富裕な人々の考え方を嫌悪した。父ミルは、1806年頃、『英領インド史』の構想を立て、10年後の1817年に刊行した。その期間、ほとんどすべての日々のかかりの時間を、ミルの教育に費やした。子どもたちのだれも、成年に達するまで、父以外の教師を全く持たなかった。父ミルは、ミルに対して、最高級の知的教育を与えようと努力して、莫大な労力と配慮と忍耐とを費やした。

1808年、父ミルは『商業擁護論』を刊行し、この年からジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) と親交を始めた。ベンサム60歳、父ミル35歳の時である。父ミルとベンサムとは、私生活上でも緊密であった。ベンサムは、1810年、クイーン・スクエアの自宅の隣に所有していた旧ミルトン邸にミル一家を住まわせた。一家は数カ月でニューウイントン・グリーンに転居したが、1814年には再びクイーン・スクエアに戻り、1830年まで居を定めた。ミル一家は、1814年から18年まで、ベンサムのフォード僧院の別荘に1年の半ば以上滞在した (同, 111)。

ミルの英才教育の始まり

1806年5月20日、ジョン・ステュアート・ミルは、ジェイムズ・ミルの長男として、ロンドンに生まれた。父ミルは、ミルが3歳の時からギリシア語を教えた。ミルは、執筆中の父ミルと同じ部屋の同じ机で勉強をした。ベンサムは、1812年7月25日付の書簡で、父ミルへ次のように述べている。「もしも、あなたが私をジョン・ステュアート・ミルの後見人に指名されるならば、父であるあなたに不慮のことが起こった時には、あの子をクイーン・スクエア・プレスか他のどこかに引き取って、必要ならば鞭打ちでも何でもして、悪魔と精霊の区別のようなあらゆる正当な区別をするように、また、法典でも百科全書でも、その他つくるのに適当な何でもつくることできるように、私が涙の谷のこの世の住人である間は、あの子を教えようと思います」(『J.S.ミル初期著作集1』1979, 8) と。これに対して、父ミルは、1812年7月28日付の書簡で、ベンサ

ムへ次のように答えている。「あなたのお申し出を真剣に受け止めて、お申し出ができるだけい
かされるように配慮したいと思います。そうすれば、私たちは、おそらくあの子を私たち二人の
価値ある後継者として残すことができるでしょう」（同, 8-9）と。ミルは幼児期に父ミルから、
ギリシア語の他に数学を教わった。夜は数学の勉強の時間であった。1810年から1813年まで、ミ
ル一家はニューウイントン・グリーンに住んでいた。家の周辺は田園風景であった。父ミルは、
朝食前のミルとの散歩を習慣としていた。ミルは、前日にメモを取りつつ読んだ本の内容を、散
歩しながら父ミルに説明した（同, 9）。

1818年、12歳のミルは論理学の学習を始め、プラトンの『国家』等の対話編を読んだ。13歳
のミルは、リカードウの経済学に取り組んだ。父ミルの親友リカードウ（David Ricardo, 1772-
1823）は、父ミルの請願と強い奨めを受ける形で、1817年『経済学および課税の原理』を出版し
ていた。「本書（リカードウ『原理』）は、父の懇請と強い奨めがなかったならば、出版もされず、
書かれもしなかったであろう。というのは、リカードウは、非常に控え目な人物であって、自分
の理論が正しいことを確信していたにもかかわらず、自説を解説し表現する能力が乏しいと考
えて、著書の出版をためらっていたからである。リカードウは、父の同じような友情をこめた激励
によって、1, 2年後に下院議員になった」（同, 15）。ミルは、リカードウの『原理』を読んだ後に、
スミスの『国富論』に取り組んだ。1819年、父ミルは東インド会社に就職した。

父ミルの教育の欠陥

父ミルの教育には、二つの欠陥があった。第1の欠陥は、父ミルの「恐怖の教育」により、ミ
ルの性格が、いつでも控え目で、引っ込み思案になった点である。「父は、優しさと愛情の雰
囲気の下では、優しく愛情に満ちていたことであろう。しかし、父は、不釣り合いな結婚と烈しい性格
とのために、そのような雰囲気をつくり出すことができなかった」（同, 16）。父ミルによるミル
への教育は、愛の教育ではなく、恐怖の教育であった。ミルは母についていう。もし母が、イギ
リス人には稀な、真に暖かい心をもった人であったならば、第1に父を全く異なった人間にして
いたことであろう。また、第2に、子どもたちを愛情のある、また人からも愛される人間に成長
させていたことであろう。しかし、ミルの母は、いくら善意からであったとしても、子どもたち
のためにあくせく働いてその生涯を過ごすということしか知らない女性であった。かくしてミル
は、「愛情を欠いた恐怖の状態の中に成長した」（同, 18）。

父ミルの教育には第2の欠陥があった。それは父ミルの「命令の教育」は、ミルの意志の強さ
にとって有利ではなかった、ということである。ミルは、「すべきことを自発的にしたことはなく、
父が私にせよと言うまで待っていた」（同, 19）。父ミルの教育により、ミルは、他の人々の指導
に従おうとして待っている引っ込み思案、道徳的自発性の不足、道徳感や知性さえも、誰か他の
人に促されなければ発揮することができない指示待ちの習慣を身につけた。

ベンサム の別荘に同居

1814年の冬、ミル一家は、ニューウイントン・グリーンからベンサムの家にごく近いウェスト
ミンスターのクイーン・スクエアの家に転居した。その家は、父ミルがベンサムから借りたもの

である。ミル一家は、この家に、1830年まで住んだ。1814年から1818年まで、ベンサムは、毎年の半分をフォード僧院の別荘に住んだが、ミル一家は、その間、フォード僧院に同居する便宜を得た。フォード僧院での生活は次のようなものであった。ベンサムと父ミルは、同じ大きな部屋で、研究と執筆をした。父ミルは、7時には仕事を始め、ベンサムは9時過ぎまで出て来なかった。その2時間、子どもたちは、同じ部屋で勉強をした。朝食は9時であり、ベンサムは、1時に食事をした。ベンサムは、1時の食事の前に父ミルと一緒に散歩に出かけた。父ミルは、朝食とこの散歩の間の時間を、ミルの教育のために使った。父ミルとミルは、戸外をよく歩いた。父ミルは1時から6時まで、書齋で過ごし、子どもたちは勉強をした。夕食は6時であり、ベンサムは、夜の時間を社交の楽しみで過ごした(同, 21)。食堂には、各種の楽器があり、この家には多くの階段があった。大広間もあり、小さな書齋もあった(同, 22)。こうした恵まれた環境の中でミルの性格は形成されていった。

フランス留学

3歳の時からミルは、父ミルの手によって厳しい英才教育を受けて育った。1820年5月から1821年7月まで(14歳から15歳)の1年間、ミルは父のそばから離れて、フランスにおいて伸び伸びとした生活を楽しむ機会を得た。このフランス留学は、当時フランスに移住していたベンサムの弟サミュエル・ベンサム一家の暖かい配慮の賜物であった。ミルは、フランス滞在中、フランス語を身につけ、フランス語の本に親しんだ(同, 33)。体育の指導も受けたが、この分野は何一つ上達しなかったようである。モンペリエ大学理学部の講義の冬季講座にも出席した。高等数学の課程も履修した。ミルは、フランスでの1年間を、「大陸の生活の伸び伸びとして気持ちのよい雰囲気」(同, 33)の中で暮らした。ミルは、パリで、セイ(Jean Baptist Say, 1767-1832)の家にしばらく滞在した(同, 35)。セイは父ミルの友人であり、フォード僧院の訪問者の一人であった。セイは、ミルに下院の構図を見せてくれた。各議員が着席する場所が示されていたが、自由主義者は左側、極右派は右、与党は中央、日和見の連中は中間の議席を占めていた。ミルは、フランス社会主義者のサン・シモン(Saint-Simon, 1760-1825)にも会っている。ミルは、「大陸の自由主義に対する強烈で永続的な関心」(同, 35)に接し、その後も、親しみ続けることになる。

ベンサムの弟サミュエル・ベンサムの長男ジョージ・ベンサム(George Bentham, 1800-1884)は、後に植物学者となる。ジョージはミルより6歳年長で、ミルはベンサム家に滞在中、兄のように親しんだ(同, 54)。ジョージは、ミルのため、ダンスの個人授業の先生を頼んだ。ミルはジョージと、植物・昆虫採集をして遊んだ。ジョージは、ミルのため、乗馬の学校も見つけて申し込んだ。ミルは、フェンシングのレッスンを受け、唱歌と音楽の授業を受けた。8月10日から50日間、ピレネー山地への大旅行を行った。この大旅行は、ミルのフランス滞在中のハイライトであった。ミルは、登山と植物採集に夢中になった。登山と植物採集は、生涯、ミルの趣味となった(同, 31)。

ベンサム主義者となる

1821年、15歳のミルは、イギリスへ帰国する。父ミルはミルに1冊の書物を渡した。デュモンの『立

法論』（1802年）である。本書はスイス人デュモンがベンサムの法学理論をフランス語で平易にまとめた著書である。「本書を読んだことは、私（ミル）の人生の一大画期であり、私の精神上の転換期の一つであった」（同, 65）。ミルは、「最大多数の最大幸福」をスローガンとする功利主義を受け入れ、ベンサム主義者となる。1822-23年、ミルは功利主義協会を結成し、そのリーダーとなる。1823年、17歳のミルは、東インド会社に就職する。1824年、ベンサムの出資により、「哲学的急進派」の機関誌『ウェストミンスター・レビュー』が創刊される（同, 72）。ベンサム、J.ミル、J.S.ミルを中心とした「哲学的急進派」の人々は、功利主義と民主主義に基づき、資本家的な議会改革運動を推進した。マルサス人口原理も、「哲学的急進派」の理論的基礎の一つであった。マルサスの人口原理は、ゴドウィンの人間の無限の進歩可能性を否定するために主張されたものである。ミルは、人口制限によって高賃金をもたらす、労働者の貧困問題を解決しようとした。ミルは、人間の進歩の可能性を実現するための手段として、人口制限政策を主張した。

精神の危機

父ミルによる厳しい早期教育を受けて育ったミルは、15歳の時からベンサム主義を信奉して、「哲学的急進派」の若き闘士として活躍していた。1826年、20歳のミルは精神の危機に陥った。この時期、ミルは、ベンサム主義に対する深刻な懐疑を経験し、広範で異質な思想を吸収する。ミルは、はじめてベンサムの本を読んだ1821年の冬以来、特に『ウェストミンスター・レビュー』の創刊以来、確固とした人生の目的を持っていた。それは、「最大多数の最大幸福」という功利主義に基づいて世界の改革者になろう、ということであった。ミルの幸福の概念は、この目的と一体であった（同, 193）。しかし、1826年の秋、ミルは急に神経が麻痺したような状態に陥った。それまで快楽であると思っていたことが、どうでもよいことのように感じられた。ミルは、つまらない心境の中で、次のように自問した。「お前の人生の目的が今のこの瞬間に完全に実現したと考えてみよ。このことは、お前にとって、大きな喜びであり、幸福であろうか」と。この質問に対して、ミルの心は断固として「否」と答えた。ミルの幸福は、この人生の目的を追求する中に見出されるはずであった。しかし、この目的が魅力を失った今となっては、生きる目標はもはや残されていないように思われた（同, 194）。

ロマン主義との出会い

ミルの憂愁の上に、一筋の希望の光が差し込む瞬間は、マルモンテルの『回想録』を読んでいた時に突然やって来た。マルモンテルの父の死と家族の窮迫した状態、まだ少年であったマルモンテルが突然靈感を受けて、自分が家族のために何でもしよう、家族のために自分にできることをしようと決意し、家族に対してそのように宣言した一節に出会った。この光景に関する生き生きとしたイメージがミルを感動させ、ミルは喜びの涙を流した。この瞬間に、ミルの心は嘘のように軽くなった（同, 199）。

ミルは、幸福が行為の基準の指針であり、幸福が人生の目的であるという信念については、変節しなかった。しかしミルは、幸福という目的は、それを直接の目標としない場合に達成される、と考えるようになった。自分自身の幸福以外の何か別の目的、すなわち、他の人々の幸福とか、

人類の進歩とかに注意を集中して努力している人々だけが幸福を感じることができるのである。自分は幸福であるかと自問したならば、幸福ではなくなってしまう。幸福になる唯一の方法は、自分の幸福とは何か別の目的を設定して、それを自分の人生の目標として、自分が今やるべきことを積極的にやることである。ミルは、人間の教養の糧としての詩や音楽について、その重要な意味が分かるようになった(同, 201)。ミルの失意は、彼の幸福感の崩壊から生じていたのである。問題は、もしも社会と政治の改革者たちがその目的を達成して、社会のすべての人々が自由で物質的に安楽な状態となった時、人生の喜びはもはや苦勞して戦うことによって維持されることがなくなるために、喜びではなくなるのではないか、ということであったのである(同, 202)。

ミルの思想と感情とがこのような状態の中で、1828年の秋に、22歳のミルは、ロマン主義を代表する詩人の一人であるワーズワースの詩集を初めて読むのである。これは、ミルの人生の一大事件であった。ワーズワースの詩は、ミルの不安な心に、ぴったりと寄り添うように感じられた。ワーズワースの詩は、田園風景と自然美への好みという、ミルの快い感受性に対して、強く訴え掛けた。少年時代のピレネー山地の旅行以来、山岳美は、自然美についてのミルの理想そのものであった。ワーズワースの詩は、感情の状態と感情に彩られた思想の状態とを表現しているように感じられた。ミルは、ワーズワースの詩を読むことにより、内から湧き上がる喜びや、共感的、想像的な喜びの泉から水を汲む思いを感じて、元気を回復したのである(同, 204)。

1833年1月と10月の2回、ミルは『マンズリ・レポジトリ』誌上に、「詩の本質」および「詩人論」と題する論文(『J.S.ミル初期著作集2』所収, 189-227)を発表した。ミルは、ワーズワースの「内部瞑想の抒情詩」の特質を基調として、「詩は孤独と瞑想の自然な果実である」というミル自身のロマン主義詩論と、「哲学者詩人」としてのワーズワース論とを展開した。ここには、ミルのロマン主義への傾倒が表明されている。

ハリエット・テイラーとの交友

1830年8月に、24歳のミルは、23歳の人妻ハリエット・テイラー(Harriet Taylor, 1807-1858)と出会う。ミルとハリエットは、20年にわたる交友の後に結婚する。ハリエットは、ロンドンの南方のウォールワースの外科医トマス・ハーディの長女として生まれ、1826年3月、18歳の時に、ロンドンで薬種業を共同経営していたジョン・テイラー(John Taylor, 1796-1849)と結婚し、ロンドンに新居を構えていた。1827年には長男ハーバードが、1830年には次男アルガーノンが生まれていた。ハリエットはミルと初めて会った時、翌年7月に生まれる女の子(ヘレン)を妊娠していた(山下, 2003, 306)。まもなくミルとハリエットは相愛の仲となる。テイラー夫妻は話し合いの結果、一時的別居の後、ハリエットは妻としてとどまり、週末にはミルと過ごすようになった。この複雑な三角関係は、1849年にジョン・テイラーが癌で世を去るまで、20年近く続いた(泉谷, 2013, 12)。ミルとハリエットは、1851年4月に結婚した。しかし、二人の幸せな結婚生活は、フランスのアヴィニオンにてハリエットが急死することにより、7年半で終わりを告げた(『J.S.ミル初期著作集2』, 3)。ミルとハリエットとの間には、「女性の社会的地位という最も重大な問題について、同じ関心をもっているという強い連帯感があった」(同, 13)。ハリエットは、「詩的芸術

的な性質において極めて優れていた」（同, 15）。ミルは、絵画や彫刻の趣味、詩の趣味を深めることになった。ミルは、ハリエットが愛好していたシェリーの詩を読むようになる。ミルは、社交や個人的交際をわずらわしいと思うようになっていく（同, 16）。

ミルは、ハリエットとの約20年にわたる交友関係がプラトニックなものであったことを暗示する文章を残している。「私たちは、動物的な欲望の奴隷ではないすべての人々が、そうでなければならぬように、最も強く崇高な友情は、男女間には性的関係なしには存在できないとか、他の人々への顧慮や思慮分別や人格的尊厳が要求するときでも、そのような低級な衝動を抑えることができないといった卑劣な考え方を軽蔑した」（同, 17）と。

ミルのベンサム主義批判

1832年、ベンサムが84歳で亡くなった時、ミルは26歳である。ミルは、父ミルからの徹底した英才教育により、早くからベンサム主義を教え込まれた。フォード僧院の別荘での同居生活によって、ミルはベンサムの人柄にふれ、彼の質素な日常生活を熟知していた。ミルは、1826年にはじまる「精神の危機」を経て、追悼文「ジェレミー・ベンサム氏の訃報」（1832）を書き、「ベンサムの哲学」（1833）では、ベンサム主義の限界を認識するに至る。人間の行動は快楽と苦痛によって全く決定されるというのが、ベンサム主義の根本原理であるとした上で（同, 178）、ミルは、ベンサムの人間性論における顕著な誤りについて次のようにいう。「人類は実際に彼らを動かしている刺激の一部分によってのみ支配されていると想定し、しかもこの部分について人類は実際にそうであるよりもはるかに冷酷で思慮深い計算家であると考えていることである」（同, 185）と。ミルは、ベンサム主義の一面性を次のように批判した。「彼（ベンサム）は自分の思想を他の哲学者の思想とめったに比較しなかったし、他の人々の中に彼の理論が反駁する手段や理解する手段をもつことができなかつたような思想が、どんなに多く存在していたかということを決して気づかなかつたのである」（同, 187）。

ベンサムは、「人間の行為は快楽と苦痛によって決まる」として、個人の効用の可測性と、効用の集計可能性とを仮定し、人類の目的として「最大多数の最大幸福」という最大幸福原理を主張した（永井, 2003, 58）。ミルは、ベンサム主義の一面性を批判した。ミルは、功利主義を精神的な快楽を含んだ内容に修正した。「満足した豚であるよりも不満足な人間である方がよく、満足した馬鹿であるよりも不満足なソクラテスである方がよい」というのが、ミル功利主義の考え方であった。ベンサムは、国民性の相違を過小評価した。ベンサムにとって、人間性は不変であった。ベンサムは、イギリスの教育制度をそのまま植民地インドへ適用しようとしたが、ミルは、国民性の相違、慣習や伝統という精神的な要素の重要性を強調した。

公共財団と教会財産

1833年2月、『ジュリスト』誌上に、ミルは「公共財団と教会財産」と題する論文を発表し、国民の道徳的・知的進歩のための教育の費用は、国家の義務であるとした。ミルは、社会的害悪の主要な源泉は、無知と教養の欠如であるとした（『J.S.ミル初期著作集2』, 263）。無知と教養の欠如を取り除くために、ミルは政府による教育の充実を提唱した。それは、学校や大学だけではなく、

大衆書から国立の美術館や劇場、公の競技会に至るものであった。ミルは、賢明な政府が、国民の良い教育のための費用をまかなうことを提唱した(同, 266)。「議会の第1の義務は、贈与資産を有効に使用することであり、しかもそれを寄贈者が意図した恩恵の量にある程度応じて使用することである」(同, 272)。ミルは、教育の目的のために指定された基金は、進んで教育に捧げられなければならないという。ミルは、喜捨のために委ねられた基金は、より貧しい階級の一般的な救済に充てられなければならないとした(同, 272)。

通貨奇術

1833年6月、ミルは、『テイツ・エディンバラ・マガジン』に無署名で、「通貨奇術」の論文を掲載した。ミルは、不換紙幣増発が債権者から債務者への強制的な財産移転であるとし、「商品に対する需要を成すものは商品であり、紙券片ではない」(同, 294)とした。「アトウッド氏の誤りは、通貨の減価はあらゆる商品への需要を実際に増加させ、その結果生産物を増加させると想定したことである」(同, 293)。批判対象のアトウッド(Thomas Attwood, 1783-1856)とは、パーミンガムの銀行家であった。アトウッドは、1819年のピール条例(23年よりの兌換再開を法定、実際は21年から兌換再開)が対仏戦争(1793-1815年)後の不況、失業、困窮を一層悪化させたと考えた上で、21年にパーミンガムの商人を率いて、議会に対して兌換再開の延期申し入れを行った。通貨を景気調整手段に利用するアトウッドを、ミルは通貨奇術師と批判した。ミルの基本的立場は、「供給はそれ自らの需要を創造する」というセイ法則を仮定するものであり、この意味でミルは最後の古典派経済学者であった。

マーティーノウ女史の経済学

ハリエット・マーティーノウ(Harriet Martineau, 1802-1876)はユニテリアン教育によって育てられた。彼女は、聴力障害者だったが、『経済学例解』(1832-1834)シリーズの成功後、アメリカへ渡り『アメリカの社会』(1837)、『西部旅行の思い出』(1838-1839)を出版する(船木, 2013, 63)。1834年、ミルは「マーティーノウ女史の経済学」の中で、マーティーノウとは意見を異にせざるをえない重要な点の一つあるとした。ミルは、マーティーノウが、人口原理から救貧法を無条件に非難している点を指摘して、もっと慎重に書いてくれなかったのは残念である、というのである。「救貧法の原理に対する無条件な非難は今やほとんど放棄されてしまっているからである」(『J.S.ミル初期著作集2』, 305)。救貧法の悪用によって起こる人口増加に対して、ミルは、組織的植民政策や人口制限政策の必要性を考えていた。ユニテリアン教育によって育てられたマーティーノウの場合には、独断的に教訓をたれる傾向があったようである。ミルは、「古い経済学」が「きわめて局限された暫定的価値しかもたない」という、社会制度の暫定性への認識を、サン・シモン派から学び取っていた(同, 300)。ミルの基本的立場は、救貧法(生活保護法)をある一定の条件の下で支持する、というものであった。ミルにおける分配の改善政策は、ミル経済思想の具体的表現であった。

ウェイクフィールドの「組織的植民」論

1834年、ミルは、ウェイクフィールド(Edward Gibbon Wakefield, 1796-1862)の「組織的植

民」論を『エグザミナー』に掲載した。ウェイクフィールドは、『イギリスとアメリカ』(1832年)において、南オーストラリアへの「組織的植民」計画を提示していた。ミルは、この計画を、「国家にはいかなる経費負担もかけず、計画者たちの単独負担において実行されるであろう」(同, 311)と支持した。「過剰人口の歴史上はじめて、移民はいまやその費用を自弁する形で行われるだろう」(同, 314)。生産の三要素は土地、労働、資本である。イギリスでは、土地が不足しているが、労働と資本は土地に比べて過剰である。そのため、劣等地耕作が余儀なくされて、優等地では過度な耕作が余儀なくされている(同, 318)。ミルは、過剰人口社会の諸弊害からイギリスの産業を救済する方法として、「組織的植民」論を高く評価した。われわれは、「未開に対する文明の優位」というミル植民地論の中に、ミル経済思想の特質の一つを見出すことができる。しかし同時に、植民地国家としての「大英帝国」を当然視したミル植民地論の中に、彼の経済思想の限界を指摘せざるをえない。

『論理学体系』と『経済学原理』

1843年、ミルは『論理学体系』初版を公刊する。その第3版は1850年、第8版は1872年である。1848年、『経済学原理』初版を出版する。その第2版は1849年、第3版は1852年、第7版は1871年である。1851年、ミルは、テイラー未亡人のハリエットと結婚する。母や弟妹と不和になり、ロンドン郊外に二人で住む。1856年、東インド会社の通信審査部長に昇進し、年俸2000ポンドとなる。1858年、東インド会社の廃止を機に退職する。1858年、南フランスへの旅行の途中、アヴィニョンにてハリエットが急逝する。ハリエットの死後、ミルは、アヴィニョンとロンドンにて養娘ヘレン・テイラーと共に生活をする。

『自由論』

1859年、ミルは『自由論』を公刊し、その第2章「思想および言論の自由について」の中で、なぜ少数の反対意見を沈黙させるのは不当か、という問題を提示した。ミルは、支配的な意見の「多数者の専制」、「無誤謬性の仮定」を批判した。反対意見と真理に関して、ミルは次の3点を指摘した。①たった一人の反対意見が真理かもしれない(青年を腐敗させる犯罪者として死刑に処せられたソクラテスの例)。②たとえ少数の反対意見が全くの誤謬だとしても、支配的意見は、論争によってこそ、その合理的根拠が理解できる。③一般的には、反対意見の中にも真理の一部分が含まれている(18世紀の文明讃美の風潮の中で文明批判をしたルソーの例)。「人間は、議論と経験とによって、自分の誤りを正すことができる。経験のみでは十分ではない。経験をいかに解釈すべきかを明らかにするためには、議論がなくはならない」(ミル, 1971, 44), 「真理は、相矛盾する二組の理由をあれこれ考えあわせてみることによって定まるのである」(同, 75), 「その問題に関して自分の主張を知るに過ぎない人は、その問題に関してほとんど知らないのである」(同, 76)。ミルにとって自由とは、他人に害を及ぼさない限り、自分自身の幸福を自分自身の方法において追及することである。自分でよいと思う生き方をお互いに許し合うことが自由であるが、個人は他人の迷惑となってはならないのである。「自由の名に値する唯一の自由は、われわれが他人の幸福を奪い取ろうとせず、また幸福を得ようとする他人の努力を阻害しようとしな

限り、われわれは自分自身の幸福を自分自身の方法において追及する自由である」(同, 30)。

『代議制統治論』

1861年、ミルは『代議制統治論』を公刊し、その第8章「選挙権の拡大について」の中で、教育の程度に応じた複数投票制度を提案した。「ひとりの人が、二重投票権をもつのは、同一選挙場で2票を投ずるというやり方以外の方法でも可能であり、二つのちがった選挙区で各1票をもつてもいい」(ミル, 1997, 232)。ミルは、無教育者あるいは救済貧民という下層階級が選挙権をもつことに反対した。「自分の労働によって、自分自身の生計を維持できない人は、他人の金を自由にする権利を要求することはできない」(同, 222-223)。ミルは、代議制の条件に、課税をあげる。「どんな目的のためにも他人のポケットに手を入れることを許可するに等しい」(同, 221)として、税金を何も払わない人々には、選挙権を与えるべきではない、とミルは考えていた。労働者階級の男性が選挙権を獲得するのは第二次(1867年)および第三次(1884年)の選挙法改革によってである(同, 81)。ミルは、女性も選挙権をもつべきであるという女性参政権の要求をした。「女性に選挙権を与えよ、そうすれば彼女は名誉という政治問題の作用のもとに置かれるだろう」(同, 241)。ミルは、「無教養に対する教養の優位」を当然視し、教養人に複数投票権を与えることを主張した。ミルは、人間の自由や個性、「多数者の専制」や少数意見の尊重を主張しながらも、文明と教養への信仰を捨てることがなかった(水田, 1997, 451)、ということができる。われわれは、複数投票制度の提案の中に、教育による教養を重視したミル経済思想の特質を見出すことができる。しかし同時に、複数投票制度の提案の中に、ミル経済思想の限界を指摘せざるをえない。

1865年、ミルは下院議員に当選し、1868年まで務めた。彼は、候補者としての選挙運動を一切せず、選挙費用を自己負担せず、地方の利害のための運動をしなかった。下院議員としてミルは、労働者階級の選挙権の要求、女性参政権の要求を行った(小泉, 1997, 155)。イギリスの国会で女性参政権の問題がはじめて取り上げられたのは1867年であり、その時国会にその法案を提起した議員こそ、ミルその人であった(杉原, 1994, 41)。1867年、ミルはスコットランドのセント・アンドリューズ大学総長に推され、就任演説(ミル, 1983)を行った。1869年、『女性の解放』を公刊する。1870年、ミルは「土地保有改革協会」を設立した。ミルは、土地が怠惰な人々から勤勉な人々へ移転するような、資本主義的な土地改革を構想した。ミルは国営・公営農業について消極的であった(杉原, 同, 125)。晩年のミルは、土地は共有財産であるとして、土地改良や土地利用に基づく土地所有権を考えていた(松井, 2006, 341)。1873年、ミルは南仏アヴィニョンにて逝去した。同年、『自伝』がヘレン・テイラーにより公刊された。

Ⅲ 生産・分配峻別論

1. 富の生産・富の分配

マルサス(Thomas Robert Malthus, 1766-1834)は『人口論』(初版1789年)において、下層階級の貧困問題の主たる原因は、自然法則としての人口圧力によって不可避免的に発生する人口増

加であるとした。J.S.ミルは、食料が増加すれば必ず人口が増加するというマルサスの人口法則を、原理としては継承しつつも、人口制限によって高賃金は可能であると主張した。ミルは『経済学原理』（初版1848年、第7版1871年）において、富の生産と富の分配を峻別するという二分法を提示した。「生産の法則と異なって、分配の法則は、一部は人間の制度(human institution)に属する」(Mill, 1848, 21. 訳①62)と。富の生産に関する法則や条件は、物理的真理の性質をもち、そこには選択の可能なものや恣意的なものはない。しかし、富の分配についてはそうではない。ミルによれば、富の分配はもっぱら人間の制度の問題である(Mill, 1848, 199. 訳②13-14)というのである。富の生産と富の分配とを峻別するという見解は、アダム・スミス(Adam Smith, 1723-1790)やリカードウの経済学には見られない点であり、生産・分配峻別論はミル経済思想の特質の一つである。富の生産は収穫逓減の法則という自然法則によって規定されるが、富の分配は人間の作った制度の改善により変更可能である、とミルは考えた。

ミルは、『原理』第1編第12章「土地からの生産増加の法則について」の中で次のようにいう。「土地の分量に限りがあり、土地の生産性にも限りがあるということこそ、生産の増加に対する真の制限となっているものである」(Mill, 1848, 173. 訳①327)と。また、「それは、富裕勤勉なる社会に何ゆえに貧困があるかという、その原因の問題の全部を含んでいる」(Mill, 1848, 173. 訳①328)と。「農業上の技術および知識の状態が与えられたとすると、労働を増加しても生産物はこれと同じ割合で増加するものではない。すなわち、労働を2倍にしても、生産物は2倍に増さない。換言すれば、およそ生産物を増加させるには、それに相当する割合より以上に多くの労働を土地に対して使用しなくてはならなくなるということ、これである」(Mill, 1848, 174. 訳①328-329)。収穫逓減の法則は、「経済学における最も重要な命題である」(Mill, 1848, 173. 訳①329)。貧困の原因は収穫逓減の法則にある、というのがミルの考え方であった。

続けてミルは、収穫逓減の法則の阻止要因について考察する。「農業上の知識、技術および発明の進歩」(Mill, 1848, 173. 訳①339)、鉄道や運河、良い道路といった「交通機関の改良」(Mill, 1848, 181. 訳①340)、「海上輸送関係の改良」(Mill, 1848, 181. 訳①341)が指摘されている。これらにより、「食料の生産費が減少するであろう(diminish the cost of production of food) (Mill, 1848, 183. 訳①341)」というのである。「生産技術の改良が行われるとき、それは、必ず農業労働に対する収穫逓減の法則に対して何らかの方法で相敵対するような影響を及ぼさずにはいないものである」(Mill, 1848, 183. 訳①343)と。ここでミルは、「およそあらゆる改良のうち、農地保有制度および土地所有に関する法律の改善ほど労働の生産性の上に直接に影響するものはないものである」と自説を展開している。ミルはいう。「土地が利用すること少なき人々の手から利用すること多き人々の手へ移ってゆくという自然的傾向を助けるような、悲惨なアイルランド式の小作制度を廃止して何ほどかこれ以上の借地制度を設けるような、なかんずく耕作者をして土地に対し永続的な利害を感じさせる制度のような、およそこれらの改善は、いずれも多軸紡績機や蒸気機関の発明にも劣らないほど現実的な、あるものはこれと同じように大きな、生産上の改良となるのである」(Mill, 1848, 183. 訳①344)と。またミルは、「教育の改善についてもこれと同

様のことを言いうる」(Mill, 1848, 183. 訳①345)と指摘するのである。このように、ミルは収穫逓減の法則を阻止する要因として、農業技術の改良、国内交通機関の改良、海外輸送関係の改良をあげて、これらは、食料生産費を低下させると考えた。

ミルは『原理』第1編第13章「前記の法則からの帰結」第1節において次のようにいう。経済的に考えて肝要なことは、勤勉 (industry) と蓄積の有効な欲求 (effective desire of accumulation) の増進であり、その手段として次の三つをあげている (Mill, 1848, 186. 訳①349)。第1は、政府を良くすること (a better government)。財産の保障を完全にし、租税を軽減し、租税と称して気ままな課税をなすことを廃止し、土地保有の制度を永続性のある有利なものとして、耕作者の勤勉と技能と節約との成果をできるだけ多くその耕作者に与えるようにすること。第2は、公衆の知性 (the public intelligence) の向上を図ること。勤勉を有効に使用することを妨げる慣習や迷信の打破。第3は、外国の技術を導入すること (the introduction of foreign arts)。外国資本を輸入して、国民に新しい考えを吹き込み、旧来の風習を破り、国民の間に新しい欲求を呼び覚まし、野心を増し、将来に対する思慮を増加させることである。これらの考慮事項は、アジアのすべての国々に、またヨーロッパの国々のうち文明がおくれ、勤勉の程度が劣っている後進国に当てはまるものとされる。

ミルは『原理』第13章第2節では、「人口制限の必要性は、ひとり財産不平等の社会状態においてのみ存在するものではない」(Mill, 1848, 187. 訳①350)ことを指摘する。イギリスのような先進国の場合においても、収穫逓減の法則を阻止するために、やはり人口制限は必要である、と主張される。ミルはイギリスにおける人口の増加と改良の進行とを比較した上で次のようにいう。「イギリスでは、フランス大革命に先立つ長い期間にわたり、人口の増加は遅々たるものであったが、しかし改良の進行、少なくとも農業上の改良の進行は、なおさら遅々としていたようである」(Mill, 1848, 189. 訳①353-354)と。ミルはイギリスにおける農業技術の改良が進行することに期待をしながらも、それだけでは不十分であり、やはりイギリスにおいても人口制限が必要である、というのである。

ミルは『原理』第13章第3節では、「人口制限の必要性は穀物の自由貿易によって解消されるものではない」(Mill, 1848, 190. 訳①355)ことを指摘する。第1に、われわれが穀物を輸入しうる外国の土地は、海岸または河川に接した部分のみである。交通の進歩は遅々としたものであるので、やはり人口増加は有効に制限される必要がある。第2に、オーストラリアやアメリカ合衆国から食料を輸入できるとしても、このような国では、人口も異常な速度をもって増加している。そのため、いっそう遠隔不便な土地を耕作しなければならないことになり、食料の生産費は増加するであろう。

ミルは『原理』第13章第4節では、「人口制限の必要はまた一般に移民によって解消されるものでもない」(Mill, 1848, 194. 訳①361)ことを指摘する。自発的な移民が、国家事業といえども、長く続きうるものであろうか。移民は人口制限の必要性をなくするものではない、というのがミルの考えであった。

さて、ミルは、リカードウ経済学の原理から得られる結論は、出発点の仮定を認める限り真であるが、その仮定は現実的でないので仮説的な意味でのみ正しい、というのである。「リカードウ氏がこれから引き出しているところの結論、すなわち賃金というものは結局は恒久的な食料価格と共に騰貴するものである」という結論は、同氏のほとんど一切の結論と同じように、仮説的には、すなわち同氏が出発点とするところの仮定を承認するならば真理である。しかしながら、これを実際に当てはめるに当っては、同氏がいうところの最低限なるものは、特にそれが肉体的最低限ではなくして、道徳的最低限とも名付けうるものである時には、それ自身変動しがちのものであるということを考えておく必要がある」(Mill, 1848, 341. 訳②283-284) と。

ミルは、リカードウの経済学を旧経済学派と呼び、旧経済学派の特徴として次の5点を指摘する。第1に、根深い利己心の制度依存性、時間的・場所的な制限性、将来の変化の可能性を理解していないということ。第2に、私有財産制度の排除、土地の共有財産化の可能性について考慮していないということ。第3に、競争の制度依存性、時間的・場所的な制限性、将来の変化の可能性を考慮せず、強い競争を想定しているということ。第4に、三階級社会を最終的なものとみて、私有制との関係、その時間的・場所的な制限性、将来の変化の可能性を考慮していないということ。第5に、資本蓄積と人口増加の停止状態を望ましくないとみることである(馬渡, 1997, 13-15)。

旧経済学派においては、三階級の分配法則は物理学における自然法則のように必然性をもつものとされていた。しかし、ミルは、三階級間における分配法則は、利己心、私有財産制度、競争、三階級社会という制度的諸前提があるからこそ可能なのである、という点を強調した。ミルは、制度的諸前提やマルサス人口法則について、歴史貫通的なものでも不変的なものでもなく、人間の選択によって変更可能なものであると考えていた。ミルは、旧経済学派の原理から直接的に得られる結論は、あくまでも暫定的なものにすぎないとした。ミルは、人を踏みつけ押しのけ、出世するために競争する状態を、社会の正常な状態であるとは考えなかった。ミルは、個性を重視したという点では自由主義者であったが、労働者教育の普及の中に人間性の進歩の可能性と、それに応じた制度的諸前提の改善可能性とを志向した。この意味において、ミルは改良主義的な自由主義者であった。

ミルは富の生産と富の分配とを峻別したが、この生産・分配峻別論によって、経済学原理を政府の政策に応用する可能性が拓かれた。ミル『原理』の表題は、『経済学原理、および社会哲学へのそれらの原理のいくつかの応用』であった。ミル『原理』は単なる原理の書物ではなく、その応用をも内容としたものであった。ミル『原理』は、経済学の諸原理とこれらの原理の社会哲学への応用、「原理と応用」を目的とした経済学体系であった。『原理』=原理+応用、と解釈することができる(馬渡, 1997, 90)。この意味において、生産・分配峻別論はミル経済思想の特質の一つであった。

2. 経済学の原理と政府の政策

J.S.ミルは、『原理』序文において、『国富論』の特徴は、それが常に原理とその応用とを組み合わせている点にあると指摘した上で、スミスの目的・構想・叙述法を高く評価している。「スミスは、経済学の応用に当たっては、純粋経済学 (pure Political Economy) が与えるところの考察とは異なる考察、それよりもはるかに広大な考察に訴えている」(Mill, 1848, xci-xcii. 訳①24)。ミルにおいては、経済学体系とは純粋経済学と応用経済学とから構成されるものであり、経済理論とは純粋経済学のことであった。経済理論に関する限り、ミルはリカードウを高く評価したが、経済学体系としては、ミルはスミスを高く評価した、ということが出来る。しかし、『国富論』は多くの部分で陳腐であり、不完全である (Mill, 1848, xcii. 訳①24)。ミルの『原理』は、原理としてはリカードウを継承しつつ、「原理とともに応用を教える」という経済学体系のスタイルでは、「スミスにおきかわる本」を目標にしたのである (馬渡, 1997, 80)。

ミルは、経済学の原理と政府の政策の関係に関して、リカードウとは異なる見解を提示した。リカードウでは、資本と人口の増加の停止状態は望ましくないものとされた。ミルは、経済学の原理を政府の政策に応用する場合、経済的・非経済的な諸事情を十分に考慮すべきであると考えた。ミルは『経済学原理』第4編第4章第4節において、利潤率低下の傾向に関していう。「人口が資本の増加とともに、かつそれに比例して増加したとしても、なお利潤の下落は不可避であろう。人口の増加は農業生産物に対する需要の増加を意味する。この需要は、産業上の改良が行なわれない場合には、より劣等な土地を耕作するか、あるいは従来からすでに耕作されている土地をより入念に、かつより多大の費用をかけて、耕作するかして、生産費を増大させることによつてのみこれを満たすことができる。したがって、労働者の生計を維持する費用は増大する。そして労働者がその生活状態の低下に甘んずるのでない限り、利潤は低下せざるを得ないわけである」(Mill, 1848, 740. 訳④77) と。ミルはいう。「イギリスのような国においては、もしも年々現在のよう額に上る貯蓄が続くものとし、かつこのような貯蓄が利潤を低下させるうえに有する自然的影響を阻止するところの反作用的諸事情がどれも存在しなかったとすれば、利潤率は速やかにその最低限に到達して、その後における資本の増加はさしあたり一切停止してしまうであろう」(Mill, 1848, 741. 訳④78) と。

ミルの利潤率低下論は次の通りである。①資本蓄積と人口増加という経済的進歩の過程においては、食料需要が増加する。②食料需要が増加すれば劣等地耕作が進展する。③劣等地耕作の進展において、土地収獲遞減の法則が作用するため、食料の生産費が増大する。④食料の生産費の増大は食料価格を上昇させる。⑤食料価格上昇は労働者の生計維持費用たる賃金の上昇をもたらす。⑥賃金と利潤との間には相反関係があるので、賃金上昇によって利潤および利潤率は低下せざるをえない。利潤率 = 利潤 ÷ 総資本であり、総資本一定の場合、利潤低下は利潤率低下となる。⑦利潤率は低下し続け、資本の停止状態が到来することは不可避的である (杉原, 1990, 105-106)。

ミルの利潤率低下論の基本図式は次のようなものである。

資本と人口の増加→食料生産費の増大→賃金上昇→利潤率低下→停止状態

ミルは『原理』第4編第4章第5-8節において、利潤率低下を阻止する要因として次の4点を指摘する。第1に、周期的恐慌、第2に、農業技術の改良、第3に、外国からの低廉な食料の輸入、第4に、資本輸出である。利潤率は利潤額を総資本で割った値であるので、阻止要因②と③は、利潤額を増大させるために賃金を規定する食料価格を低下させようとするものである。②と③はリカードウにおいても考えられていた。阻止要因①と④は、資本それ自体の減少を意図したものであり、ミル特有の提案であった。ミルの議論は、植民地の存在を当然視した上でのイギリスの立場からの議論であった。植民地の存在を当然の前提とした点は、ミル経済思想の限界の一つであると言わざるを得ない。

IV 停止状態論

1. 人口の制限政策

J.S.ミルは『経済学原理』第4編第6章「停止状態について」において、経済的進歩（economical progress）と人間的進歩（human improvement）とを区別した。経済的進歩とは、資本増大と人口増加および生産的技術の進歩という意味であり（Mill, 1848, 752. 訳④101）、人間的進歩とは、精神的文化や道徳的社会的進歩のことである（Mill, 1848, 752. 訳④109）。その上でミルは、「富および人口の停止状態（stationary state）は、しかしそれ自身としては忌むべきものではない」（Mill, 1848, 753. 訳④104）とした。ミルは、経済的進歩の過程が、必ずしも知的・道徳的な進歩としての人間的進歩をも促進するとは限らないとした。本来、経済的進歩とは人間的進歩という目的のための手段の一つにすぎない、とされた。ミルは、具体的な政策を導出する場合には、経済学の原理をそのまま適用するのではなく、諸事情を十分に考慮すべきであるとした。利潤率低下論という経済学の原理に関しては、ミルはリカードウ理論をほぼそのまま継承した。しかし、具体的な政策を提言する場合には、経済的および非経済的な諸事情を十分に考慮すべきであるという、ミル特有な考え方を提示した。考慮すべき諸事情に関してミルはいう。第1に、人間的進歩には安全で美しい自然環境が必要であるが、資本蓄積による生産増加にはその自然環境を悪化させるというマイナス面がある（経済的事情）。第2に、時間的・空間的な孤独こそは人間の思想を育てるゆりかごであるが、過度な人口増加にはその大切な揺籃としての孤独な時間・空間を喪失させるというマイナス面がある（非経済的事情）と。ミルが提唱した具体的な政策は次の三つである。第1に、富の公正な分配政策、第2に、自発的な人口制限政策、第3に、組織的植民政策である。

ミルは、資本蓄積・生産増加によって自然環境が悪化するという、経済進歩のもつマイナス効果を重要視した。ミルによれば、都市における人口過密は人間の思想を育てる揺籃としての孤独な時間・空間を喪失させる。美しい自然の中での落ち着いた生活こそは、思想を育てる揺籃である。ミルはいう。「生産の増加が引き続き重要な目的となるのは、ひとり世界の後進国の場合のみで

ある。最も進歩した国々では、経済的に必要とされるのはより良き分配であり、そしてよりいっそう嚴重な人口の制限が、そのための唯一の欠くべからざる手段となっているのである」(Mill, 1848, 755. 訳④106-107)と。またミルはいう。「孤独——時おりひとりであるという意味における——は、思索または人格を深めるためには絶対に必要なことであり、自然の美観壯観の前における独居は、思想と気持ちの高揚と——ひとり個人にとってよい事であるばかりでなく、社会もそれをもたないと困るところの、あの思想と気持ちの高揚と——を育てる揺籃である」(Mill, 1848, 756. 訳④108)と。このように、ミルは生産至上主義を批判した。ミルは、「自らの地位を改善しようと苦闘する状態」や「互いに人を踏みつけ、押し倒し、押しのけ、追い迫ること」は、「文明の進歩の途上における必要な一段階ではあるであろう」(Mill, 1848, 754. 訳④105)という。資本と人口の停止状態においてこそ、知的・道徳的な側面における進歩すなわち人間的進歩は可能となる、という見解が提示された。

ミルは、理想社会のイメージに関して次のようにいう。「労働者層の給与が高く、かつ生活の豊かなこと、一人の人の生涯の間に獲得蓄積されたもの以外には、莫大な財産というものがないこと、しかし一方、ひとり荒々しい労苦を免れているばかりでなく、また機械的な煩雑な事柄からも——しかも身心ともに十分な余裕をもって——免れて、そのために人生の美点美質を自由に探究し、またより不利な事情のもとにある諸階級に対し、その成長のために、その美点美質の手本を見せることができるような人々の群れが、現在よりもはるかに大きくなっていること」(Mill, 1848, 755. 訳④107)と。このような理想社会は、資本と人口の停止状態によって妨げられるのではなく、むしろ資本と人口の停止状態と最も自然的に両立することができる、というミルの見解が提示される。

ミルはいう。「資本および人口の停止状態なるものが、必ずしも人間的進歩の停止状態を意味するものでないことは、ほとんど改めて言う必要がないであろう。停止状態においても、あらゆる種類の精神的文化や道徳的社会的進歩のための余地があることは従来と変わることがなく、また生活の技術(Art of Living)を改善する余地も従来と変わることがないであろう。そして技術が改善される可能性は、人間の心が立身栄達のための術のために奪われることをやめるために、はるかに大きくなるであろう。産業上の技術でさえも、従来と同じように熱心に、かつ成功的に研究され、その場合における唯一の相違といえ、産業上の改良がひとり富の増大という目的のみに奉仕するというをやめて、労働を節約させるという、その本来の効果を生むようになる、ということだけとなるであろう」(Mill, 1848, 756. 訳④109)と。

ミルは、経済的進歩と人間的進歩を区別した上で、イギリスのような先進国の人々は、人間的進歩のために、富の分配の改善政策と自発的な人口の制限政策とを実施して、自ら進んで資本と人口の増加の停止状態に入ろうではないか、という停止状態論を提示した。「私は後世の人たちのために切望する。彼らが、必要に強いられて停止状態に入るはるか前に、自ら好んで停止状態に入ることを」(Mill, 1848, 756. 訳④108)。ミルによれば、経済的進歩があってもそれが直ちに人間的進歩をもたらすとは限らない。また、ミルにおいては、資本と人口の増加の停止状態なる

ものが、必ずしも人間的進歩の停止状態を意味するわけでもない。ミルによれば、「自らの地位を改善しようと苦闘している状態」というのは、「文明の進歩の途上における必要な一段階」(Mill, 1848, 754. 訳④105) にすぎない。ミルは、資本と人口の増加の停止状態においてこそ人間的進歩は可能となる、という見解を提示した。ミルによれば、現在の先進国がこうした理想社会としての停止状態に移行するためには、贈与や相続の金額を制限するといった公正な分配政策と、厳重な人口制限政策の実施とが不可欠な条件であるとされている。

ミルの停止状態は、資本と人口が増大傾向をもたず、同じレベルを維持していく経済状態を意味していたと言ってもいい。しかも、資本と人口の停止状態においては、人間的進歩は決して停止するものではなく、「生活の技術」を改善する余地も大きい。停止状態を創出する目的に沿う人間的進歩や、生活および産業上の技術の向上が推進されていく。停止状態では、自然環境に対する人間中心的な侵害を是正するための努力も、実行することが可能となるであろう（四野宮, 1997, 123）。その場合、産業上の技術改良は、もはや富の増大のためではなく、労働時間の短縮のために活用されるであろう（杉原, 1990, 110）。必要に強いられて資本と人口の増加の停止状態に入る前に、先進国の人々は自らの選択において資本と人口の増加の停止状態に入ろうではないか、とミルは提案した。

さて、ミルは、食料が増加すれば必ず人口が増加するというマルサス人口法則を、原理としては継承しつつも、貧困克服のためには人口の制限によって高賃金をもたらすことが必要であるとして、人口の制限政策の実施を主張した。ミルによれば、労働者の高賃金は労働人口の制限によってもたらされる。ミルは賃金基金説を理論的基礎として、人口制限→高賃金、と考えていた。マルサスは人口の制限政策を主張することはなかった。これに対してミルは、人口の制限政策なしには高賃金はいえなないと考えた。ミルの人口制限政策は、後に、マーシャル（Alfred Marshall, 1842-1924）の『経済学原理』（1890年）において批判される。マーシャルによれば、ミルの論理は、「ある変化の即時的効果（immediate effect）と永続的効果（permanent effect）」（Marshall, 1920, 696. 訳④279）とを混同したものである。マーシャルは、長期的には人口制限政策によって高賃金を持続することはできない、と批判した。「生産量を制限するための反社会的な策謀によって賃金を引き上げようとする試みは、富裕階級一般を、そしてとくに企業心に富み、困難を克服することを喜ぶ精神によって、労働者階級にとっても最も重要であるような種類の資本家を、海外に追いやることは確かである。なぜなら、彼らのやむことを知らない創意心は、国民の指導的地位の確立に役立ち、人々の労働の実質賃金を高めることを可能にし、他方において、機械の供給の増大を促進し、それによって能率の向上に役立ち、国民分配分の成長を持続させるからである」（Marshall, 1920, 699-700. 訳④283）。

マーシャルによれば、政府による人口制限政策が実施された場合、その即時的効果は高賃金であるが、その永続的効果は、肝心な革新的企業家の海外流出による国民所得それ自体の減少による低賃金である。マーシャルの時代になると、アメリカでは、南北戦争（1861-65年）の後に鉄道建設ブームを迎え、ドイツでは、1871年にビスマルクが国家統一を達成する。1870年代、後

進国アメリカとドイツの両国は、それまで先進国イギリスが独占的に保有していた世界経済における「産業上の主導権」に対して挑戦を開始する。マーシャルの政策的課題は、①労働者階級の貧困問題の解決と、②世界経済における「産業上の主導権」の確保という、「二つの政策課題」の同時解決ということに変化する。ミルの場合は、安心して停止状態論を提唱することができた。しかし、マーシャルが明らかにした通り、人口制限政策を実施しても、「二つの政策課題」を同時に解決することはできないのである。労働者階級の貧困問題を長期的に解決するための政策として、人口制限政策はその有効性が疑われることになった。労働者階級の貧困問題を解決するという問題意識では、ミルとマーシャルは同じである。しかし、人口の制限政策によって高賃金を維持しようとする場合には、国際競争力の低下というマイナス効果が伴うことをマーシャルは批判した。マーシャル経済学の場合は、人口の制限政策ではなくて、産業組織の改善によってこそ、長期的な高賃金が持続可能である、という見解が提示された。マーシャルは、人口制限の即時的効果と永続的效果とを区別した上で、人口制限によって企業家精神が衰退すれば、高賃金は持続しないという見解を示した。マーシャルは、創意心をもった革新的企業家が遂行する産業組織の改善こそ、①労働者階級の貧困問題の解決と、②世界経済における「産業上の主導権」の確保とを、同時に解決しうる有効な方法であるという有機的成長論を提示した。

マルサスの『人口論』においては、貧困問題とは、人口原理という自然法則に関わる問題であって、人間の制度に関わる問題ではないとされた（小沼, 2011, 5）。マルサスは、下層階級の貧困問題は自然法則としての人口圧力によって不可避的に発生するという、人口重視の思想を提示した。マルサスは、若い人々が結婚をできるだけ遅らせるという道徳的抑制を提唱した。また、マルサスは、下層階級への生活保護法としての救貧法の廃止を主張した。救貧法の効果は、生活能力のない下層階級の人口増加による貧困の増大であるとされた。これに対して、J.S.ミルは、原理としてはマルサス人口原理を継承しつつも、政策としては、高賃金を実現するための産児制限を提唱した（新マルサス主義）。ミルは、貧困の原因は収穫逡減の法則にあるとした。ミルは、人口の制限政策を実施することによって労働者階級の高賃金を実現し、貧困問題は解決できると考えた。この意味で、人口の制限政策はミル経済思想における特質の一つであった。しかし、人口制限による高賃金政策の有効性は、短期的な場合に限定される。後進諸国との国際競争を加味した場合、イギリスが単独で人口制限政策を実施した場合には、革新的企業家は海外へ流出して、国際競争力は相対的に低下するであろう。ミル的な人口制限政策によって永続的な高賃金を維持することは困難であると言わざるをえない。この点はミル経済思想の限界であった。

2. 分配の改善政策

それでは、ミル経済思想の特質はどの点にあったというべきであろうか。われわれは、人口の制限政策の中にではなく、分配の改善政策の中にこそミル経済思想の特質があった、と主張するものである。ミルは、富の生産と富の分配を峻別し、原理と政策とを区別して考えた。ミルは、富の分配は人間の制度の問題であるとの見地から、将来における土地を含む私有財産の分配

の改善政策の可能性を示唆した。分配の改善政策に関して、ミルが想定した具体的な政策は二つあった。第1の政策は、財産の相続について、第2の政策は、土地の所有権についてである。第1の政策についてミルは、財産の相続および贈与とくに遺贈に注目し、それらによる所有の権利は、勤労の所産としての所有の権利ではないとして、相続法は改善すべきであるとした(四野宮, 1997, 129)。ミルは『原理』第5編第9章第1節「相続法」において、相続ないし遺贈の原則として、次の三つをあげている(Mill, 1848, 887. 訳⑤189-190)。^①子どもがいて、子どもが自活能力を欠く場合は、国が彼らに与えるであろう額を、親の財産から相続することを認め、その他は国に帰属させる。^②何人とも世間並の自立生活のための金額以上のものを相続によって取得することを許さない。^③無遺言死亡の場合は、財産はその全部を国家に帰属させる。ただし、国は、子どもに対して、彼らの境遇や能力および幼少時の生活様式を考慮して、正当で合理的な生活ができるための援助を与えることとする。

第2の政策についてミルは、土地は人類が作ったものではないから、人類に所有権はないとして、地代の増加に対する「特別な課税」を提唱した(四野宮, 同, 131)。ミルは『原理』第2編第2章第5節「土地所有権の根拠。動産所有権の根拠と異なるところ」において次のようにいう。「私有財産の本質的原理は、人々が自分の労働によって生産し、自分の制欲によって蓄積したものを、すべてそれらの人々に保障するということである」(Mill, 1848, 226. 訳②68)。したがって、私有財産の原理は、労働の生産物でない土地の原生的素材には妥当しないわけである。続く第6節「土地所有権は一定の条件のもとでのみ有効であるが、その条件は必ずしもいつも実現されるものではない。その制限についての考察」においてミルは次のようにいう。「土地所有者が土地改良家である場合にのみ有効な理由となるものである」(Mill, 1848, 228. 訳②71)と。土地所有権は、その土地を実際に耕作している利用者とか、土地を耕作ないし生産に利用できるようにした改良家に認めるのを原則とすべきである、というのである。「いやしくも土地所有者がその土地を耕作するつもりでない場合は、一般に、その土地を私有財産としておく十分な理由がないものである」(Mill, 1848, 232. 訳②78)とされる。このように、ミルは土地所有に関しては、その土地を実際に耕作して利用している人に、またその土地を耕作ないし生産のために利用できるように改良した人に認めることを原則とすべきである、と考えていた。

ミルは『原理』第5編第2章第5節「自然的諸原因による地代の増加は特別な課税(peculiar taxation)の対象として好適である」において次のようにいう。「国の地代総額の増加は、ひとり農業からのものばかりでなく、都市の成長と建築物の増加からのものも含めて、非常に大きなものであったのであるが、この増加分のうち、不労所得であり、かついわば偶然的な所得であるところの、非常に大きな部分に対し租税を賦課することは、それが極めて正当なことであるはずであるにもかかわらず、立法府における土地所有者たちの支配的地位のために妨げられてきたのであった」(Mill, 1848, 821. 訳⑤58)。ここでミルは、産業の一般的発展に依存する、いわゆる外部経済によって地価が騰貴した場合には、地代の増加に対して、「特別な課税」を実施して、公共の利益に還元すべきである、と主張しているのである。ミルは、努力や犠牲を払うことなし

に、単なる自然法則から生じた地代の増加分に対して、「特別な課税」の実施を提案した。「今日からは、あるいは立法府がこの原理を主張するに適していると考えられる将来のある期日からは、その後における地代の増加に対して、特別な課税 (special taxation) をなすと宣言することに反対する理由は認められないと思う。そして特別な課税をなすと宣言する際に、土地の現在の市場価格 (present market-price) を地主たちに保障したならば、彼らに対する一切の不公正 (all injustice) を避けうることになる」(Mill, 1848, 821. 訳⑤59) と。

かつてアダム・スミスは、『道徳感情論』(初版1759年)と『国富論』(初版1776年)において、「富と徳」両立論を提示して、富と徳とが両立しうような「自然的自由の体制」を構想した。しかし19世紀の現実には、機械は導入されたものの、労働者の失業や貧困問題は解決されない状況であった。こうした中で、オウエン (Robert Owen, 1771-1858) は、『ラナーク州への報告』(1821年)において、失業者あるいは貧困労働者を資本の下に組織して雇用を与えようとした。オウエンの「社会主義」とは、企業原理と社会形成原理との双方を貫く、「一致と協力 (unity and cooperation) の原理であった (永井, 1992, 64)。ミルは『経済学原理』第2編の分配論の最初の二つの章において、土地所有権を含む私有財産制度と社会主義 (オウエン, サン-シモン, フーリエ) とを論じた。ミルは社会主義に対して、公平にその経済的主張を検討するように努めた。公平(分配的正義・勤労意欲)と自由という二つの基準から比較検討した結果、ミルは結局、共産制を肯定することはなかったが、同時に、私有財産制の分配にも問題があることを認めて、労働者自身のアソシエーション(協同組織)を高く評価した(馬渡, 1997, 434-435)。

ミルは『原理』第2編第1章「所有について」で、社会主義 (Socialism) という言葉を、「共産主義あるいは私有財産制の全廃を唱えないで、広く土地と生産用具とを個人の所有とせず、社会または集団または政府の所有となすべしと要求する主義に対して使われている」(Mill, 1848, 203. 訳②20)と規定した上で、「われわれは、最善の状態における個人制がどのような成績をあげることができ、また最善の形態における社会主義がどのような成績をあげることができるかということについては、目下のところあまりに知るところが少ないから、この二制度のどちらが人類社会の終局の形態となるかを決定する資格はない」(Mill, 1848, 208. 訳②31)と述べて、結論を保留した。ミルは、二つの条件が備わっていれば、現在の社会制度の下でも、貧困の問題は解決可能であると考えた。ミルにおける貧困問題解決のための二つの条件とは、①教育の普及 (universal education) と、②社会の人口の適度な制限 (due limitation of the numbers of the community) であった (Mill, 1848, 208. 訳②30)。

スミス→リカードウ→J.S.ミル→マーシャルという系譜において、ミルの生産・分配峻別論は特異な性格を有していた。分配の改善政策の中にミル経済思想の最大の特質があった。ミルは、「精神の危機」を経て、ベンサム主義の一面性を克服し、ロマン主義思想や社会主義思想から多様な思想を学び、多面的なミル功利主義思想を形成した。ミル経済思想の最大の特質は富の分配政策の中にあり、ミル経済思想の現代的意義は、富の分配政策を含む停止状態論を提唱した点にあった。マーシャルは、『経済学原理』第4編第6章第2節において、ミル停止状態論を批判した。「イ

ギリス人のミルは、美しい風景の中を一人で歩くことの喜びについて語る際に、彼に似合わない熱情を爆発させている」（Marshall, 1920, 321. 訳②270）と。マーシャルの『経済学原理』は、ミルの人口制限政策と停止状態論を批判して、産業組織の改善を理論的基礎とする有機的成長の思想を提示しようとしたものである。

V むすび

本稿の結論は次の通りである。ⅡではJ.S.ミルの生涯と著作を概観することを通して、ミル経済思想の形成過程を考察した。17歳で東インド会社に就職したミルにとって、植民地の存在は当然のものとして容認されていたのである。Ⅲではミル『経済学原理』における生産・分配峻別論について考察した。ミルは、富の分配は人間の制度の問題であるとして、将来における土地を含む私有財産制度の改善の可能性を示唆した。Ⅳでは『原理』における停止状態論について考察した。ミル経済思想の最大の特質は富の分配政策の中にあり、ミル経済思想の現代的意義は、富の分配政策を含む停止状態論を提唱した点にある、との見解を提示した。ミルは、高賃金のための人口制限政策を提唱して、人口の制限政策による高賃金によって貧困問題は解決可能であるとした。人口の制限政策はミル経済思想の特質の一つであるが、人口の制限政策はミル経済思想の限界でもあった。ミル経済思想の最大の特質は、人口の制限政策の中ではなく、富の分配の改善政策の中にこそあったのである。ミルは、外部経済による地代の増大に対しては、「特別な課税」政策を実施して、富の分配の改善を図るべきであると考えていたのである。

[参考文献]

- Hollander, S. 1987. *Classical Economics*, Basil Blackwell. 千賀重義・服部正治・渡会勝義訳『古典派経済学』多賀出版, 1991年。
- Marshall, A. 1920. *Principles of Economics*, (1st ed., 1890), 8th ed., Macmillan. 長澤越郎訳『経済学原理』全4巻, 岩波ブックセンター信山社, 1985年。
- Mill, J.S. 1848. *Principles of Political Economy with some of their Applications to Social Philosophy*, 1965, 2 vols (1st ed., 1848, 7th ed., 1871), in *Collected Works of John Stuart Mill*, Toronto, vol. II, vol. III. 末永茂喜訳『経済学原理』①～⑤, 岩波文庫, 1959-1963年。
- Mill, J.S. 1859. *On Liberty*, 1977, in CW, vol. X VIII. 早坂 忠訳「自由論」関嘉彦編『世界の名著38 ベンサム, J.S.ミル』中央公論社。
- Mill, J.S. 1873. *Autobiography*, 1981, in CW, vol. I. 牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫。
- W.トマス. 1987. 『J.S.ミル』安川隆司・杉山忠平訳, 雄松堂出版。
- A.ベイン. 1993. 『J.S.ミル評伝』山下重一・矢島杜生訳, 御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1957. 『女性の解放』大内兵衛・大内節子訳, 岩波文庫。

- J.S.ミル. 1960. 『ミル自伝』 朱牟田夏雄訳,岩波文庫。
- J.S.ミル. 1971. 『自由論』 塩尻公明・木村健康訳,岩波文庫。
- J.S.ミル. 1979. 『J.S.ミル初期著作集1』 杉原四郎・山下重一編,御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1980a. 『J.S.ミル初期著作集2』 杉原四郎・山下重一編,御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1980b. 『J.S.ミル初期著作集3』 杉原四郎・山下重一編,御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1997. 『J.S.ミル初期著作集4』 杉原四郎・山下重一編,御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1982. 『ミル自伝初期草稿』 山下重一訳,御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1983. 『ミルの大学教育論』 竹内一誠訳,御茶の水書房。
- J.S.ミル. 1997. 『代議制統治論』 水田洋訳,岩波文庫。
- 有江大介編著. 2013. 『ヴィクトリア時代の思潮とJ.S.ミル』 三和書籍。
- 泉谷周三郎. 2013. 「J.S.ミルとロマン主義」 有江大介編著『ヴィクトリア時代の思潮とJ.S.ミル』 三和書籍。
- 上宮正一郎. 2010. 「マーセットとマーティーン」 永井義雄・柳田芳伸編『マルサス人口論の国際的展開』 昭和堂。
- 小沢佳史. 2013. 「停止状態に関するJ.S.ミルの展望」『季刊 経済理論』 49(4)。
- 小沼宗一. 2007. 『増補版 イギリス経済思想史』 創成社。
- 小沼宗一. 2011. 『経済思想史』 創成社。
- 小泉 仰. 1997. 『J.S.ミル』 (イギリス思想叢書10) 研究社。
- 四野宮三郎. 1997. 『J.S.ミル思想の展開Ⅰ』 御茶の水書房。
- 四野宮三郎. 1998. 『J.S.ミル思想の展開Ⅱ』 御茶の水書房。
- 四野宮三郎. 2002. 『J.S.ミル思想の展開Ⅲ』 御茶の水書房。
- 杉原四郎. 1990. 『西欧経済思想史研究』 同文館。
- 杉原四郎・山下重一・小泉 仰編. 1992. 『J.S.ミル研究』 御茶の水書房。
- 杉原四郎. 1994. 『J.S.ミルと現代』 岩波新書 評伝選。
- 杉原四郎. 2003. 『杉原四郎著作集Ⅱ』 (自由と進歩—J.S.ミル研究) 藤原書店。
- 前原直子. 2011. 「J.S.ミルの理想的的市民社会論と株式会社論」『経済学史研究』 52(2)。
- 前原正美. 1998. 『J.S.ミルの政治経済学』 白桃書房。
- 松井名津. 2005. 「ジョン・ステュアート・ミル」鈴木信雄編『経済学の古典的世界1』 日本経済評論社。
- 松井名津. 2006. 「ジョン・S・ミル」大田一廣・鈴木信雄・高 哲男・八木紀一郎編『新版 経済思想史』 名古屋大学出版会。
- 深貝保則. 2002. 「功利主義の統治と経済的自由主義」高 哲男編『自由と秩序の経済思想史』 名古屋大学出版会。
- 船木恵子. 2012. 「ヴィクトリア時代のフェミニズムにおける経済学の役割」清水敦・櫻井毅編著『ヴィクトリア時代におけるフェミニズムの勃興と経済学』 御茶の水書房。

- 船木恵子. 2013.「イングリッシュ・ユニテリアニズムとヴィクトリア時代思想」有江大介編著『ヴィクトリア時代の思潮とJ.S.ミル』三和書籍。
- 馬渡尚憲. 1990.『経済学のメソドロジー』日本評論社。
- 馬渡尚憲. 1997.『J.S.ミルの経済学』御茶の水書房。
- 永井義雄. 1992.「イギリス古典経済学の達成」永井義雄編著『経済学史概説』ミネルヴァ書房。
- 永井義雄編著. 1993.『ロバート・オウエンと近代社会主義』ミネルヴァ書房。
- 永井義雄. 2003.『ベンサム』（イギリス思想叢書7）研究社。
- 水田 洋. 1997.「訳者解説」『代議制統治論』岩波文庫。
- 水田珠枝. 1984.『ミル「女性の解放」を読む』岩波書店。
- 山内久明編. 1998.『対訳 ワーズワス詩集』岩波文庫。
- 山下重一. 1976.『J.S.ミルの政治思想』木鐸社。
- 山下重一. 1997.『ジェイムズ・ミル』（イギリス思想叢書8）研究社。
- 山下重一. 1998.『J.S.ミルとジャマイカ事件』御茶の水書房。
- 山下重一. 2003.『評註 ミル自伝』御茶の水書房。
- 和田重司. 2011.「G.E.ムーアとJ.S.ミルの功利主義論」音無通宏編著『功利主義と政策思想の展開』中央大学出版部。

「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助

～戊辰・箱館戦争後まで～

高橋秀悦*

1 はじめに

「今日「富田鐵之助」という名前を知っている人は、殆んどないと思われる。もし知っている人があるとすれば、少数の日本経済の専門家、仙台における郷土史家、そして歴史に興味をもった一部の日本銀行員くらいのものに過ぎないであろう。」

吉野俊彦『忘れられた元日銀總裁 一富田鐵之助傳一』は、この書き出しから始まる。吉野俊彦(1915-2005年)は、日本銀行の内国調査課長、調査局長、理事の経歴をもつ人であり、経済・金融分析で活躍する現代の「日銀エコノミストの草分け」でもある。日銀エコノミストとしての通常の経済分析に関する論文や1956年の『我が國の金融制度と金融政策』等の定評ある研究書の執筆はもとより、驚かされるのは、「軍医と小説家」という二足の草鞋を履いた森鷗外を私淑して、鷗外研究を始め、その専門家としても周知されていたことである。

吉野の1974年発刊のこの著書は、月刊「金融ジャーナル」の第6巻第1号(1965年1月)から第9巻第10号(1968年10月)までの4年間をかけて掲載されたものに増補改訂したものである。この著書の中で、吉野は、富田鐵之助の伝記執筆を志してから30年以上の歳月が経過したと述べているので、吉野が日本銀行に入行した直後からということになる(p.473)。吉野が、この研究を始めた契機として、「日本銀行が今日まで歩んできた道は、日本経済の潮の流れを反映したもので、歴代の日本銀行の指導者達の業績を跡づけてみても、この大きな流れの外にはみでることはできないが、この流れの幅は実はそれほど狭いものではなく、指導者達のそれぞれの血統、出身地、教養、経歴、性格等によって、この流れに対処する日本銀行の態度は異なっている(pp.3-4)」として、この趣旨から歴代の日本銀行総裁の伝記を研究していると述べている。2013年、日本銀行では第30代総裁白川方明から第31代総裁黒田東彦への交替が行われた。「日本経済に対する現状認識やそれに伴って実施されるべき金融政策」についての2人の見解の違いが極めて大きく、この交代劇は世の注目の的となった。中央銀行の独立性が叫ばれ、日銀の金融政策決定会合によって金融政策が決定されると言われながらも、日本銀行の首脳人事には、国権の最高機関としての

* 本稿を作成するにあたり、大童家文書の閲覧を許可いただいた仙台市博物館、大童敬郎氏(元学校法人東北学院理事・法人事務局長)及び水野沙織氏(仙台市博物館学芸員)に記して感謝申し上げます。また、大童家文書の閲覧・解説に関して様々なご協力をいただいた仁昌寺正一教授(東北学院大学経済学部)・雲然祥子氏(東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程)、大童家文書(整理番号313)の解説・校閲をいただいた七海雅人教授(東北学院大学文学部)、脚注に関して幾つかのコメントをいただいたWilson Alley 教授(東北学院大学経済学部)に対して厚く感謝申し上げます。なお、当然のことながら、本稿に含まれる誤りは、すべて筆者の責任に帰する。

国会の同意を得て内閣が任命することが求められている。この意味で、日本銀行総裁のポストは政治的任命ポストであり、日銀総裁の指導によって、日本経済の潮の流れに対処する日本銀行の態度が変わる。この点は、現在でも、吉野（1974）の認識と大きな違いはない。

これに加えて、明治15（1882）年に富田鐵之助（大蔵大書記官）が吉原重俊（大蔵少輔）等とともに、「日本銀行創立委員」に任じられ日本銀行設立の準備にあたったこと、日本銀行初代総裁に吉原が、初代副総裁（吉原が病気がちなために事実上の総裁）に富田が任じられたこと、明治21（1888）年の吉原の病死後には、富田が第2代総裁に昇格していること等を考え合わせれば、日本銀行の礎石を築き、その方向性を定めたという点からも、富田鐵之助の生き方や対処の仕方を研究することは重要である。

「富田鐵之助研究」は、30年の年月を要したこの吉野の研究に尽きるが、吉野（1974）の研究を部分的に補完するものとしては、武田（1972）を挙げることができよう。武田（1972）は、富田鐵之助が設立に関与した「東華学校」に関する研究であり、吉野が、「本章は本書公刊にあたり新たに付加ものである。「金融ジャーナル」に富田鐵之助傳を掲載中、……昭和47年3月武田泰氏から当時の日本銀行仙台支店長吉田満君を通じて同氏執筆に係る「富田鐵之助素描」と題する論文の載せられた『松の実』第21号（宮城県立第二女子高等学校）の寄贈をうけ……富田鐵之助傳の重要な部分を看過する結果となることに気が付いた。……ここに同氏に対し改めて感謝の意を表する次第である（p.270）。」と述べている通りである。武田泰は、当時、第二女子高等学校教諭として、その沿革を調査する過程で富田鐵之助が果たした役割の重要性を認識し、これを「富田鐵之助素描」としてまとめ、顧問をしていた生徒会の機関誌『松の実』に掲載したものであった。第二女子高等学校（現在の「宮城県仙台二華中学校・高等学校」）の前身の「東華高等女学校」が、富田鐵之助が設立に関与した「宮城英学校（校長：新島襄、明治19年設立、明治20年に東華学校と改称、明治25年廃校）」とほぼ同じ場所に設置されたことから、両者の連続性・不連続性を探求したものである。現在、宮城県図書館「みやぎ資料室」の開架書架には、大著の『忘れられた元日銀総裁 一富田鐵之助傳一』と（ハードカバーで）製本された「富田鐵之助素描」とが、隣り合わせに配架されている。なお、吉野は、あまりにも当然のこととしてコメントを付していないが、引用文の中の「日本銀行仙台支店長吉田満君」とは、ほとんど1日で書き上げた文語体の名著『戦艦大和ノ最期』の著者の吉田（1952）である。

吉野（1974）は、480ページにも及ぶ大著であるが、このコア部分を的確、かつコンパクトに整理したものとしては、田中（1970）と宮城（2005）を挙げるができる。田中（1970）は、まさしく「紹介」論文である。宮城（2005）は¹⁾、これに加えて、明治31（1898）年に「第七十七国立銀行」が国立銀行としての営業満期を迎え、私立銀行へ転換する際に果たした富田鐵之助の役割の重要性についていくつかの新しい知見を付加している。

さらに、富田鐵之助は、一橋大学とは商法講習所（一橋大学の前身となる機関の1つ）設立に

1) この論文の著者は、日本銀行国庫局長・文書局長を経て、七十七銀行（仙台市）の頭取・会長を歴任した「勝股泰行」であり、「宮城建人」はそのペンネームである。

において、同志社とは「同志社の分校たる」仙台の英学校（宮城英学校・東華学校）設立において、重要な役割と果たしていることに加え、福澤諭吉や「演説館」設計図収集を通して慶應義塾とも関わりがある。一橋大学、同志社、慶應義塾においては、富田鐵之助関連の資料整備が進んでいるが、あまりにも多数に上るので、ここでは資料・論文等の紹介を省く。

また、富田鐵之助は、日本銀行総裁を辞職した2年後の明治24年には、東京府知事に任ぜられ、当時、神奈川県に属していた「三多摩（南多摩郡・北多摩郡・西多摩郡）」を東京府に併合するという極めて困難な事業を遂行している。東京府からすれば、「三多摩」は水源池確保のために必要であったが、当然、神奈川県は反対の立場であった。ともかくも、この併合によって、東京都（府）と隣接県との境界域が、ほぼ現在のように決定されることになったのであり、これに係る研究も多数に上る。

「富田鐵之助研究」において、やや異彩なものとしては、1870年代にニューヨーク副領事として日本の生糸の対米輸出に寄与したとする研究（大野（2010））や、東京府知事辞任後に富士紡績の設立に関わる研究（筒井（2010））等がある。

しかしながら、上のいずれも、富田鐵之助と彼が関係する・大学・機関・組織についての部分に限定された研究にとどまり、富田鐵之助の全体像を捉える研究には至っておらず、吉野（1974）は、40年を経過した今でも、その輝きを失っていない。本稿は、その後の新しい資料によって、吉野の研究を補足する目的をもっているが、富田鐵之助の活動は、上で述べたように極めて広範囲に渡っていることから、このすべてを追いかけることは、時間制約等のために不可能である。

吉野（1974）では、富田に影響を及ぼした人物として、「勝海舟、福澤諭吉、森有禮、新島襄」の4名を挙げ、特に「勝海舟」との関係については「富田日記」に基づき「美しい師弟関係」と捉えている。吉野（1974）の発表の後に、「海舟日記」が（勁草書房版、講談社版、江戸東京博物館版のように）新たな形で整理・公刊されており、現在では、これらが容易に利用可能な状況になっている。本稿では、「海舟日記」に基づいて、吉野（1974）の言う「美しい師弟関係」を「海舟」の視点から再確認することを目的としている。

本稿は、冒頭に引用した区分からすれば、次節の冒頭に述べる事柄を研究の直接の動機としており、極めて「仙台における郷土史家」の視点に立つ。本稿の目的は、上で述べた通りであるが、必要に応じて、この視点からの若干の展開も行うので、「歴史に興味をもった一部の」方々に関心をもっていただければ幸いである。

2 問題の発端

この『東北学院大学論集 一経済学一』の退職記念号に記載された先生方、特に本学に赴任以来絶えずご指導いただいた山崎和郎教授と歴史の魅力を教えていただいた原征明教授に対しては、論文を執筆することで感謝の念を表したい思いがあった。もともとは、『県民経済計算』を用いての域際収支の研究等を構想していたが（高橋（1992）、（1994）、原・高橋（2012））、頭休めに読んだ郷土史『黒川郡誌（復刻版）』の第12章で立ち止まることとなった。

このオリジナル版は、『宮城懸黒川郡誌』として、大正13（1924）年に黒川郡教育會によって発行されたものであるが、その奥付（復刻版の「奥付」挿入文書）には、印刷所や印刷人として「仙臺市東八番丁184 労働會印刷所」「佐久間民治」とある。この印刷所は、もともとは「東北学院 労働會印刷所」であり、大正9年に印刷所主任の佐久間民治に売却されたものである（『東北学院百史』 p.368）。

この『黒川郡誌』の第12章は、「金石文」の章であり、郡内の鐘名、記念碑、墓誌等が特段の説明もなく、鐘や碑に刻まれた事柄を採録した章である。関心をもった箇所は、次の採録である（p.350）。

但木成行招魂碑誌

吉田保福寺境内

嗚呼此舊仙臺藩老但木君招魂碑也戊辰之役君以宿老宰藩政及事平殉難于東京舊藩邸實明治二年五月十九日也距生文政元年五月二十日享年五十有二葬于高輪東禪寺先塋之側君諱成行幼名房五郎稱主馬後改土佐號七峯樵夫今茲二十八年正當二十七回忌辰君孫乙橘與其舊臣等謀建碑於舊采邑吉岡保福寺以招其魂海舟勝先生與君有舊則介余請其題字鐫諸碑面
明治二十八年五月十九日 内弟 富田鐵之助誌

「但木成行招魂之碑」は²⁾、仙台藩の藩務を一身に司り、戊辰戦争の仙台藩側の責任を問われ斬死した家老「但木土佐（成行）」の二十七回忌の招魂之碑である。碑面の題字「但木成行招魂之碑」は、富田鐵之助の依頼により勝海舟が揮毫し、これを刻したものである³⁾。

これを読んだことが、今回、富田鐵之助と勝海舟の間の「美しい師弟関係」を確認作業へと駆り立てる強い動機となったのである。

2) 『黒川郡誌』では、「但木成行招魂碑」となっているが、正しくは「但木成行招魂之碑」である。本田（2003）には、仙台市葛岡霊園内の愚鈍院墓地の「但木成行招魂碑」の写真が掲載されていた（p.401）。平成25年12月に実査したところ、裏面は風化が激しく、碑建立の経緯や日付も読み取れない。以下では、「但木成行招魂之碑」（宮城県黒川郡大和町 保福寺境内）について論考する。

3) 『勝海舟全集 22 秘録と随想』（講談社版）によると、「海舟は、遠方からの碑文の依頼にも、割合気軽に応じて（p.824）」いる。この全集には「序跋・碑銘集」が所収され、その中の「碑銘・纂額（22巻のpp.554-566や別巻のpp.831-842）」の項も設けられているが、「但木成行招魂之碑」は所収されていない。なお、この項（22巻のpp.565）には

「 新島襄之墓
明治廿三年一月廿三日
友人勝安房悼新島氏之永眠
追想之餘書之 」

が勝海舟筆として所収されている（ただし、現在の新島襄の墓碑（京都市左京区鹿ヶ谷王子山町「同志社共同墓地」に所在）は、風化が進んだために、1987年1月16日に再建されたものであり、碑銘は元の墓碑から写し刻んだものとされている。）。これを海舟日記の明治23年12月16日条で確認すると、

「 新島襄未亡人、墓表認め十円遣わず。」
と記載がある。

さて本論に入る前に、「但木土佐」⁴⁾と「富田鐵之助」が同時に登場する場面として、福澤諭吉の『福翁自傳』の一節を紹介する⁵⁾。すなわち、

「およそ当時仙台の書生で大童の家の飯を食わない者はなかり。今の富田鐵之助をはじめ一人として世話にならない者はない。ところが幕末の時勢段々切迫して、王政維新の際に仙台は佐幕論に加担して忽ち失敗して、その謀主は但木土佐と云う家老であると定まって、其の人は腹を切ってしまったその後で、・・・(岩波文庫版『新訂 福翁自伝』, p.235)」である。

『福翁自傳』の「雑記」の「癩癩」の条の主人公は、福澤諭吉自身と仙台藩江戸留守居役の「大童信太夫」であるが⁶⁾、幕末の福澤諭吉と仙台藩との関係は深い。『福澤諭吉書簡集 第1巻』や『福

4) 仙台藩は、俸禄給付制ではなく、「地方(じかた)知行制」をとっていた。家臣の多くに知行地と呼ばれる土を給付し、年貢を取り立てる権利を認めていた。特に、藩の「一門・一家・準一家・一族・宿老・着座」等の重臣は、藩務を務めるために仙台下に屋敷を与えられるとともに、仙台藩内に知行地(城・要害・所拝領、所拝領、在所拝領等)を与えられていた。但木家(1500石)は、富田鐵之助の撰文にある「吉岡」(現在の宮城県黒川郡大和町吉岡)を「所拝領」としていた。天明8(1788)年に幕府の奥羽・松前巡見使に随行したときの古川古松軒の紀行文である『東遊雜記』の9月28日条に「二十八日中新田、御発駕、四里吉岡、三里松島止宿なり。吉岡在町にて、仙台藩の家老何某の在所なり。仙台侯の家士千石以上は土着して在宅せることにて、たとえその人在所の居住ならぬ身にてても在所持ちにて・・・」と記載されている通りである。ここで、主街道(奥州街道)に沿った位置関係を確認すると、奥道中歌に「国分(仙台)の町よりここへ七北田よ 富谷茶呑んで味は吉岡」とあるように仙台から北へ3つ目の宿場(城下)である。近年では、磯田(2012)によって『無私の日本人』として評価された「穀田屋十三郎」等が明和年間(1770年代)に救済事業を起こした所でもある。

なお、『福翁自傳』は(また、『海舟日記』も)、但木土佐を家老としているが、仙台藩での正式名称は「奉行」である。これは、まさしく他藩の家老職に相当する職である。「奉行職」は、「宿老」、「着座」格以上から選ばれる職務であり、但木家は、「宿老」格、富田家は、「着座」格の家柄である。富田家の知行地は小野(2000石)であった。この小野は、現在の宮城県東松島市小野であり、小野の「御館公園」の案内板や「小野館跡」の石柱には、その簡単な説明書がある。本田(2003)は、城下絵図から屋敷は鳴瀬町立第一中学校敷地(現在の東松島市立鳴瀬未来中学校)敷地としている。鐵之助の父「實保」も仙台藩奉行を務めており、その四男として、天保6(1835)年10月16日に仙台良覚院丁に生まれている(『仙臺先哲偉人録』, p.385)。

5) 佐志(2006)は、『福翁自傳』の初版本から(定本の)『福澤諭吉全集 第7巻』までの版の差異についての詳細な研究である。本来的は、『福澤諭吉全集 第7巻』を引用すべきであるが、この本稿では、さまざまな面で利便性が高い岩波文庫版の『新訂 福翁自伝』から引用する。

6) 「大童信太夫」の呼び方は、「オオワラ」である。『福澤手帖』では、大童信太夫没後100年の特集論文(105号と106号、2000年)が組まれる等、福澤諭吉と大童信太夫の関係は深い。105号には、明治22年5月の「時事新報」の記事が再録されており、「おほわらしんだいふ」の(旧かな遣いの)ルビが振られている。

河北(2006)は、『福翁自傳』の「注釈編」の中で、日本歴史学会(編)の『明治維新人名辞典』(吉川弘文館)等が採用した「オオワラベ」の呼び方を棄却し、『宮城県百科事典』(河北新報社)に基づき、正しく「オオワラ」を採用している。また、『高橋是清自傳』の漢字にはすべて旧かな遣いのルビが振られており、大童信太夫には、当然のこととして、「おほわらしんだいふ(p.14)」のルビを振り、Smethurst(2007)も、"Owara Shindayū(p.17)"と記している。ところが、大島(1999)の『高橋是清』(中公新書)では、こともあろうに「大童信太夫」を「ダイドウ」としているのは、どうにもいただけない。

現在、宮城県黒川郡には2か所(富谷町大童と大衡村大衡字大童)の「大童」の地名が残されている。呼び方はともに「オオワラ」である。『宮城県姓氏家系大辞典』(角川書店)には、「大童信太夫」の人物説明の項と富谷町大童由来の「大童家系」の記載がある。また、大衡村大衡の大童には、仙台・中新田間を結ぶ仙台(軽便)鉄道の「大童」駅が設置(昭和4年~昭和25年)されていたことがある。

澤論吉全集 第17巻』に所収の「福澤から大童宛ての10数通の書状」が示すように、翻訳した横浜の英字新聞の記事の買い取りや英字新聞等の翻訳の依頼、(渡米の際の)鉄砲買い入れや洋書購入の依頼⁷⁾、宇和島藩主伊達宗城の二男・宗敦を仙台藩主の養子とするための実務レベルでの斡旋・人物調査等である。

また、福澤から大童宛の書状(慶応2年12月23日付)には、『西洋事情』を「仙台の殿様と‘大童’に謹呈する旨や、金3分で何冊でも配布する旨」が、また、12月26日付の書状の追伸には、「『西洋事情』の2巻・3巻を同封するので、これを‘但木土佐殿’へ差し上げてほしい旨」も記されている(『福澤論吉書簡集 第1巻』及び『福澤論吉全集 第17巻』に所収)。

福澤と富田の関係は、福澤が、明治7年の富田鐵之助と妻「縫」との「婚姻契約」に関して行礼人(証人は、森有禮)を務める等、「福澤と富田は終生親しい友人として交際を続けている(河北(2006), p.283)。」のである。

本稿のテーマに従って、富田鐵之助と仙台藩江戸留守居役(仙台藩での正式名称は「公議使」)大童信太夫の関係を見ると、大童は、勝海舟の要請に応じて、海舟の子息の「小鹿(当時14歳)」の慶応3年の渡米に際し、富田鐵之助(当時32歳)を同行させ、さらに、通弁修業・富田の従者という名目で、高橋是清(後の日本銀行総裁・大蔵大臣・内閣総理大臣)と鈴木知雄(後の旧制第一高等学校教授・日本銀行出納局長)を送り出していたのである。

3 海舟日記

勝海舟の「日記」は、文久2(1861)年閏8月17日の「於御前,御軍艦奉行並被 迎付」に始まり、明治31(1898)年12月26日の「叙爵仰せ付けられる。且、廿八日,御倍[陪]食仰せ付けられる。」までのほぼ40年間にわたる克明な記録である。この日記は、幕末の政治史の貴重な資料であることはよく知られているが、江戸東京博物館版『海舟日記(一)』の「刊行によせて」にあるように、「従来の幕末史の枠を超えて、幕府・諸藩の領域をクロスオーバーして人物や情報の交換が広がっていることを教えてくれる。」のである。本稿の目的からすれば、幕末も当然のことながら、海舟をとりまく明治という時代の政治状況や人物についての情報や海舟の個人的人間関係についての情報の宝庫でもある。

「海舟日記」が、一般に公刊されたのは、明治40(1908)年の梶梅太郎(海舟三男)・巖本善治編のものが最初であり、この後、『海舟全集 第9巻』(改造社版(昭和3年)に所収されることになる。その後40年を経て、勁草書房版(昭和47~48年)、講談社版(昭和51年)が出版され、さらに平成の江戸東京博物館版(平成14~23年)に至っている。こられの出版にともなって、専門家の間では何をもって「海舟日記」かの根本的な議論があったが、この論文では、講談社版と江戸東京博物館版での解釈に従い、現在、江戸東京博物館が所有している「日記」を「海舟日

7) 『仙臺戊辰史』(p.297)には、福澤から大童宛の「計算書」が掲載されている。これに『福澤論吉全集』の編集者が疑問点をもちながらも、『福澤論吉全集 第17巻』, pp.38-39に再掲されていた。その後、逸見(1985)による精査が行われた結果、『仙臺戊辰史』の誤読等が判明し、疑問点も正されている(『福澤論吉書簡集 第1巻』, p.88)。

記」と考えることにする。戊辰戦争に関しては、日常的に付けていた日記（慶應4年の日記）をベースに公開を目的に増補したものと考えられる「慶應四年戊辰日記」がある。この日記は、講談社版の『勝海舟全集 幕末日記』に収められているが、勁草書房版の『勝海舟全集 18～21』に収められた「海舟日記 I～IV」は、上の解釈からすると、通常の「海舟日記」、 「慶應四年戊辰日記」、及び改造社版で使われた「海舟日記抄」とが整理されないまま所収されているという。

本稿では、上の解釈を踏まえ、文久2（1861）年閏8月から明治4（1869）年12月までは、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『勝海舟関係資料 海舟日記（一）～（五）』に基本的に依拠し、明治5（1870）年1月から明治31（1898）年12月までは、勁草書房版の「海舟日記 II～IV」に依拠する。また、「慶應四年戊辰日記」については、講談社版の「幕末日記」に依拠することとする。本稿は、「戊辰・箱館戦争後まで」を考察の対象としているので、基本的には、江戸東京博物館版に基づいて論考する。

4 氷解塾

富田鐵之助と勝海舟の関係は、文久3（1863）年7月21日、富田が海舟の「氷解塾」に入塾したことに始まる（『仙臺先哲偉人録』, p.386）。

「海舟年譜」は、明治38年に海舟の7回忌にあたり、富田が編纂したものである（『海舟全集 第10巻』（改造社版、昭和4年）に所収）。その諸言には、

「氷解塾ニ起臥シ 海舟先生ノ訓戒ニ接シタルハ四十餘年前ノ昔トナリヌ

又同學ノ諸士過般幽明其堺ヲ異ニス 就中坂本龍馬ノ毒手ニ斃レ・・・(p.511)」

と記載されている。

当時の氷解塾の塾長は、佐藤与之助（もともとは庄内藩士ながら、安政6（1859）年、軍艦操練所蘭書翻訳方に出役し、元治元（1864）年に幕臣（軍艦組）、慶應2（1866）年、大坂鉄砲奉行並）であり、塾生の総数は、およそ90名とされている。ちなみに、福沢諭吉は、安政4（1857）年に大坂の緒方塾（適塾）の塾長になっているが、このときの塾生数は80名とされていることから、ほぼ同規模の塾と推定される（河北（2006）、p.46）。

富田が入塾した頃の「氷解塾」は、

[文久3（1863）年1月9日]

「御同人<因州侯のこと>之臣数輩我門に入ることを被談

昨日土州之者数輩我門に入る、龍馬子<坂本龍馬>と形勢之事を密議し、其志を助く」

[文久3（1863）年10月16日]

「夜に入り、春嶽公より書を賜はる、門生五人を入塾せしめんことを被 仰越」

のように、海舟が「軍艦奉行並」に任じられたことに伴い、「門下生」が急増し始めた時期でもある。富田も、まさに、この時期に入塾したのである。

なお、以下では、江戸東京博物館版からの引用において、本文記載の注記事項は（ ）に、脚注の記載事項は [] に、筆者の注記は< >に記載する（ただし、読みやすいように、改

行するとともに、脚注の記載事項 [] については、適宜、省略している)。また、日記の日付は、「和暦」によるものであり、西暦の日付とは一致しない。元号を西暦に直す際には、本来、この点も考慮しなければならないが、本稿では、この点の修正を行っていないので、(特に年末年始の)西暦年号については、注意が必要である。

その反動もあってか、その2年後には、

[元治元(1864)年8月19日]

「塾中之掟を申渡す、近来紀伊家之者放蕩甚敷、
殊に押貸等の所行あり、皆放逐、又越前家之者放蕩
絶言語、たへて士之行なし」

[8月25日]

「塾中之書生放蕩、戒之」

[9月19日]

「此頃我塾中之者、姓名・出所御内糺ありと云」

という状態になっているが、それにもかかわらず、海舟は、明石藩や久留米藩からも、多くの塾生を受け入れているのである(元治元(1864)年9月3日条と9月13日条)。

前述のように、富田は、文久3(1863)年7月21日に海舟の「水解塾」に入塾したとされているが、この時期に富田に関する記載は、全く見当たらない。最も多く記載がある個人名は「坂本龍馬」であり、文久2(1862)年12月29日条の「同時坂下(本)龍馬来る、京師之事を聞く」から、元治元(1864)年8月23日条の「坂本生従京地帰る、聞く、当節征長之説に繞み、薩ニも無策略」まで十数回に及ぶ。富田の「海舟年譜」の諸言にも、「就中坂本龍馬ノ毒手ニ斃レ」とあるように、「坂本龍馬」の名を明記しており、この時期においては、まさに「坂本龍馬」が海舟の門弟の中で第一の門人であったのである。しかしながら、これ以後の「坂本龍馬」についての記述は、慶應2年2月1日条と慶應3年12月6日条の2回にとどまる。前者は、「薩長同盟の成立と坂本龍馬」について、後者は、「近日雑文」という記載で始まる「坂本龍馬の刺殺の報」である。

「海舟日記」の中に、富田が後にもっとも関係する人物の記載があるので、ここで紹介しておく。それは、薩長同盟が成立した日(『勝海舟全集 別巻』(講談社版), p.1009)と同じ日の条、すなわち、

[慶應2(1866)年1月21日]

「薩藩国元江出立之由にて退塾四人、種ヶ島・湯地・吉原・桐野四人」

である。この記載は、元治2年2月10日条と13日条と関連している。すなわち、

[元治2(1865)年2月10日]「薩藩四人入塾を乞ふ」

[2月13日]

「薩藩四人入塾」

である。この4人のうち、種ヶ島啓輔、湯地定基、吉原重俊の3人は、薩摩に帰国後に、薩摩藩第2次留学生としてアメリカに留学する。いずれも、後に米国で「新島襄」と関わりをもつ人たちである。

このうち、吉原は、富田とともに、維新後に似たようなコースを歩むことになる。まず、薩摩藩第1次留学生を経験した森有禮（アメリカ公使：当時の官名は、米国在勤少辨務使）の下で、明治5年、外務省書記官（吉原はワシントン駐在、富田はニューヨーク領事心得や副領事）を務める。帰国後は、ともに外務省、大蔵省に勤務する経歴をもち、明治15（1882）年6月28日には、大蔵少輔・吉原重俊と大蔵大書記官・富田鐵之助が、ともに「日本銀行創立委員」に任じられる（『日本銀行百年史』、p.217）。また、日本銀行設立の同年10月6日には、吉原が日本銀行初代総裁に、富田が初代副総裁（吉原が病気がちなために事実上の総裁）に任じられている（『日本銀行百年史』、p.228）。さらに、明治21（1888）年に吉原が病死すると、富田が第2代総裁に昇格しているのである。

吉野（1974）は、富田を研究し尽くしたと言っても過言ではない程の研究書ではあるが、この書には、富田と吉原の最初の出会についての記載はみられない。雑誌「太陽」第20巻第3号に掲載された竜城外史の「日本銀行論」の中の「慶應の末年に渡米し、吉原氏とは在米當時よりの友人であった。」を引用しており、二人がこの時期に知り合いであった可能性までは思い至っていない。しかしながら、この二人は1年程、同時に氷解塾（富田が3年ほど先に入塾）にいた可能性があり、面識もあった可能性があるのである。

海舟は、元治元（1864）年5月、軍艦奉行に昇進したが、薩藩四人の入塾直前の同年11月に免職となり、1年半後の慶應2（1866）年5月に軍艦奉行に再任されるまでの間、「閉居門ヲ出デス」の状態にあった。「海舟日記」からは、意見・見解・覚書等の記載は消え、1日に1行のみを備忘録的に記載する日も多く見られるようになる。4人の薩摩藩士が氷解塾で学んだのは、まさしくこの時期であった。

5 富田鐵之助の渡米

「海舟日記」に富田の名が初めて記載されるのは、慶應2（1866）年9月19日条、すなわち、「仙台藩兩人来る、当節召に因て世子上京、内々事情聞合之為其先に下たれりと云、

富田之手紙持参、当年は奥筋米作大抵三分、甚不作也と聞く」

である（「仙台藩兩人来る」の右脇には、「朽木五左衛門・玉蟲左太夫」の書き込みがある）。これ以後も、富田に関する記載は、慶應4（1868）年1月まで全く見られないが、この間、富田にとっては、生涯を左右し、また、海舟との絆を深くする一大事が起こっていた。

「慶應3年3月4日、在京の處江戸表に御用有之早速罷下る様御奉行但木土佐より申し渡され、同6日京都出立同11日江戸に着く。……3月13日、江戸藩邸に於いて若老より左の令達を受けた。

御軍艦奉行勝安芳守殿御子息此度為留學一兩年

見詰を以て米利堅へ御越被成候御手前御借受……（『仙臺先哲偉人録』、p.387）」

である。これは、海舟の長男の小鹿（当時、14歳）が1年ほどアメリカ留学をする事に伴い、富田を借り受けたい旨の話があるので、仙台藩としても、富田に学資として年間に千両を給付することを決めた旨の令達であった。

ところが、「海舟日記」には、この間の事情も全く記載されていない。留学については、ほと

んどが小鹿に関するものである。まず、

[慶應2 (1866) 年9月26日]

「江戸にて英国江伝習十三・四人程命せられたり、小拙か悴兼て願置きしか、
其試にも御達無之、況哉御選抜之事誰人申者なしと云・・・」

○四郎〔海舟の次男〕危篤之事江戸より申来る」

である。8月に幕府留学生の選抜が行われて、イギリスへ13・14人派遣されることが決まった。海舟も、長男の小鹿と次男の四郎の留学を希望していたが、選から漏れたところに、四郎危篤の知らせが入ったのである。このため、海舟は、私費での小鹿の留学を幕府に願い出る。すなわち、

[慶應2 (1866) 年10月24日]

「小鹿米利堅江留学を願ふ、尤自分入用也」

である。

この願いは、翌年に認められている。江戸東京博物館版『海舟日記 (二)』の最後部分と『海舟日記 (三)』の最初部分では、日付の重複記載が見受けられるが、記載内容は、別のものが多い。慶應3 (1867) 年2月2日条と2月3日条も食い違いが見られるが、ここでは、『海舟日記 (二)』から

[慶應3 (1867) 年2月3日]

「小鹿米利堅江留学願相済

近日長州之事、

大行天皇〔孝明天皇〕崩御ニ於而、御解兵之議被 迎出」

[慶應3 (1867) 年2月10日]

「庄内松平権十郎来る、高木三郎小鹿同行之事談し承服、

決心して此挙に倍 (陪) 従を乞ふ」

の2つを採録しておく。すなわち、小鹿の留学が認められたので、小鹿の同行者として、まず「氷解塾」塾生の「高木三郎 (庄内藩士)」を決めたのである。渡米後は、富田と高木は、ともに行動することになるが、前述のように、富田を同行者に決定した経緯については、「海舟日記」には記載がない。

この後、海舟は、小鹿の留学の準備に入る。すなわち、

[慶應3 (1867) 年2月22日]「小鹿横浜語学江入塾相願、但米行前兩三ヶ月也」

[3月28日]「小鹿米利堅江留学之節、御印章<パスポート>は其先願置、・・・」

[4月3日]「御印章被下候ニ付、外国奉行江可談旨願書江御下取 (ママ) 御渡し」

[4月6日]「御印章石野筑前〔外国奉行〕より受取」

[4月11日]「米之工司 (公使) 江小鹿留学之事頼ミ」

[4月14日]「米利堅工士 (公使) より、留学之儀ニ付書翰差越す」

[5月14日]「太田より、亜米利人ワーシ悴留学之世話御心得候間、掛念不可致旨申越」

[7月11日]「小鹿美里堅国 (アメリカ) 江為留学遣すニ付、横浜迄出立」

である。

そして、ついに7月25日にコロラド号でアメリカに向けて出発する。勝海舟の長男「小鹿」に、富田鐵之助と高木三郎が同行した。さらに仙台藩からは、先に述べたように通弁修業・富田の従者（幕府発行の渡航免許での身分は、「仙臺藩百姓」）の形をとって、高橋是清と鈴木三郎もコロラド号に乗船した。小鹿・富田・高木は「上等船室」、高橋・鈴木は「下等船室」であった。このときのエピソードは、『高橋是清自傳』が詳しいが（pp.34-37）、海舟の長男「小鹿」は、明らかに私費留学であるので、『高橋是清自傳』の「勝小鹿、富田鐵之助、高木三郎の三氏には、それぞれの藩から學校に入つて勉強出来るだけの手當をくれる事（p.31）」は、是清の勘違いである⁸⁾。なお、「海舟日記」には、富田の従者である高橋是清と鈴木三郎の記載は、まったく出てこない。

「海舟日記」では、この日について

[慶應3 (1867) 年7月25日]

「本日、金川（神奈川）よりコルラード<コロラド号>出帆、小鹿美里堅江行く、昨夜之便ニ而云、英（ママ）公司ガラルラルスより頼まれたる由ニ而、小鹿華盛頓<ワシントン>迄同行すと聞く、依之万事大都合と成る」

と記載している。ガラルラルスは、「海舟日記」の脚注によれば、「J.G.ウォルシュ（アメリカ人貿易商、もと長崎領事）」である。この日について、海舟は、佐藤与之助宛の書状（8月17日付）で、悴の小鹿が、高木・富田とともに、飛脚船で米国に出発したこと、さらに親として旅の安全と学問の成就を願っていることを伝えている（『勝海舟全集 2 書簡と建言』、p.91）。

さらに、海舟は、小鹿が心配に思つてか、横浜に出張した際に、米国人ワルス（先に記載したワーシ。アメリカ人貿易商のT. ウォルシュ。J.G.ウォルシュの兄）を訪ねている。すなわち、

[9月29日]

「教頭為尋問、横浜江出張、ワルス氏を尋ぬ、同人云、小鹿事は、懇意家ポストン之住人ホスベルス氏江委細頼ミ遣し候旨話有之」

である。

慶應3年～慶應4年（明治元年）は、日本史に残る将軍慶喜の大政奉還や鳥羽伏見の戦い等があった。海舟も、慶應4年1月、海軍奉行並や陸軍総裁に任命され、政務・軍務に多忙を極めたが、小鹿の学資・生活費も手配も忘れはしない。小鹿に同行した富田・高木の分を合わせて2300両の為替の送金について、次のように記載している。すなわち、

8) 高橋是清の伝記としては、『高橋是清傳』と『高橋是清自傳』が知られているが、記載内容に重複があるので、本稿では、『高橋是清自傳』を引用する。なお、吉野（1997）によれば、「初版の刊行日付は昭和11年2月9日で、2・26事件の勃発により高橋が暗殺されるわずか17日前であった。高橋の死は国民一般に深刻なショックを与えたため、その直前に公刊された『高橋是清自傳』は死後一躍当時のベストセラーとなり、・・・(pp.266-267)」である。事実、東北学院大学図書館所蔵（小田忠夫文庫）の『高橋是清自傳』は、比較的早い翌月の3月14日のものであるが、「75版」である。

[慶應4 (1868) 年1月29日]

「横浜ヲロス [T. ウォルシュ] 方江, 太田源三郎を介し為替金貳千三百両,
小鹿・富田・高木三人分持せ遣す (浜武・山田持参ス)」

である。

慶應4 (1868) 年3月13・14日 は, 「勝海舟と西郷隆盛との会談」によって, 江戸城の無血開城を決定した日であるが, 「海舟日記」では, 13日については記載がなく, 14日についても, 「西郷吉之助江面会, 天下之大勢愚存書を送くる・・・」との記載にとどまっている。他方, 後に公開を目的に増補したものと考えられる「慶応四年戊辰日記」(講談社『幕末日記』, pp.33～36に所収)では, 13日については「高輪薩州之藩邸に出張, 西郷吉之助江面談す・・・」との記載をするとともに, 14日については, 江戸城開場の条件等にも詳細に記載している。すなわち,

「同所に出張, 西郷江面会す。諸有司之歎願書を渡す。

第一ヶ条 隠居之上, 水戸表江慎罷在候様仕度事。

第二ヶ条 城明渡之儀は, ……………」

である。

江戸城の無血開城には, 3年前のアメリカ南北戦争とリンカーン暗殺, すなわち,

[慶應元 (1865) 年閏5月3日]

「米利堅之合戦和睦ニ成, 其後

北方之大統領并次官等戯場にて南方余党之為に

炮殺せられたりと云」

が海舟の考え方に大きな影響を与えているとも言われているが, これについては海舟研究者にその妥当性の是非を委ねたい。

慶應4 (1868) 年4月11日に江戸城の引き渡しは終わったものの, 閏4月には奥羽列藩同盟が結成され, 5月には上野彰義隊の戦いも起こった。海舟は, これらの動向を日記に記載するとともに, 小鹿等との書状のやり取りや仕送りについても記載している。すなわち,

[慶應4 (1868) 年閏4月15日] 「米教師江ハラヲ江頼ミ米国豚兎 [小鹿] 江金差遣す」

[6月5日] 「柳屋江頼ミ米利堅小鹿方江差遣一封頼ミ候事」

[6月19日] 「横浜貞次郎 [本多貞次郎] より米国四月十一日出之書籍入箱 □ (虫損) 届来ル, 太童江富田之書状而已入る」

である。仙台市博物館には大童家文書が寄託されているが, この中には富田鐵之助から大童信太夫へ出された書簡も20通以上保管されている。富田の渡米直後のものとしては, 「江戸 (芝) 愛宕下 仙臺藩中屋敷 大童信太夫⁹⁾」宛の封筒も3通残されている。6月19日の条に記載された書

9) 『高橋是清自傳』も, 「仙臺中屋敷 (p.10)」としているが, Smethurst (2007) では, なぜか “the lower yashiki (p.16)” (日本訳も「芝愛宕下の仙臺藩の下屋敷 (p.9)」) となっている。現在の「東京都港区塩釜公園・塩竈神社」は, 仙臺中屋敷にあったとされており, その敷地面積は1万坪を超えていた。『高橋是清自傳』によれば, 留守居役と物書役の役宅が3軒ずつと (高橋是清の養子先である) 足輕小者らの住宅が60軒余りあったという (p.13)。

状は、富田が3月13日付で出した書状と思われる。なお、この書状は、吉野（1974）の「pp.393-394」にも採録されているが、慶応4年は、閏4月もあったことを勘案すると、実に、約4か月を要して届いたことになる。

書状については、さらに

[6月21日] 「貞次郎江頼ミ、米国江之書状一封頼ミ遣す、当廿八日頃船便と云」

[6月26日] 「米国より閏四月八日附之一包、高木屋敷江届呉様申越す、
林研海方より届来る」

[7月2日] 「米国より四月十二日出之書状到着 何礼之助方より差越」

[8月23日] 「横浜米利堅一番之番頭松屋伊助より使あり、
云、米国より便到る、家来可差越と云」

と続く。また、小鹿への2回目の送金については、

[8月20日]

「小鹿留学之手当金頼遣す、但白戸江詫（託）し御用達江預候約也」

[8月30日]

「米利江書状差出ス・・・」

桜井庄兵衛明朝出立、小鹿留学之手当百兩

来二月十日迄用立、別ニ家属手当金五拾兩持参を頼む」

と記載している。

『勝海舟全集 別巻 来簡と資料』（講談社）には、「小鹿・（富田）鉄之助・（高木）三郎」宛の書状3通（慶應4年8月30日付、9月25日付、明治3年8月26日付）が採録されている（pp.612-616）。宛名は、いずれも3名連名である。この8月30日の書状は、戊辰の戦乱の状況（「海舟日記」に記載された戦乱の状況を、日記文から書状の文体に書き直して）伝えたものである。残念ながら、この書状は、次で述べる事情により、残念ながら富田と高木には届いていなかったのである。

6 緊急一時帰国と再渡米

慶應4（1868）年4月11日に江戸城の引き渡し後も内戦が続いたが、9月にはほぼ終結した。その間の状況については、「海舟日記」や「慶応四年戊辰日記」に詳細に記載されているが、ここでは最終項目のみの紹介にとどめる。すなわち、

[慶應4（1868）年9月7日]

「当月三日、若山（松）落城、仙台伏罪、庄内江は西郷吉之助先鋒討入ると云」

[明治元（1868）年9月20日]

「御発聲廿日之旨、一兩日前御布告」

である。会津若松城の落城を受けて、公式には、9月8日に「慶應」から「明治」に改元とされているが、「海舟日記」からすると、改元の布告は20日の数日前ということになる。

日記の記載はないが、海舟は、9月25日にも、「小鹿・鉄之助・三郎（3名連名）」宛の書状（『勝

海舟全集 別巻 来簡と資料』(講談社)に所収)を出し、先の書状後の戦乱の様子、惨事、終結を伝えるとともに、末尾に「当九月改元、明治と相成、是より一代一度改元有之旨也。」と結んでいる。

これ以後は、「富田と高木」も「海舟日記」への記載が増える。まず、
[明治元(1868)年11月18日]

「此夜、米利堅より富田・高木兩人帰国、々元之變動を聞て也、帰後に悔と云」である。

渡米直後の富田鐵之助から大童信太夫宛の書状のうち、慶應3年11月9日と翌年1月3日(大童には、3月22日に届く)の書状は、米国での見聞と近況報告(本人の近況、サンフランシスコに滞在している(富田とともに渡米した)高橋是清・鈴木知雄の近況、(ともに仙台藩を脱藩し、すでにサンフランシスコ留学中の)大條清助・一條十二郎(十次郎)の消息)が主な内容となっているのに対して、慶應4(1868)年1月26日(富田は、日付として「西暦2月29日認」も併記している)と3月11日のものは、極度に切迫した内容のものになっている(この2通は、吉野(1974)のpp.390-394に採録されている)。

1月26日の書状では、まず、ニューヨークの新聞が(サンフランシスコからの電信として)日本国内の状況を詳細に報道した内容を日本語に直して復唱するかのように書き、続いて、国もとの衰興に関わることなのでここに滞在することは不本意であるが、「勝若子(小鹿)」に随って来て、軽々に進退を決めることもできないので、この点について「賢慮」願いたいこと、また、「勝若子」も同じ事情であるので、勝先生にも書状を出したこと、大童からの返信は、同封の封筒を「横浜夷人飛脚屋」から出せば、富田の知人の米国人に届くこと等を書き記している。

3月11日の書状では、いずれからも返信がないので非常に失望したこと(「甚失望罷在候」)、サンフランシスコの大條清助からの手紙によれば、コロラド号とともに渡米した高橋是清と鈴木知雄(「高鈴ノ両児」)も帰国を望んでいるが、動揺しないように伝えたこと、どんなに儉約しても別紙の調べのように費用がかかるので、この二人には先に食費分だけでもいいので送ってもらいたい旨を書き記している。

慶應4(1868)年1月3日に、「合衆国ニーセルシー・ニープリンズウキキ」から「江戸芝愛宕下仙台藩中屋敷」の大童信太夫宛に出した書状が、3月22日に届いたことからすれば、1月26日の書状が届いたのは、もっと後ということになる(当時、日米間の定期船は年4回とされている)。従って、緊急性があり至急の返信がほしい富田が、3月11日の書状の中で、「何方よりも音信無之甚失望罷在候」と書いているが、大童や海舟にすれば、届いていない書状に返信ができないのは当然のことであろう。

このような状況の下、富田と高木は、相談の上、小鹿の後見を横井小楠の甥に託して帰国するのである。横井のもとに坂本龍馬を使いに出していることから分かるように、横井は勝が尊敬する人のひとりであった。すなわち、

[文久4(1864)年2月19日の上欄] 「横井先生へ龍馬子を遣る」

[元治元（1864）年4月6日] 「龍馬を横井先生方江遣す」

である。また、横井小楠の甥に関しては、この日の日記の上欄に、「横井先生の親族 三人入門、同行す」と記している。「海舟日記」の脚注には、「小楠の甥佐平太・大平および小楠の門下の岩男内蔵允の3名」とある。さらに

[慶應2（1866）年4月1日] 「肥後藩兼坂熊四郎・馬淵慎助来る、小楠之書翰持参、聞く、小楠之甥予か門横井佐平太・（ママ）之兩人、国侯命にて米国江留学、長崎より発船す」

との記載をしているので、小鹿の後見を託した横井小楠の甥は、海舟門下の横井佐平太とその弟の大平であることが分かる。この横井佐平太については、

[明治2（1869）年7月13日]

「横井佐平太、当時沼川三郎、米国より帰国、悴之壺封相達ス、

フランシスコよりニーヨーク之鉄道落成、米里三千里八日ニ達すと申越す」

と記載されているが、正しくは、弟の「大平（沼川三郎）」が肺病のため帰国したのであった。

富田の1月3日の大童宛書状には、ボストンからニュープリンスウキキに転居した旨とそこには横井平四郎（小楠）の子息二人がいる旨も記載されている。これを受けてか、『仙臺先哲偉人録』では、「小麓の介護を伊勢、沼川（兩人とも横井小楠の子）に依頼し（p.388）」とし、また、吉野（1974）が引用している『高木三郎翁小傳』では、「協議の末當時ニウブルンツウキックに滞留せる横井平四郎（小楠）の甥伊勢氏に事情を具して小鹿氏を託し（p.23）」としており、「続き柄」について混乱が見られる。慶應2（1866）年4月1日の条については、『幕末日記』（講談社）にも、同文が所収されているが、その補注35（p.409）には、名前が欠けているところは、「弟「大平」である。共に小楠の兄の子供」、「形式的には、左平太が小楠養子で大平は養弟。」、「出発のときは完全な自費で、しかも幕府が留学承認の方針を出す前だから、密航同然だった。」とあるので、4月1日条で海舟自身が記載した「続き柄」がもっとも正確ということになる。なお、横井の長男「時雄」（後に同志社第3代社長（総長））は、一時期、変名として「伊勢」を名乗っていることから、より一層の記述上の混乱が見られたのかもしれない。

さて、話を少し戻すと、富田と高木は、慶應4（1868）年6月20日にニューヨークからアラスカ号に乗船しパナマ経由で、7月16日にサンフランシスコに着く（『仙臺先哲偉人録』、p.388）。『高橋是清自傳』には、是清がだまされて奴隷に売られたが、富田が一計を案じ救出したエピソードが載っている（pp.63-65）。これは、富田のこの帰国の時のエピソードである。

サンフランシスコ出発は、ほぼ2か月後の9月17日であったが、台風にあい46日目に香港に着き、さらに、香港からの便船によって11月17日に横浜に入港したものであった（吉野（1974）、p.23）。ところで、『仙臺先哲偉人録』、p.388では、横浜入港を11月19日としているが、先に紹介した「海舟日記」の11月18日の条「此夜、米利堅より富田・高木兩人帰国、々元之變動を聞て也、帰後に悔と云」とは齟齬が起こる。

この11月18日の条は、このように簡潔な記載であるが、『仙臺先哲偉人録』では、二人が海舟

に帰国理由を説明すると、海舟は、大声で、君らは何のために帰ったのか、徳川の政治を続けることは「到愚迂濶」の極みである、君らを海外に出したのは外国との大事に備えるためである、軽々に帰国したことは私の考えではない、と諭したされている。これについて、武田（1972）では、『仙臺先哲偉人録』、『桃生郡史』、『郷土人物伝』を比較考証し、ほぼ同様の内容であるとしながらも、『仙臺先哲偉人録』には、東北は人物が乏しく、世界の大勢を知らない、忠告するも理解ができない、君らを海外に出したのは東北の人材を補うためだと叱責された旨の記載がある点が異なっていると述べている。

『仙臺先哲偉人録』では、11月19日横浜入港、20日海舟宅を訪問したとされている。その翌朝（21日）、恐る恐る海舟宅を訪問したところ、海舟は不在であったが、侍女から「あまりにも激しく叱り過ぎた」と思っていることを聞き、午後に変更して面会した。このときは、昨日とは打って変わった対応であり、幕府崩壊、江戸城引き渡し、今後の日本のとるべき方針等を話した後に、最後に、これからどうするのか、再渡米を望むとしても留学の費用は藩からは出ないと思うが、それについては心配しなくともよいから、熟考の上、返答せよと話があったという。そこで、22日には、米国に再び渡航する決心を伝えたとされている。

上のような経緯や再渡航の決心については、「海舟日記」には一切記載がない。淡々と以後の事実が記載されているのみである。すなわち、

[明治元（1868）年12月1日]「勘定所江、小鹿留学之金五百両東京江為替相頼む」

[12月7日] 「為替金五百両受取」

[12月8日] 「高木・富田横浜江行、御印章<パスポート>野口より受取」

[12月11日] 「高木米国行ニ付、五百両渡ス」

[12月12日の上欄] 「吉兵衛より大判二、甲州金弐、小判廿五枚受取、米国江遣す分也」

<日記本文の記載事項>

「仙台寨（額）兵隊長星恂太郎と云、富田世話いたし遣候者、
太童を以て可説と聞く
富田鉄之助、明日横浜江出立、米行再度之積也」

[12月19日] 「高木・富田本日出帆」

となっている。12月12日の条の「星恂太郎」は、仙台藩の洋式軍隊である額兵隊長であるが、仙台藩降伏後は、部下とともに、箱館戦争に参戦していたのである。榴ヶ岡天満宮（仙台市宮城野区榴ヶ岡）には、明治29年12月に建立された「星恂太郎碑（榎本武揚題額・大槻文彦撰文）」が残されている（なお、碑文は、片平（1979）のpp.283-284に採録されている）。この碑文によれば、攘夷派の「星」は、金成善左衛門等とともに、佐幕・開国派の「但木土佐と大槻磐溪（文彦の父）」の「刺殺」を企てたが、磐溪から海外の動向を諭され、横浜で英国式兵学を学ぶこととなった。この時、但木土佐を説得し、星の窮地を救ったのが、富田鉄之助であった。これが、「海舟日記」の「富田世話いたし遣候者」の内容である。その後、星は、横浜で英国式兵学を学びながら、アメリカ商人ヴァンリードの店でも働いていた時期に、高橋是清も、横浜で英学修行（住

み込みのボーイ)に出ていた。高橋の品行不良により米国留学から外されそうになったのを、「星
恂太郎から大童信太夫宛」のとりなしの添書を書いてもらい、留学が実現しているのである（『高
橋是清自傳』, pp.29-31）。

このように、仙台藩では戊辰戦争は終結したものの箱館戦争の対応に追われる中、12月19日、
富田と高木が横浜から出港したのである。その直後の書状の往来については、次の条の記載があ
る。すなわち、

[明治2 (1869) 年2月27日] 「定 (貞) 次郎, 高木之手紙頼ミ遣す」

[4月26日] 「米国より来状, 駿河屋久兵衛持参, 二月廿日高木・富田着ニ付一封
并佐藤・金沢・岡田共々三封入手」

[4月28日] 「高木三郎より佐藤并金沢・岡田江之書状, 宅江遣ス」

である。

この間、3月21日条では、小鹿から海軍学を学びたいという旨の書状が来たので、政府に問い
合わせたところ「ミニストル江一言御頼有之は入学出来」と返事があったこと、4月20日条では、
横浜のワルスへ小鹿の学資として1000両の為替を預けたことが記載されている。

より重要な条は、小鹿・富田・高木の3人の私費留学が官費留学に切り替わることを記した条
である。この経緯を順に紹介しよう。そのきっかけは、

[明治2 (1869) 年3月20日]

「海外江留学之者入費, 従 朝廷御貯被下置旨ニ付, 其主人より可願旨,
加藤弘蔵 [加藤弘之] より申来る」

[3月24日] 「留学者之事ニ付願書差出ス」

であった。翌25日には、加藤弘之に会いこの件を頼んでいるが、結果は、残念ながら

[4月12日] 「留学入費之義願不叶」

であった。

ところが事態が急展開し、2か月後には、

[6月13日] 「当月九日出関口之書状到来,

外国留学之者入費弥 朝廷より被下置候旨也」

[6月22日の上欄]

「去ル十八日悴并高木・富田共留学入費, 六百弗宛被下置旨御達」

となったのである。

この点は、吉野 (1974) が、東京都政史料館 (現在の東京都公文書館) の「東京府知事履歴書
(富田鐵之助氏履歴)」からの引用として、

「其方儀 亞米利加合衆國學校に於テ・・・

一ケ年ニ付メキシカンドル六百枚 爲學資被下候 (p.26)」

をあげていることに符合している。なお、この文書の発令者は、外務卿 (明治2年7月) である。

幕府が崩壊し、仙台藩と庄内藩も降伏する中での富田と高木の再渡米では、経済的に窮地に陥

ることも予想されたが、官費が給付されることによって留学が確実に成就されることとなった。

ところで、海舟は、二人の再渡航に際し、「留学の費用は藩からは出ないと思うが、それについては心配しなくともよい」旨を述べたとされているが、(再渡航からほぼ1年半後の)後日談が「海舟日記」に記載されている。すなわち、

[明治3(1870)年8月2日]

「岡田斐雄[庄内藩士]、太童[大童信太夫]之事、留学之金子之事談す」

[8月8日] 「仙台藩林権少参事、富田之礼として来る」

[9月25日] 「仙台・庄内江富田・高木、学費立替之事催促申遣」

[閏10月1日の上欄] 「仙台より富田之事問合返事遣す」

である(8月2日条の海舟と庄内藩士・岡田斐雄が、大童信太夫の事を談じた件については、次節(明治3(1870)年9月7日条)で詳述する)。

明治3・4年の「海舟日記」には、金銭の出納の記載が数多く見られる。旧幕臣の経済的支援等に明け暮れ、海舟自身の台所事情も非常に逼迫していた。経済的窮乏に陥り、仙台藩と庄内藩に対して、二人に学費立て替え分を請求したものの、両藩ともに戊辰戦争の敗戦処理に精一杯で、海舟への返答は芳しくない。それでも、翌年には(高木の再渡米から2年以上過ぎてから)

[明治4(1871)年3月20日]

「橋爪正一郎、大泉藩高木留学雑費立替之内 貳百兩并岡田斐雄書状持参」

であり、庄内藩(大泉藩に名称変更)は、高木の留学雑費のうち200兩を返済しているのである。さらに、半年後には

[9月12日] 「仙台歟或者庄内江小子用立金之内受取遣可申と申談す」

[10月4日] 「人見・和田、庄内方高木三郎留学取替金三百兩返弁、
直ニ榎本行蔵江用立」

とあるように、庄内藩は、さらに300兩を返済している。この点に関し、『勝海舟全集21 海舟日記Ⅳ ほか』(勁草書房、1973年)の所収の「会計荒増」の明治4(1871)年10月4日条(p.575)には、

「三百兩 榎本弘蔵へ借<貸>
自分金庄内より高木三郎留学立替金返る分」

と記載されている。

これにより、庄内藩(大泉藩)からは、合わせて500兩が返済されたことになる。この金額は、先に述べた明治元(1868)年12月11日条の「高木米国行ニ付、五百兩渡ス」に対応する金額となっている。

しかしながら、海舟の返済請求にもかかわらず、「海舟日記」には仙台藩からの返済の様子は記載されていない。しかし、この7年後には、

[明治11(1878)年12月23日]

「富田鉄より、先年留学立替金、二百五十円預り置く。(勁草書房版)」

の記載が出てくる。また、前述の「会計荒増」の同日の条にも (p.609),

「富田鉄より二百五十円預り置く。先年留学立替金」

との記載があることからすれば、富田の留学費用の立て替え金（高木と同額の500両と推察）のうち、仙台藩からの返済は半分で、海舟の台所に窮状を察した富田が自ら残りの250円を返済したものと考えることができよう。

明治4（1871）年の貨幣条例によって、明治政府は、金本位制をとることとし、1円＝金1.5グラムとした。これにより、1円＝1両の日本国内での両と円の等価交換体制ができ上がり、また、偶然にも、1円＝1米ドルとなったのである。従って、当時としては（明治11年でも）、物価変動や利子等を考慮に入れなければ、1円＝1両の換算は、当然のことであった。なお、両から円へ実際の移行の時期は、翌明治5年であるが、「海舟日記」においても、しばらくの間、円と両の2つの記載が混在していることを付言しておく。

ところが、富田の250円の返済からほぼ1月後のクララの日記（クララ・ホイットニー『クララの明治日記 下』）には、

[明治12（1879）年1月20日]

「(富田さんの奥さんは)高木三郎氏の奥さんが嫌いなのだが、好きな日本人はほとんどいない。高木夫人は傲慢で・・・勝家を訪問した時も、・・・『ご機嫌よう』とか『始めまして』ということばを勝さんのほうで言われたのに対して、・・・返礼のことばも言わず、三郎氏のアメリカンの費用を勝さんが出してお上になったお礼も言われなかった。もちろんこれは十年前のことだが、それだからお礼を言うのが礼儀というものだ (p.67)。」

という素直で辛辣な記載がある。クララは、後に海舟の四男の「(梶)梅太郎」の妻となる人物である。明治8（1875）年8月、クララが14歳のときに、父ウィリアム・ホイットニーが東京の商業学校（後の商法講習所。一橋大学の前身）の教師に請われたために、一家で来日した。一家の世話役の中心が、富田鐵之助夫人の「縫」であったことを割り引いても、当時18歳のクララは世情によく通じている。ただし、「海舟日記」の記載からすれば、高木の留学費用は、庄内藩が返済しているのに対して、富田の費用は、前年12月まで未済であったのだが、クララの日記からすれば、富田夫人は庄内藩の完済までは知らなかったと思われるのである。

明治2（1869）年4月28日以降も、書状の往来等の記載があるが、紹介を省略して先を急ぐことにしよう。

7 戊辰戦争と仙台藩

富田は、日本国内の戦乱の報に接し、小鹿の世話を横井兄弟に託して、国もと仙台藩の存亡を心配しながら、アメリカから帰国したのであった。そこで、「海舟日記」を中心に戊辰戦争前後の仙台藩を見ることにしよう。仙台藩についての最初の記載は、

[慶應元（1865）年6月4日]

「此頃仙台侯 [伊達慶邦（陸奥仙台藩主)], 御留守御警衛歟, 多人数にて出府」

である。また、個人としての最初の重要な記載は、

〔慶應2（1866）年4月20日〕 「仙台藩岩淵喜英来る」

である。これ以後、岩淵英喜は、「海舟日記」には何回か登場する（ここでの表記は、「喜英」であるが、後の記載では「英喜」である）。岩淵（淵）については、『高橋是清自傳』では、是清が5歳の時、躓いて転んで御三家の早駆けの馬蹄に踏まれたが運よく難を逃れたエピソードとともに、「後で、仙臺藩の馬の指南役岩淵英記という人がそれを聞いて」という形で記述されている（p.12）。また、この「岩淵英喜」について、逸見（1984）は、後述のまったくの別件を取り扱った論文において、「富田鉄之助の乳兄」としているのである（p.178）。

吉野（1974）は、「（鐵之助の）母は岩淵英七道貫の女で、鐵之助だけ他の兄姉と異なり母が別であった（p.12）。」としている。さらに、吉野が引用した富田日記（明治21年3月11日条）には、「岩淵兄ト龜井戸天神ヨリ臥龍梅を訪ヲ（p.412）」との記載も見られるのである。親戚の年長の者を「兄」と呼ぶこともあるが、小野寺（2007）は、明治20年代に内ヶ崎作三郎¹⁰が旧制二高在学中に富田氏の同母兄岩淵廉氏の宅に寄寓していたことを指摘している（p.69）。このもととなった資料は、内ヶ崎（1934）の『文藝春秋』（昭和9年8月号）掲載されたエッセー「緑陰閑話」である。原文を確認すると、話題の中心は本稿でも後で言及する「新井常之進（奥邃）」である。確かに「私が仙臺二高在學七年のうち、約六年半は富田氏の同母兄岩淵廉氏の宅に寄寓してゐた。金成氏は岩淵氏の甥に當つて、ゐたので富田氏とも關係がついたことゝ思ふ（p.224）。」という記述もあり、富田と後述の「金成善左衛門」との關係も示唆されていた。

『仙臺先哲偉人録』では、富田が10歳の時に一家が仙台から在所に引き払った際には、岩淵宅に寄寓したとあり、17歳の時、一家が仙台に戻ったので、「馬術（八條流）を岩淵甚右衛門に」学んだとしている（p.85）。岩淵英喜、岩淵廉、富田の寄寓先の岩淵宅、馬術の岩淵甚右衛門の關係は不明であるが、少なくとも富田とは縁戚關係にあるように思えるのである。

「海舟日記」には、会津藩もしばしば登場するが、会津藩士としては、「山本覚馬」が何度か登場する。同志社を設立した新島襄の妻「八重」が覚馬の妹であることもあつてか、「新島襄」も、明治12年2月以降、「海舟日記」に登場する。

さて、仙台藩については、慶應2（1866）年7月25日条の「奥州（二本松・三春・相馬・福島・仙台）の百姓一揆の件」の記載の後は、

〔慶應3（1867）年11月18日〕 「仙臺家老但木土佐来訪、艦之話有之」

に注目する必要がある。「但木成行招魂之碑」の碑面を富田の依頼により勝海舟が揮毫したことに關する調査が、本稿の作成の直接の契機であつたが、「海舟日記」での「但木土佐」の記載は、この箇所1か所のみである。

慶應3（1867）年10月の大政奉還以降、12月の王政復古、翌年1月の鳥羽伏見の戦い、3月の海舟・

10) 内ヶ崎は、大正デモクラシーで著名な吉野作造の旧制第二高等学校・東京帝国大学時代の2年先輩にあたり、吉野にも思想的影響を及ぼした人物として知られている（早大教授から衆議院議員となり、昭和16年衆議院副議長）。なお、和泉（2008）によれば、内ヶ崎と吉野他1名が、内ヶ崎の旧制第二高等学校卒業を控えた1898年7月3日、仙台浸礼基督教会（現在の仙台ホサナ教会）で洗礼を受けている。

西郷会談、4月の江戸城引き渡し等があったが、奥羽では、1月に会津藩追討令が出されたことを受け、新たな展開が始まった。これを「海舟日記」で見ると、

[慶應4(1868)年閏4月12日]

「仙台岩渕英喜来る、国情且会津之事、奥羽同盟、仙台盟主之心得にて、会より申立ル三ヶ条 伏見暴挙之隊長之首差出、会主城外江慎居、城附之外上地之等也 官軍許容無之ニ於而は、仙台表之人数解兵可致決心之旨也 軍艦之事内話、太童信太夫近々右之事ニ付参府と云」

[閏4月13日]

「岩渕英喜呼寄、会藩之趣意且仙台之国論等、

益満く益満休之助(薩摩藩士) >ヲ以て参謀<西郷隆盛>江申立ル」

である。この記載は、仙台藩では、閏4月9日、家老の但木土佐と坂英力が会津藩の歎願書を受け取り総督府に提出することを決めるとともに、奥羽列藩の家老等は「白石」に会したことを差している(『仙臺藩戊辰史』を参照のこと)。

さらに、仙台藩関連の閏4月15日条の記載に続いて

[閏4月19日]

「仙台大童国許より来る、会津之事情并歎願書等持参、参謀江内々相廻す」

である。この日の記載は、「閏4月11日、米沢侯自ら白石城に来て、仙台侯と会津降伏の要件を協議したこと、翌12日には、仙台侯と米沢侯が九條総督に対して会津藩の歎願書を提出したこと」を差している。この時には、3種類の歎願書、すなわち、「閏4月11日付の仙台侯と米沢侯の連名の歎願書」、「閏4月付の会津歎願書(西郷頼母・梶原平馬・一瀬要人の3家老連署)」、「閏4月11日付の奥羽各藩家老連署歎願書(奥羽24藩の家老連署。仙台藩、米沢藩、相馬藩の各藩は、家老2名が連署)」が提出されている(これらの歎願書は、『仙臺藩戊辰史』に所収されている)。

大童信太夫が、仙台から江戸へ戻ったことによって、海舟との間で「艦」の話が進展する。すなわち、

[閏4月23日]

「大童江大江丸二万五千両、黒龍丸三万両ヲ以て御払渡之事談す、且大崎屋敷小子江譲る之談あり」

[閏4月24日の上欄]

「黒龍三万両 大江式万五千両 米ニ而 払代受取之積」

<日記本文の記載事項> 「船御払之事、司農江談、承知之事」

である(黒龍丸は、海舟が軍艦奉行並のときに責任者を務めた神戸海軍操練所の練習艦であった)。この件に関し、翌日の閏4月25日に、海舟は大童信太夫宛に2通の書状(大童家文書)を出し、「黒龍丸の修復の状況は横須賀に向向けば確認できること等」と「船の払い下げ代については幕府の勘定奉行も承知したこと等」を知らせている。なお、23日条の「大崎屋敷」は、「(仙台藩)下屋敷の一つに大崎袖ヶ崎屋敷がある。今の東五反田三丁目にある清泉女子大学のところにあった(宮城(2006))。』に関する記載である、

閏4月29日条や5月8日条にも、大童や松倉良輔(後の松倉恂と改名。最初の仙台「区長」)の記

載があるが、戦局は急展するので、これを紹介する。すなわち、

[慶應4(1868)年5月9日] 「太童信太夫来る、屋敷譲受之証書遣す……………」

彰義隊東台ニ多人数集り戦争之企あり……………」

[5月10日] 「聞く、増上寺江銃隊屯集すと云」

[5月14日] 「仙台にて長州之参謀 (ママ) を暗殺之拳」

である。長州の参謀は、「奥羽鎮撫総督府の下参謀」の「世良修蔵」のことである。世良は、先の会津歎願に対する強硬な態度や軍紀の乱れ・兵の乱暴狼藉等に対する仙台藩士の怒りをかい暗殺されるに至った。これ以後、奥羽では、軍事的緊張が一層高まる。すなわち、

[慶應4(1868)年6月2日]

「肥後藩竹添他兩人、仙台より帰着来訪、同国憤発、諸家ニ喋して戦之気ありと云

……………」

宮島誠一郎[米沢藩士]来訪、仙台家老坂英力、米沢用人(ママ)等同船、会津之歎願をとりて 朝廷江懇願し奉り、名義を立て官軍と一戦せむと云、同盟諸侯之儀なり、其可否如何を聞かむと」

[6月3日]

「榎本和泉[武揚]、白戸石介、仙台・米沢之儀(議)論を助けて衆評せむと云、我見る所別ニあり、此大意を挙て答ふ、当今大事を成すは国之大にあらず、人之多きにあらず、唯人才に在り、今哉東国人才あるを聞かす」

である。『仙臺藩戊辰史』では、5月28日、仙台藩の坂時秀(坂英力)・笠原中務・太田盛ほか1名と米沢藩宮島誠一郎ほか1名が、「奥羽列藩家老連署歎願書」を携えて、海路で江戸に向かったけれども、上野での戦争の後であり、品川から上陸できない状況であったことから、太田盛・宮島誠一郎ほか1名が京(京師)に行き歎願書を奉呈したと記している。『仙臺藩戊辰史』に所収の歎願書には、26藩27名の家老の名前が記載されている(ただし、日付は空白)。しかしながら、上に紹介した「海舟日記」では、仙台藩の坂英力等と船に乗り、4日後に江戸に着いた米沢藩士・宮島誠一郎が、海舟を訪問し、会津歎願の件、名分を立てての官軍との戦いの件、諸侯の動き等を尋ねているのである。

6月7日には、西郷隆盛が奥州に向けて出発するが、仙台藩・米沢藩から新政府に提出する歎願書が、海舟の目にとまることになる。すなわち、

[6月11日] 「仙藩笠原中務・米藩宮島誠一郎・仙太田盛来る、

奥羽陪臣歎願書持参一見、内甚不敬之文体故、添削いたし遣不可燃と云」

[6月13日] 「大童信太夫来訪」

[6月16日] 「宮島誠一郎上京、主人之意を達せむとする之説あり、添書添削」

である。

さらに、6月21日条は、仙台藩では、さらなる戦闘体制に入ったとする記載である(既述のように、この日の条には米国への書状を頼んだ件も記載されている)。すなわち、

「仙台江種紙交易として外国船三隻計行く、或は大砲・小銃ニ換ゆ、官吏知て不咎」であるが、2か月後の結果は、

〔8月24日〕 「仙台は近く伏罪之状顕せり、兵弱くして官兵是をあなたる
米・庄は各官兵御差向、格別はけしき戦無し、
唯々勇猛死を期して戦ふ者は会藩人而已と云」

〔9月1日〕 「奥州此程迄は弱かりしか、阿隈川（阿武隈川）近傍迄ニ押詰甚強しと云」である。

9月5日条では、8月21日から27日までの会津での戊辰戦争の状況を詳細に記載した後、

「米沢は伏罪、仙台を説得すへき旨、若不聞時は一手を以て討入らむと云」と記載している。そして、9月7日条では、先に紹介したように、

「当月三日、若山（松）落城、仙台伏罪、庄内江は西郷吉之助先鋒討入ると云」である。

戊辰戦争の終結により、幕府の行く末（9月2日条）や先に述べた明治への改元（9月20日条）が決まる。後者は、すでに紹介したので、ここでは前者をあげておく。すなわち、

〔9月2日〕 「小拙願立之内ニヶ条、所謂清水十一万石并駿州近傍にて七拾万石、
奥州為替地御渡可有之御内決有之」

である。

先に述べたように、こうした状況に至ることを心配して、仙台藩の富田と庄内藩の高木は、海舟の長男の小鹿を横井小楠の甥二人に託し、慶應4（1868）年6月20日にニューヨークを出発し、サンフランシスコを経由して（7月16日着、9月17日出発）、台風に会いながらも、同年の明治元（1868）年11月18日に帰国する。しかしながら、海舟に諭され1か月後の12月19日には、横浜から再び渡米することになる。

8 戊辰戦争後の仙台藩

富田の仙台藩は、戊辰戦争に敗れ伏罪し、その責任を奉行（他の藩の家老に相当する職）の但木土佐と坂英力の二人が、一身に負うこととなった。「但木成行招魂之碑」の碑面（裏面）¹¹⁾には

11) 明治2年5月に、仙台藩邸で但木土佐の斬死を見守った甥の「但木良治」は、明治27年4月1日に（2度目の）「黒川郡長」に任ぜられている。その在任中に、「但木成行招魂之碑」建立の話が進められたのである。なお、橋（但木）良治は、明治13年11月から明治22年11月まで「黒川加美郡長」に任ぜられている。明治16年10月に宗家の家名再興を許され、本来の「但木良治」に戻っている（『黒川郡誌』、pp.378-379）。また、大童信太夫も、明治24年7月から翌年11月まで、「黒川加美郡長」に任ぜられている（『黒川郡誌』、p.162）。なお、参照した文献の表現は幾分異なるが、但木土佐や坂英力など政府処分の者は、明治16年に内務省より家名再興を許され、藩処分の松倉恂、大童信太夫、星恂太郎、荒井常之進、金成善左衛門、太田盛等は、明治22年2月に内務省より家名再興を許されたこととされている（『仙臺戊辰史』、p.966及び片平（1979）、p.197）。明治22（1889）年2月11日、大日本帝国憲法の発布に合わせて、国事犯（政治犯）赦免の大赦令が出されているので、これが根拠のようにも考えられるが、人名までは、未確認である。なお、『福澤手帖』105号に再録された「時事新報（明治22年5月）」の記事によれば、大童について、この年の5月、「官その旧罪を特赦し、家名再興を許す（p.3）」としている。

富田が誌したように、明治2（1869）年5月19日に東京の仙台藩邸において斬死し、高輪・東禅寺の先君の側に葬られたのである（品川駅周辺の再開発事業により、現在、土佐の墓所は、在所の宮城県黒川郡大和町の保福寺に移されている）。

今回、仙台市博物館に寄託された大童家文書の中から、富田が大童信太夫に「但木成行招魂之碑」の碑文を相談する書状（8月13日付）を見つけたことができた。招魂之碑建立が明治28年5月とされているので、前年の明治27年8月13日付と推定される書状である。すなわち、

「さてご承知の七峰（但木土佐の在所の名所「七ツ森¹²⁾」のこと）建碑について文案を上げたところ、気に喰わぬと見えて、別に一文を申してきました。老兄（大童のこと）にも相談したということなのでご承知のことと思います。その中の「観儘梶處於君」云々という文字には同意しかねます。また、「削士籍賜死（但木土佐が士籍を削られ死罪を賜ったこと）」云々は、その通りではあるが、子孫として友人として招魂碑では避けるべきものです。碑は、故人の徳を唱えるべきです。それで、別紙のように書き直しましたので、一読の上、お気づきの点があれば加筆の上、（土佐の孫の）乙橘に示して下さい。今回は、先方の文案も入れて手を加えました。少し略歴も入れましたので面白みがなくなりましたが、私は満足しています。」というのが、その書状の大意である。なお、この書状には海舟の名前が明示的に示されていないことを付言しておく。

但木土佐自身は、「一人の学者の説を信じてこの悲境に陥った」と述懐したとされているが、この学者とは、仙台藩の儒学者「大槻磐溪」のことである（鶴飼（1983）、p.278及び大島（2004）、p.292。なお、この出所は、大槻如電『磐溪事略』と思われるが未確認である）。大槻磐溪自身も、当初は、斬首者リストに入れられていたが、明治2（1869）年6月に「終身禁錮」の刑を命じられ、明治4年4月には「謹慎御免」となっている。大島（2004）によれば、「明治6年11月、但木土佐の東禅寺（芝高輪）の墓に詣でた磐溪の胸には、敗戦の断罪で生死を分けた彼への深い思いが強かった（p.295）。」のである。なお、磐溪の子「文彦」は、最初の近代的な国語辞典である「言海」の編者と知られている。なお、「海舟日記」の明治17年6月26・29日条には、（文彦より）磐溪7回忌法要出席の要請があり出席したこと、明治24（1891）年6月23日条には、「言海」刊行の祝宴があり祝儀を出したことが記載されている。

仙台藩は、禄高62万石から28万石に減じられ、但木土佐と坂英力等が戊辰戦争の責任を一身に負い、責任問題に結着がついたかのように思われたが、その後は、藩の強硬派が藩政を握ったこともあって、仙台藩の内部から戊辰戦争敗戦の責任追求が始まる。本稿の冒頭で紹介した『福翁自伝』の「雑記」の記述の続きでは、「既に政府は朝敵の処分をして事済（岩波文庫版 p.235）」となっていたが、藩強硬派は、「東京の軍務局に密訴」したために、「軍務局はもう一人の藩主の後見である伊達藤太郎を喚問、仙台騒擾のことを詰問」せざるを得なくなるのである（『宮城縣

12) 「明治時代仙台に居住した外国人たちも、この山（七ツ森）をセブン・シスターズと呼んでいた。誰の目にも同じだと見える（『要説 宮城の郷土誌（続）』（p.72）。）」なお、平成6（1994）年8月、筆者が東北学院大学の全学共通科目「アメリカ研究」のディレクターとして訪米し、オハイオ州アークロンのマーサ・ワイリック先生（1957年～1960年まで東北学院大学で音楽・英語を担当）宅にホーム・ステイした際に、先生が“Seven Sisters Mountains”という表現をされたことを思い出す。

史 2 近世史』, p.711)。これを受けて、明治2 (1869) 年4月には、仙台藩から鎮撫使の久我大納言に対して、「海舟日記」に登場した大童信太夫、松倉恂、太田盛、前述の大槻磐溪、後述の星恂太郎、荒井常之進、金成善左衛門等の責任が報告されるに至ったのである。そして、このとき、大童信太夫は、「黒川剛」と変名し、出奔するに至る（大童家文書には、黒川剛の出奔を伝える藩側の報告書の写し2通（明治2 (1869) 年4月26 日付と5月19日付）が残されている。）。

『福翁自伝』の説明では「王政維新の際に仙台は佐幕論に加担して忽ち失敗して、その謀主は但木土佐という家老であると定まって、その人は腹を切ってしまったその後で、・・・その実は某主の某主がある、ソレは誰だということに大童信太夫、松倉良助の兩人だともういうわけ訳けで、維新後その兩人は仙台へ帰っていたところが・・・その時に松倉も大童も、居れば危ないから背戸口から駆け出して、東京まで逃げてきた、というのも兩人ともモウちゃんと首を斬られる中に数えられていたその次第を、誰か告げてくれる者があって、・・・私は素より懇意だからその居所も知っていれば私の家にも来る（岩波文庫版, pp.235-236）。」である。

この状況のもと、福澤諭吉は、仙台藩主や仙台藩大参事と折衝するほか、薩摩藩公用人を通じて政府の内意を聞く等（「自訴により80日の禁錮」等）の活躍をする。『福翁自伝』には、この時話を詳しく記述されているが、ここでは紹介を省く。ともあれ、「明治3年閏10月頃から、・・・福澤に因る救助活動（河北 (2006), p.285)」が行われたのである。福澤から大童宛ての書状（明治3 (1870) 年閏10月14日付。『福澤諭吉書簡集 第1巻』, pp.181-182）では、ここ数日、赦免許可の連絡が来ていないことを伝えるとともに、追伸では、「ひるニ罷出る候節、食料少し持参候積、ひるの御まんま少し御まち被下度奉願候。以上。」と冗談めかした書き方をしている。この結果、福澤の助命運動により、翌4年には罪が許されるのである（河北 (2006), p.285）。ただし、公的には本稿の註11) に記した通りである。

大童の出奔については、福澤諭吉関係と異なり、「海舟日記」にはほとんど記載がない。出奔は、明治2年4月のことであるが、海舟がこれを初めて耳にするのは、明治3 (1870) 年8月2日 のことである。先に述べたように、

「岡田斐雄 [庄内藩士]、太童 [大童信太夫] 之事、留学之金子之事談す」
である。東京への潜伏については、

[明治3 (1870) 年9月7日] 「大童信太夫、国許より探索いたすニ付潜伏すと云」
であり、さらに、

[9月22日] 「仙台太童、松倉之事同人内話、召遣候様可然旨」
と続く。この条の前には、「奥州官県江話、頼遣す」の書き込みがあることから、「奥州官県江話、召遣候様可然旨頼遣す」という趣旨になる。これからすれば、海舟は、大童と松倉が助命されることを見越して、二人の出仕を側面から支援（就職支援）していたことになる。

さて、富田鐵之助の生家は、仙台藩では「着座（永代着座二番座）」の家柄であり、父「實保」は奉行（他の藩の家老に相当する職）を務めている。鐵之助22歳の時に、父「實保」が逝去し、富田家は、鐵之助の兄「實行」が継いでいる（鐵之助は「實保」の四男であった（吉野 (1974), P.12

及びp.477))。この兄の「實行」は、(仙台市の真福寺の墓碑によれば)慶應3年1月26日に逝去しているおり、戊辰戦争時の当主は、兄「實行」の子「小五郎實文」である。「小五郎」は、若老・大隊長(元の大番頭)に任じられ、慶応4(1868)年6月28日、歩兵一大隊を長崎丸・大江丸の2艦に分乗させ、「小名浜」に上陸し戦うも、隊は総崩れとなり、小五郎自身も鉄砲で肩等を貫射され負傷している(『仙臺戊辰史』, pp.601-606及び『仙臺藩戊辰殉難小史』, p.32)。富田鐵之助が、仙台藩の状況を心配し、海舟の長男の小鹿を横井小楠の甥二人に託し、ニューヨークを出発したのは、まさにこの激戦の直前(6月20日)であった。なお、大江丸は、「海舟日記」の閏4月23日条で紹介したように、大童信太夫が海舟との交渉によって2万5千両で購入した船である。

9月の戊辰戦争の最終局面では、小太郎は、仙台城(青葉城)城南の「大年寺」に屯して仙台の守備についている(『仙臺戊辰史』, p.745)。富田鐵之助は、ニューヨークからサンフランシスコ経由するルートをとったが、サンフランシスコを立ったのは、仙台藩が降伏してから半月もしない9月17日のことであった。

明治2(1869)年4月、仙台藩から鎮撫使の久我大納言に対して報告された富田小太郎の責任は、「賊論(反政府軍論)を主張したこと」と「箱館に渡った仙台藩額兵隊長星恂太郎のもとに金成善左衛門(当時18歳。金森の妹が星に嫁んでいる)を副長として派遣したこと」の2点であったが、6月29日には、「箱館へ脱走した兵に糧米を送ったこと」により、「家跡没収・禁錮」となった(『仙臺戊辰史』, p.926及びp.950)。『仙臺戊辰史』では、これにより、同日、石川大和に預けられ、明治4年4月に蟄居・謹慎の後、翌年1月に許されたとしているが、坂田(2001)では、上の「家跡没収・禁錮」の処分宣告日が明治2年6月28日であり、明治4年3月に「禁錮差免 80日の閉門」としている(pp.644-645)。

富田鐵之助と上の「星恂太郎」の関係は、先に「海舟日記」の明治元(1868)年12月12日条で説明した通りである。

富田の従者の形をとって渡米し、明治元年12月に、富田の再渡米と入れ替わるように帰国した高橋是清と鈴木知雄、さらに渡米直後の富田鐵之助から大童信太夫宛の書状に記載されている一條十二郎(後藤常)の3人は、帰国後に「新政府」からの追及を恐れ、サンフランシスコでの縁を頼りに、薩摩藩の森有禮の家に世話になっていたが、(脱藩渡米の)一條が「仙台藩」に捕縛され、森有禮がこれに談判し救助する事件も起きている(『高橋是清自傳』, pp.75-83及び『森有禮全集 第2巻』, pp.665-673)。森有禮は、明治2年の初めころから廢刀論を主張しその急先鋒であったことから、刺客に狙われていたが、箱館戦争も終結し、前述の金成善左衛門は、森有禮の護衛を務めることとなる。林竹二によれば¹³⁾、「おそらく旧友一條十次郎(後藤常)の依頼で金之丞(森有禮のこと)の身辺を護るために森家の食客の仲間入りしたのであろう(播本(1996), p.21)」とのことである。

13) 林竹二は、1969年、宮城教育大学第2代学長に就任した教育哲学者であり、「森有禮」研究や足尾鉦山事件の「田中正三」研究でも知られている。東北学院では、ダンテの『新曲』を日本で最初に翻訳した「山川丙三郎」に師事したとされている。

これに類する事件としては、『福翁自伝』の「発狂人一条米国より帰来」の条（岩波文庫版，pp.195-196，佐志（2006），pp.176-177）がある。「江戸中で仙台人と見れば見付け次第捕縛という」時期のことであったが、「横浜の奉行所に捕えられた」ことにまつわるエピソードである。これについては、『自伝』の「…仙台の書生でアメリカに留学した塾生の「一条」とあるのは「大条」の誤認（『福澤論吉書簡集 第1巻』，p.74）」であった。また，河北（2006）も，「福澤がサンフランシスコで一俵十二郎に50ドル，大條清助に100ドルを貸したときの両人の借用書が仙台市博物館寄託の大童家文書の中に残されていること（逸見（2000）」や慶應義塾入社帳の記録の精査から，『自伝』に「発狂人一条」とあるのは，「発狂人大條」とすべきであろう（p.218。）としている。

9 ハリストス教と宮城縣

さて，仙台藩では，先に述べた仙台藩額兵隊長星恂太郎に従って箱館に渡った藩士も二百数十名を超えた。箱館戦争の前後に，箱館でロシア正教（ハリストス教会¹⁴⁾）のニコライの思想的・宗教的影響を受けた藩士も多かった。中でも，先に述べた金成善左衛門や新井常之進（奥邃）等がニコライに心服したこともあり，箱館戦争後は，仙台が（東京に拠点に移るまで）日本のハリストス教会の布教の中心となった。明治5（1872）年2月13日，宮城県当局（明治4年7月の廃藩置県により「仙臺藩」から「仙臺縣」を経て，明治5年1月，「宮城縣」となる。領域は，現在とは異なる。）は，耶蘇教が広まり集会も度々開かれるのは好ましくないとして，高知県士族澤邊數馬や宮城県下の多数のハリスト教徒（士族）の拘束・逮捕に踏み切ったのである。太政官定書「切支丹邪宗門之儀堅く御制禁」の高札が外され，布教が黙認される1年までのことだった（逸見（1984），p.154）。

これらの中には，第7節の冒頭で述べた「岩淵英喜 41歳」や，「富田一之進 21歳（富田鐵之助の甥「小五郎」の子：長兄の孫）」の名も見られるのである。『明治五年 高知県士族沢辺數馬外数名 宮城県下ニ於テ耶蘇教講談一件』（宮城県図書館蔵：複写版）には，宮城県から「正院（従来の太政官）」に提出され，外務省に回された史料が所収されている。この中の第2号として，

「正院ヨリ宮城縣士族耶蘇教一件書類別冊廻送ノ来翰

附属 宮城縣ヨリ耶蘇宗徒屬刑振ノ具状書」

がある（この事件の根幹に関わる部分については、『宮城縣史 12 学問・宗教』，pp.622-624に採録されている）。これを丁寧な精査していくと

「宮城縣貫属士族 戸長 岩淵英喜 壬申四十四歳」

「同 旧士族小太郎嫡子 富田一之進 壬申二十一歳」

の氏名が出てくる。「岩淵（淵）英喜」の拘束理由は，澤邊數馬の人名簿に記載されていたこと

14) 「ハリストス教」の名称は，「イイスス・ハリストス（イエス・キリストの意）」に因む。日本ハリストス正教会の主教区は，東京大主教区，東日本主教区（仙台市），西日本主教区（京都市）となっている。日本ハリストス正教会の本部は，東京復活大聖堂（ニコライ堂）にある。

であったが、事情聴取の結果、ハリストス教信者ではなく、ロシア学を学びに一度だけ参加した者と見做され、「注意」処分となっている（ただし、逸見（1984）では、ハリストス教の講究会が、川内追廻田御厩脇の岩淵英喜邸などでも順繰りに開かれたとしている（p.166））。また、「富（富）田一之進」については、澤邊数馬の下でロシア学を究めるために、講席にも出席していることを問われ、2月20日に「親類預」となっている。

この後の展開を、逸見（1984）と鈴江（2000）によって整理すれば、次のようになる。外務省にとって仙台の事件は、条約改正交渉への波及が憂慮されるものであったことに加え、3月に箱館のロシア領事館附属教会に在住する（宮城県貫属士族）の津田徳之進ほか1名が逮捕され、ロシアの領事権の侵害（外交特権の侵害）が問題されることにまで発展していたのである。こうしたこともあって「岩倉使節団」を率いて渡米中の岩倉具視にも、大原重見によって報告（5月15日付の書簡）がなされていたのである。富田鐵之助は、まさにこの時、明治5（1872）年2月2日、岩倉具視からニューヨーク在留領事心得に任じられていたのである。

この件について、『仙台ハリストス教会史』は、「澤邊らの捕縛はすぐに東京の聖ニコライに知らされ、救済の策がはかられ、外務省や朝野の名士に赦免を働きかけた（p.31）」と記している。さらに、「旧仙台藩士黒川剛（大童信太夫）はこのような蛮行は国の恥辱であると太政官顧問フルベッキに訴えて大隈重信に忠告し、また小野は副島種臣を動かした。宮城県参事塩谷良翰によって入獄者が次々に赦免され・・・最終的には、5月28日、澤邊、高屋、笹川たちが出獄して事件は終了した（p.32）」のである。これについては、『宮城縣史 12 学問・宗教』にも、同じ趣旨の記載がある。なお、引用文の中の副島種臣のこの時の役職は、「外務卿」である。

10 『仙臺戊辰史』

仙台における戊辰戦争の史料としては、『仙臺戊辰史』と『仙臺藩戊辰史』の2つがよく知られているが、ここでは、『仙臺戊辰史』（明治44（1911）年初版）を通して、戊辰から40年を超える年月を経た富田鐵之助の心境に触れたい。

この著は、「題字（旧仙臺藩主 伊達宗基）」「仙臺戊辰史序（大槻文彦）」、「仙臺戊辰史引（鐵軒 友部伸）」、「此の書の成りし次第（藤原相之助）」、「文情極めて歐陽公に似て・・・（處士 鐵軒識）」と続き、「目次」の後に、藤原相之助による「本文」という構成となっている。

「富田鐵之助」研究は、前にも述べたとおり、吉野（1974）の研究に尽きるが、『仙臺戊辰史』のこの箇所については、まったく言及がないのである¹⁵⁾。

「仙臺戊辰史引」は、大槻文彦による文語体の「仙臺戊辰史序」の次のページから、何の説明

15) 例えば、吉野（1974）は、富田鐵之助が、『東藩史稿』（作並清亮（編）、大正4年）の序文（「東藩史稿序」）を漢文で書いたことを紹介し、その全文を再載している（pp.338-339）。これを確認すると、「東藩史稿序」ではなく、「叙」であった。これに続いて、次のページから漢文で書かれた大槻文彦の「東藩史稿序」が始まっている。

吉野（1974）には、『仙臺藩戊辰史』を参照したとの記載（p.12）はあるが、『仙臺戊辰史』についての記載は見当たらない。

もなく、突然、始まる。「鐵軒」を知らない人ならば、近代的な国語辞典「言海」を編纂した「大槻文彦」の序の続きと間違われかねない程の漢文調の名文であるが、「鐵軒」は、「富田鐵之助」の「号」である（吉野（1974），p.72）。この「引」は、

「仙臺戊辰史引 鐵軒 友部伸
勝則官軍敗則賊。臣民敢背天皇勅。西風吹破白川關。
河北諸城降藩白。……」

で始まり、著者（藤原相之助）の執筆の苦しみ・辛さに想いを馳せ、力作（1000ページを越える大著）を称えた後に、

「君不見西藩威力太猖獗。肆然當路擅輿奪。……
若讀此書膽應裂。宛似百鬼夜行時。忽見東天
太陽出」

と結んでいる。

これに対して、「文情極めて歐陽公に似て」は、著者の「此の書の成りし次第」の後に（同じページに記載されたもので、縦波線で筆者が区分されている）、和文調で書かれた『仙臺戊辰史』の読後の感想と賛美の名文である。すなわち、

「文情極めて歐陽公に似て……読み來り読み去るの間に涙の衿を沾すを覺えず……
……敬服の餘り蕪言を速へて一餐に供す
辛亥春日落花滿地の處に於て 處士 鐵軒 識」

である。

11 むすび

「第2節」で述べた事情によって、まったくの専門外の歴史ものにチャレンジすることになった。本稿の史料調査・執筆には4か月ほどの期間があったが、学内の理事長特別補佐や学外の日本地域学会財務担当常任理事等の業務に追われ、実質的な調査・執筆の期間は、実日数で1月ほどに過ぎない。従って、史料の調査不足・解読不足・誤読等の可能性がある。本稿を読まれた方で、お気づき点があれば、ご指摘いただければ幸いである。

ある賢者（青山学院大学太田浩名誉教授）は、論文には「新奇性（新規性と奇抜性（人の関心を引くこと））」が不可欠だという。本稿は、題名が示すように、「海舟日記」から富田鐵之助を見たものである。日本史の大きな流れから見れば瑣末のことではあるが、人物史的研究から見れば（郷土誌的面ではあるが）、いくつかの「新しいもの」を探し出し紹介した。

本稿の調査・執筆を通じて、「人物史の研究は、長年の研究蓄積があり奥行きも深いが（いわば「縦」方向への深化であるが）、互いに同時代の著名な隣人についての研究を遮断し、研究に敷衍しない傾向」があるように感じた。本稿は、同時代の著名な隣人を繋ぐ役目も幾分か果たしたと思う。「追懐に耽けると、連想は連想を生み、盡きる處を知らない。要するに人生は不思議なる因縁によって結びつけられ、織り出されてゐるやうなものである（内ヶ崎（1934）、

p.227。)である。同時代の著名人を「横」に繋ぐことによっても、新しい視点も生まれるのである。

本稿は、富田の再渡米までとその周辺事情までの期間を取り扱っているが、「海舟日記」は、明治31（1898）年12月26日まで記載されているので、これ以後のほぼ30年分については、機会を改めて発表したい。

参考文献

< 論文・著書等（著者名（発表年）の形式で引用のもの >

原勲・高橋秀悦, 「地域経済分析」(『地域科学50年の歩みと展望』, 日本地域学会(編), 日本地域学会, 2012年, pp.181-212に所収)。

播本秀史, 『新井奥邃の人と思想』, 大明堂, 1996年。

逸見英夫, 「一條十二郎と大條清助」, 『福澤手帖』106, 2000年9月, pp.23-27。

逸見英夫, 「大童信太夫宛の福澤書簡と計算書」, 『福澤手帖』46, 1985年9月, pp.1-5。

逸見英夫, 「宮城県下耶蘇教講説事件」, (『宮城の研究 6 近代篇』, 渡辺信夫(編), 清文堂, 1984年, pp.151-186 に所収)。

本田勇(編著), 『史料仙台伊達氏家臣団事典』, 丸善仙台出版センター, 2003年。

磯田道史, 『無私の日本人』, 文藝春秋, 2012年。

和泉敬子, 「吉野作造と『六号雑誌』」, 『吉野作造記念館 吉野作造研究』, 2008年, pp.12-27。

河北展生, 『福翁自傳』の研究 注釈編』, 慶應義塾大学出版会, 2006年。

片平六左, 『仙台額兵隊記』, (私家本), 1979年。

大野彰, 「アメリカ市場で日本産生糸が躍進した理由について」, 『京都学園大学経済学部論集』19巻2号, 2010年, pp.1-55。

小野寺宏, 『内ヶ崎作三郎の足跡をたどる』, (私家本), 2007年。

大島英介, 『大槻磐溪の世界 — 昨夢詩情のこころ』, 宝文堂, 2004年。

大島清, 『高橋是清』, 中央公論(中公新書), 1969年。

宮城建人, 「郷土が生んだ日銀総裁 富田鐵之助伝」, 『七十七ビジネス情報』第30号, 2005年夏季号, pp.14-19。

宮城建人, 「江戸・東京の中の仙台」, 『七十七ビジネス情報』第33号, 2006年春季号, pp.12-18。

坂田啓(編), 『私本 仙台藩士事典(増訂版)』, (私家本), 2001年。

佐志傳, 『福翁自傳』の研究 本文編』, 慶應義塾大学出版会, 2006年。

Smethurst, R.J., *TAKAHASHI KOREKIYO, JAPAN'S KEYNES*, Harvard University Asia Center, 2007
(リチャード・J・スメサート, 鎮目雅人・早川大介・大貫麻里(訳), 『高橋是清 日本のケインズ』, 東洋経済新報社, 2010年)。

鈴江英一, 「函館・仙台湾教事件における“寛典の処置”と禁教政策への影響」, 『史学』第69巻第2号, 2000

- 年, pp.1(169)-26(194)。
- 高橋秀悦, 「域際収支からみた地域経済の特性」, 『地域学研究』第23巻第1号, 1992年, pp.155-168。
- 高橋秀悦, 「域際収支の構造」, 『東北学院大学論集 経済学』第125号, 1994年3月, pp.281-311。
- 武田泰, 「富田鐵之助素描」, 『松の実』(宮城県第二女子高等学校)第21号, 1972年, pp.62-113。
- 田中生夫, 「紹介 吉野俊彦「忘れられた元日銀總裁—富田鐵之助伝」」, 『岡山大学経済学会雑誌』第1巻3・4号, 1970年3月, pp.155-162。
- 筒井正夫, 「富士紡績に株式会社設立に至る企業家ネットワークの形成」, 『彦根論叢』, No.384, 2010年夏号, pp.44-58。
- 内ヶ崎作三郎, 「緑陰閑話」, 『文藝春秋』(昭和9年8月号), 1934年, pp.223-227。
- 鶴飼幸子, 「大槻家の人々」(『宮城の研究 5 近世篇Ⅲ』, 渡辺信夫(編), 清文堂, 1983年, pp.237-282に所収)。
- 吉田満, 『戦艦大和ノ最期』, 講談社(文芸文庫), 1994年, (初出は, 『戦艦大和の最期』。創元社, 1952年)。
- 吉野俊彦, 『我が國の金融制度と金融政策』, 至誠堂, 1956年。
- 吉野俊彦, 『忘れられた元日銀總裁—富田鐵之助傳—』, 東洋経済新報社, 1974年。
- 吉野俊彦, 「解説」(『地球人ライブラリー 高橋是清伝』, 小学館, 1997年, pp.265-272に所収)。

< 全集・史料等 (『全集名』の形式で引用のもの)>

- 『福澤手帖』105, 福沢論吉協会(編), 福沢論吉協会, 2000年6月。
- 『福澤手帖』106, 福沢論吉協会(編), 福沢論吉協会, 2000年9月。
- 『福澤論吉書簡集 第1巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 2001年。
- 『福澤論吉全集 第7巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1959年。
- 『福澤論吉全集 第17巻』, 慶應義塾, 岩波書店, 1961年。
- 『海舟全集 第9巻』勝安房(海舟全集刊行会(編)), 改造社, 1928(昭和3)年, (国立国会図書館近代デジタルライブラリー)。
- 『海舟全集 第10巻』, 勝安房(海舟全集刊行会(編)), 改造社, 1929(昭和4)年(国立国会図書館近代デジタルライブラリー)。
- 『勝海舟関係資料 海舟日記 (一)～(五)』, 東京都江戸東京博物館都市歴史研究室(編), 東京都・(財)東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館, 2002～2011年。
- 『勝海舟全集 第18巻～第21巻 海舟日記Ⅰ～海舟日記Ⅳほか』, 勝部真長・松本三之助・大口勇次郎(編), 勁草書房, 1968～1972年。
- 『勝海舟全集 1 幕末日記』, 勝海舟全集刊行会, 講談社, 1976年。
- 『勝海舟全集 2 書簡と建言』, 勝海舟全集刊行会, 講談社, 1982年。
- 『勝海舟全集 22 秘録と随想』, 勝海舟全集刊行会, 講談社, 1983年。
- 『勝海舟全集 別巻 来簡と資料』, 勝海舟全集刊行会, 講談社, 1994年。

- 『クララの明治日記 下』, クララ・ホイットニー, 一又民子 (訳), 講談社, 1976年。
- 『明治五年 高知県土族沢辺数馬外数名 宮城県下ニ於テ耶蘇教講談一件』, (宮城県図書館蔵: 複写版)。
- 『明治維新人名辞典』, 日本歴史学会 (編), 吉川弘文館, 1981年。
- 『宮城県百科事典』, 河北新報社 (編), 河北新報社, 1982年。
- 『宮城県黒川郡誌』, 黒川郡教育會, 1924 (大正13) 年, (復刻版は、『黒川郡誌』, 名著出版, 1972年)。
- 『宮城県姓氏家系大辞典』, 宮城県姓氏家系大辞典編纂委員会, 角川書店, 1994年。
- 『宮城県史 2 近世史』, 宮城県史編纂委員会, 宮城県史刊行会, 1966年。
- 『宮城県史 12 学問・宗教』, 宮城県史編纂委員会, 宮城県史刊行会, 1961年。
- 『森有禮全集 第2巻』, 大久保利謙 (編), 宣文堂書店, 1972年。
- 『日本銀行百年史 第1巻』, 日本銀行百年史編纂委員会, 日本銀行, 1982年。
- 『仙臺戊辰史』, 藤原相之助, 荒井活版製造所, 1911 (明治44) 年。
- 『仙臺藩戊辰殉難小史』, 仙臺藩戊辰殉難者五十年祭弔祭會, 早川活版所, 1917 (大正6) 年。
- 『仙臺藩戊辰史』, 下飯坂秀治 (編), 蝸牛堂, 1902 (明治35) 年 (国立国会図書館近代デジタルライブラリー)。
- 『仙台ハリストス教会史』, 教会史編纂委員会 (編), 仙台ハリストス教会, 2004年。
- 『仙臺先哲偉人録』, 仙臺市教育會, 1938 (昭和13) 年。
- 『新訂 福翁自伝』, 福沢諭吉 (富田正文校訂), 岩波書店 (岩波文庫), 1978年。
- 『高橋是清傳』, 麻生大作 (編), 高橋是清傳刊行會, 1929 (昭和4) 年。
- 『高橋是清自傳』, 高橋是清, 千倉書房, 1936 (昭和11) 年。
- 『東藩史稿』, 作並清亮 (編), 渡邊弘 (発行), 1915 (大正4) 年。
- 『東北学院百年史』, 東北学院百年史編集委員会, 学校法人東北学院, 1989年。
- 『東遊雜記』, 古川古松軒, 平凡社 (東洋文庫27), 1964年。
- 『要説 宮城の郷土誌 (続)』, 仙台市民図書館 (編), 今野印刷, 1992年, (仙台市民図書館デジタル版)。

なお、『仙臺戊辰史』の復刻版としては、柏書房版 (1968年), 『仙台戊辰史 1～3』東京大学出版会版 (1981～1983年) 及び マツノ書店版 (2005年) があるが、基本的には、1911 (明治44) 年の初版 (宮城県図書館蔵) を参照した。

経済成長率，利子率と世代会計：感応度分析[†]

佐藤 康 仁[‡]

目 次

1. はじめに
 - 1.1 本研究の目的と背景
 - 1.2 本稿の構成
2. 2010年の世代会計
3. 経済成長率および利子率に関する感応度分析
 - 3.1 生涯純負担額の経済成長率に関する感応度分析
 - 3.2 生涯純負担額の利子率に関する感応度分析
 - 3.3 経済成長率および利子率に関する感応度分析のまとめ
4. 世代間均衡の回復政策に関する感応度分析
5. 結論

1. はじめに

1.1 本研究の目的と背景

本研究の目的は，経済成長率や利子率に関する仮定を変化させた場合の世代会計の感応度分析を行い，これらの仮定の違いによって世代会計の推計結果が受ける影響を明らかにすることを通じて，世代会計の推計結果に対する信頼性について考察することである。

世代会計の基本的な枠組みは次の(1)~(4)式のようにあらわされる。

$$\sum_{k=t-D}^t N_{t,k} + \sum_{k=t+1}^{\infty} N_{t,k} (1+r)^{-(k-t)} + W_t = \sum_{s=t}^{\infty} G_s (1+r)^{-(s-t)} \quad \dots(1)$$

$$N_{t,k} = \sum_{s=\max(t,k)}^{k+D} T_{s,k} P_{s,k} (1+r)^{t-s} \quad \dots(2)$$

$$T_{s,k} = \sum_i h_{s,k,i} \quad \dots(3)$$

[†] 本稿の一部は内閣府「世代会計専門チーム」第3回会合(2012年1月26日, 内閣府)におけるプレゼンテーション「成長率, 利子率, 人口動態と世代会計」にもとづいている。

[‡] 連絡先: 〒980-8511 仙台市青葉区土樋1-3-1 東北学院大学経済学部

Tel/Fax: 022-721-3285 (dial-in)

E-mail: yasuhito@tscc.tohoku-gakuin.ac.jp

$$h_{s,k,i} = h_{t-(s-k),i} (1+g)^{s-t} \quad \dots(4)$$

(1)式は現存する世代（現在世代）およびこれから生まれる世代（将来世代）によって行われる純負担の合計に推計基準年 t 年における政府の純資産額を加えたものが、推計基準年以降の政府消費支出の合計をファイナンスするのに十分でなければならないという財政政策のゼロ・サム（ゼロサム）の性質をあらわしており、推計基準年 t 年における割引現在価値で示された政府の異時点の予算制約式である。世代会計はこの推計基準年 t 年における現在価値で示された政府の異時点の予算制約式を出発点としている。

ここで、 $N_{t,k}$ ： k 年に生まれた世代の世代会計、 G_s ： s 年における政府消費、 W_t ：推計基準年 t 年における政府の純資産額（＝資産額－負債額）である。また、 r ：利子率、 D ：生存可能最大年齢（寿命）である。

$N_{t,k}$ 、すなわち k 年生まれ世代の世代会計（generational accounts）は(2)式のように定義され、 k 年に生まれた世代が t 年以降の生涯の間に支払う純負担（ $T_{s,k}$ ）の流列の t 年における割引現在価値である。ここで、 $T_{s,k}$ ： k 年に生まれた世代の s 年時点における1人あたりの純負担、 $P_{s,k}$ ： k 年に生まれた世代の s 年時点における人口数を示している。

(3)式は1人あたりの純負担（ $T_{s,k}$ ）の定義式であり、 $h_{s,k,i}$ は第 i 番目の負担・受益項目に関する k 年に生まれた世代の s 年時点（すなわち、 $s-k$ 歳時点）における1人あたりの租税等負担（ $h>0$ ）あるいは政府からの移転による1人あたりの受益（ $h<0$ ）をあらわす。ここで、 $h_{s,k,i}$ は(4)式であらわされるように、推計基準年 t 年における1人あたり負担あるいは受益が毎年一定の経済成長率（ g ）で増加するものとして定義される。

以上の(1)～(4)式から、現在世代が現在の財政・社会保障制度のもとで予想される生涯純負担額以上の負担をしないという前提のもとで将来世代が直面する生涯純負担額を求めることができる。このようにして求められた将来世代の生涯純負担額と現在世代（ゼロ歳世代）の生涯純負担額との差が世代会計でいうところの「世代間不均衡」（generational imbalance）であり、いま1人あたりの生涯純負担額を $n_{t,k}$ （ $=N_{t,k}/P_{t,k}$ ）とあらわすと、世代間不均衡（ GI ）は、

$$GI = (n_{t,t+1} - n_{t,t}) / n_{t,t} \quad \dots(5)$$

となる。

以上の通り、伝統的な世代会計の枠組みでは生産関数は存在せず、各種の租税・社会保障負担や年金等の受益の額、さらに政府消費の項目は、あらかじめ外生的に定められた経済成長率によってのみ変化するとされている。また、割引現在価値化する際に用いられる利子率についても、外生的に一定という形で定められている。したがって、当然のことながら、その推計結果は経済成長率、割引率（利子率）の仮定の置き方によって影響されることになる。

現在、世代会計の手法は財政政策の世代政策としての側面から財政政策を分析、評価する手法として有益であるとみなされていると考えられるが、その一方で世代会計の手法がもつ問題点や

限界等に関する指摘、批判も当然ある。世代会計の手法の問題点や限界等について言及している代表的な先行研究としてはCutler (1993) やHaveman (1994), Diamond (1996) とKotlikoffら (Auerbach, Gokhale and Kotlikoff, 1994; Kotlikoff, 1997) の間で行われた議論のほか、Baker (1995) やCBO (1995), Raffelhüschen (1999), Hagist (2008) などがあげられる。これらの先行研究の多くで取り上げられている世代会計の手法の問題点の一つが、世代会計を計算する際に用いられる経済成長率や割引率（利子率）の仮定に関するものである¹⁾。すなわち、これらの先行研究では、伝統的な世代会計では各種の租税負担や社会保障負担、受益等はあらかじめ外生的に与えられた一定の経済成長率によってのみ変化すると仮定され、割引現在価値化する際に用いられる割引率（利子率）についてもあらかじめ外生的に与えられているという点に加え、その設定される値の適切性・妥当性に対しても指摘や批判がなされている²⁾。

世代会計はすべての将来世代の平均的な生涯純負担を計測することを目的とするため、経済成長率や割引率（利子率）の選択はその結果に大きな影響を及ぼす。もし、経済成長率や割引率（利子率）の選択の結果が、世代会計の推計結果に大きな影響を及ぼし、それによって世代会計がもつメッセージ（意味）がまったく異なる結果となるのであれば、世代会計の推計結果に対する信頼性は著しく低いものとなるだろう。

そこで本研究では、経済成長率および利子率に関する仮定を変化させた場合の世代会計の感応度分析を行い、経済成長率、利子率の選択の違いはたしかに個々の世代会計（世代勘定）の絶対額の大きさという点では世代会計の推計結果に影響を及ぼすが、その推計結果がもつ基本的なメッセージは変わらない、ということを明らかにする。

1.2 本稿の構成

以下、本稿では、次の2節では本研究で基礎とする佐藤 (2013a, 2013b) による2010年の世代会計の推計結果について紹介する。3節では経済成長率および利子率をそれぞれ変化させた場合の世代別の生涯純負担額の変化、世代間不均衡の変化等について感応度分析を行い、世代会計の推計結果は経済成長率、利子率の仮定によって大きく異なる結果が示されるが、現在世代内での純負担の順番が変わるわけではないし、その結果がもつ基本的なメッセージが変わるわけでもないということを明らかにする。4節では世代間均衡の回復政策について感応度分析を行う。5節は結論である。

1) Cutler (1993) やHaveman (1994), Diamond (1996) とKotlikoffら (Auerbach, Gokhale and Kotlikoff, 1994; Kotlikoff, 1997) の間で行われた議論については吉田 (2006, 2008) や宮里 (2010) において詳しいサーベイが行われている。また、吉田 (2006, 2008) や宮里 (2010) では世代会計の手法の問題点、限界等についても詳しく検討が行われている。

2) 経済成長率と利子率の仮定については、Auerbach, Gokhale and Kotlikoff (1991) では経済成長率0.75%、利子率6.0%が仮定されていたが、その後、Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999) の国際比較研究では経済成長率1.5%、利子率5.0%が仮定され、これ以降、世代会計の推計を行う際、標準ケースとして、経済成長率1.5%、利子率5.0%が仮定されることが多い。

2. 2010年の世代会計

本研究では佐藤（2013a, 2013b）における2010年の世代会計の推計を基礎として、経済成長率や利子率の仮定を変化させた場合の推計結果の変化（違い）について考察を行う。そこで、ここでは本研究で基礎とする佐藤（2013a, 2013b）における2010年の世代会計の推計結果について紹介する³⁾。

佐藤（2013a, 2013b）における世代会計の特徴の一つは、基本的にTakayama, Kitamura and Yoshida（1999）と同様の手法となっており、このTakayama, Kitamura and Yoshida（1999）はKotlikoffらによる国際比較研究プロジェクト（Auerbach, Gokhale and Kotlikoff, 1999）の一環として行われた研究であることからKotlikoffらの手法と整合的な形で行われた推計となっているという点である。

2010年を基準年とする世代会計の推計結果を表1に示した⁴⁾。ここでは標準ケースとして経済成長率1.5%、利子率5.0%を仮定したときの世代会計の推計結果が示されている。

経済成長率1.5%、利子率5.0%の仮定のもとで今後の高齢化に伴い発生する毎年の支払い超過（財政赤字）の累積である政府の資金不足額（潜在的政府債務）を求めると約1,796兆円となる。標準的な世代会計では、この潜在的な政府債務を将来世代が負うものとして、将来世代に「追加負担」として課すことになる。

約1,796兆円の潜在的政府債務を清算するために必要とされる将来世代1人あたりの追加負担額を計算すると7,511万円となる。したがって、ゼロ歳世代の生涯純負担額823万円に対して、将来世代の生涯純負担額は8,334万円となり、現在世代（ゼロ歳世代）の生涯純負担額と将来世代の生涯純負担額との差である世代間不均衡の大きさは、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率で見ると912.4%となるということが示されている。これは将来世代が現在世代（ゼロ歳世代）の約10倍の生涯純負担に直面するということを意味している。

以下では、この2010年を基準年とする世代会計を用いて、経済成長率および利子率をそれぞれ変化させた場合の世代別の生涯純負担額の変化、世代間不均衡の変化等について感応度分析を行う。

3) 本研究における世代会計の概要は本稿の最後に【補論】としてまとめてあるので参照されたい。

4) 推計の具体的方法等については佐藤（2013a, 2013b）を参照のこと。

表 1 2010年の世代会計

(千円)

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
経済成長率		1.5%	
利子率		5.0%	
0	20,101.2	11,868.5	8,232.7
5	23,917.1	13,004.5	10,912.7
10	28,080.9	14,787.2	13,293.7
15	32,441.3	16,928.0	15,513.4
20	37,071.6	19,380.3	17,691.3
25	39,445.9	21,523.6	17,922.3
30	40,316.1	23,579.2	16,736.9
35	39,924.5	23,405.4	16,519.1
40	38,375.1	22,960.5	15,414.6
45	35,157.5	24,015.4	11,142.2
50	30,013.5	26,217.0	3,796.4
55	23,236.8	29,292.9	-6,056.2
60	16,629.8	32,988.1	-16,358.3
65	12,255.3	34,413.0	-22,157.7
70	9,447.4	32,155.1	-22,707.7
75	7,547.7	28,179.7	-20,632.0
80	5,653.5	23,775.1	-18,121.6
85	4,114.8	19,592.8	-15,478.0
90	2,307.5	11,877.7	-9,570.2
将来世代	-	-	83,344.8
世代間不均衡 (%)			912.4%
世代間不均衡(絶対額)			75,112.1

出所：筆者推計

3. 経済成長率および利子率に関する感応度分析

ここでは前節で紹介した佐藤（2013a, 2013b）における2010年を基準年とする世代会計を用いて、経済成長率および利子率をそれぞれ変化させた場合の世代別の生涯純負担額の変化、世代間不均衡の変化等について感応度分析を行う。

3.1 生涯純負担額の経済成長率に関する感応度分析

最初に、利子率を固定したままで、経済成長率を変化させた場合に生涯純負担額がどう変化するかについてみる。

本研究では利子率を5.0%に固定し、経済成長率について1.0%、1.5%、2.0%の3つのケースを想定し、そのときの生涯純負担額について比較する。

推計した結果が表2に示されている。また、図1には経済成長率についての仮定を変化させたときの負担、受益それぞれの変化額が示されている。

表2および図1から経済成長率について、より高い経済成長率を仮定すると生涯純負担額は大きくなるということがわかる。すなわち、ゼロ歳世代の生涯純負担額は1.0%の経済成長率のもとでは702万円であるが、1.5%の経済成長率の場合には823万円に、2.0%の経済成長率の場合には953万円に増大する。

これは、経済成長率を高く設定するということが、それだけ所得が増加するという意味することから、これは租税等の負担を増加させることになる。その一方で、年金等についてもその受益額は増加することになるが、負担は比較的近い時期に行われるに対して、受益を享受するのはかなり後の時期になるため、その分大きく割引かれることになり、結果として、割引現在価値でみたとき、負担の増加のほうが受益の増加よりも大きく、負担と受益の差である純負担は

表2 生涯純負担額の経済成長率に関する感応度分析

2010年時点の年齢	生涯純負担額 (千円)		
	1.0%	1.5%	2.0%
経済成長率			
利率		5.0%	
0	7,019.2	8,232.7	9,528.8
5	9,704.2	10,912.7	12,154.7
10	12,156.8	13,293.7	14,409.2
15	14,537.0	15,513.4	16,409.6
20	16,970.5	17,691.3	18,276.3
25	17,498.5	17,922.3	18,162.3
30	16,621.8	16,736.9	16,630.6
35	16,745.5	16,519.1	16,051.0
40	16,058.4	15,414.6	14,515.9
45	12,177.8	11,142.2	9,858.5
50	5,164.4	3,796.4	2,202.2
55	-4,560.6	-6,056.2	-7,735.2
60	-14,970.3	-16,358.3	-17,878.9
65	-21,019.9	-22,157.7	-23,384.3
70	-21,853.3	-22,707.7	-23,616.0
75	-20,055.0	-20,632.0	-21,237.2
80	-17,782.9	-18,121.6	-18,472.0
85	-15,322.0	-15,478.0	-15,637.0
90	-9,570.2	-9,570.2	-9,570.2
将来世代	82,796.2	83,344.8	84,035.9
世代間不均衡 (%)	1079.6%	912.4%	781.9%
世代間不均衡(絶対額)	75,776.9	75,112.1	74,507.1

出所：筆者推計

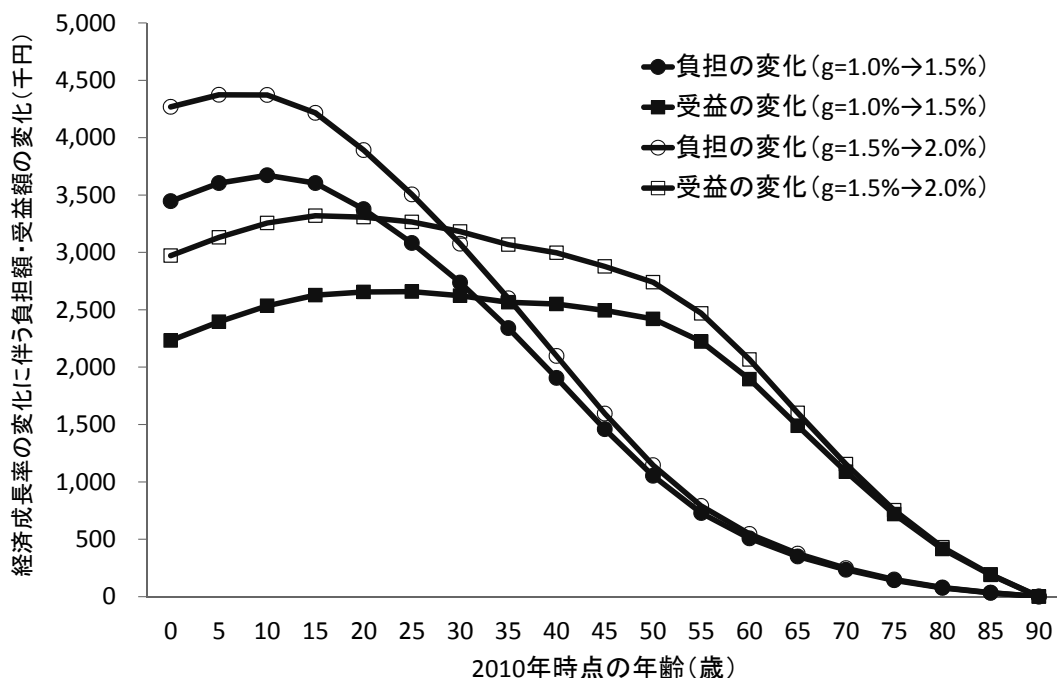


図1 負担額、受益額それぞれの経済成長率に関する感応度分析

出所：筆者推計

増加することになるためである。

ゼロ歳世代以外の世代については、本研究における世代会計では推計基準年である2010年より以前に行われた負担や受益は考慮していないため、各世代の生涯純負担額をみる場合には注意が必要であるが、少し詳しくみると、世代（年齢）によって、その影響は異なっていることがわかる⁵⁾。すなわち、25歳までの年齢層だと、経済成長率を高くすると負担と受益とにわけた場合、負担が増加するとともに受益も増加するが、負担の増加のほうが受益の増加よりも大きく、結果として、負担と受益の差である純負担は増加している。一方、35歳代以上の場合には受益の増加のほうが大きくなり、純負担は小さく（あるいは純受益は大きく）なっている。

このように年齢によって受ける影響が異なるのは基本的には負担と受益の年齢別構造による⁶⁾。すなわち、単年の1人あたりの年齢別の負担・受益額をみると、負担については年齢とともに増加していき、50歳頃でピークとなり、その後減少していく構造になっているのに対して、受益は55歳頃まではそれほど小さくなく、60歳を超えると年齢とともに著しく増加していくという

5) したがって、ゼロ歳世代および将来世代以外の世代については正確には残存生涯純負担額 (the remaining lifetime net burdens) となる。

6) 詳細は佐藤 (2013a) を参照のこと。

構造になっている。負担から受益を差し引いた単年の純負担は30歳代のときに一時減少するものの、加齢とともに大きくなっていき、50歳のときに純負担はもっとも大きくなり、その後、純負担は減少し、65歳以上になるとマイナス、つまり純受益となり、加齢とともにその額は大きくなっていくという構造になっている。

なお、ここで重要なことは、経済成長率を変化させることによって各世代の生涯純負担額は増減するが、現在世代内での純負担の順序が変わるわけではないということである。

また、経済成長率を変化させた場合のゼロ歳世代と将来世代との間の世代間不均衡の大きさについてみると、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率、絶対額のいずれにおいても、経済成長率について、より高い経済成長率を仮定すると小さくなるということがわかる。たとえば、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率は、経済成長率1.0%の場合は1,079.6%であるが、経済成長率1.5%だと912.4%、経済成長率2.0%だと781.9%となる。

3.2 生涯純負担額の利子率に関する感応度分析

次に、経済成長率を固定したままで、利子率を変化させた場合に生涯純負担額がどう変化するかについてみる。

ここでは経済成長率を1.5%に固定し、利子率について4.0%、5.0%、6.0%の3つのケースを想定し、そのときの生涯純負担額についてみる。

推計した結果が表3に示されている。また、図2には利子率についての仮定を変化させたときの負担、受益それぞれの変化額が示されている。

表3および図2から利子率について、より高い利子率を仮定すると各世代の生涯純負担額は(基本的には)小さくなるということがわかる。すなわち、ゼロ歳世代の生涯純負担額は4.0%の利子率のもとでは1,078万円であるが、5.0%の利子率の場合には823万円に、6.0%の利子率の場合には601万円に減少する。

これは、基本的には利子率を高く設定するという事は、それだけ将来の数値は大きく割引かれるということになるということの意味し、割引現在価値でみた純負担は小さくなるためである。

ただし、利子率についても経済成長率の場合と同様に世代(年齢)によってその影響は異なっている。すなわち、25歳くらいまでの比較的若い年齢の世代の場合、受益を享受するのがかなり後の時期になるため、その分大きく割引かれることになるのに対して、負担は受益に比べると比較的近い時期のため(受益ほど)大きく割引かれるわけではないが、いずれにせよ高い利子率のもとでは負担、受益ともに割引現在価値でみると(低い利子率の場合に比べて)小さくなるため、純負担は小さくなっている。一方、35歳以上の世代の場合には影響が異なり、高い利子率による割引現在価値でみた負担額の減少と受益額の減少とを比べると、受益額の減少のほうが大きく効いてきて、純負担は大きく(あるいは純受益は小さく)なっている。

このように年齢によって受ける影響が異なるのは経済成長率の場合と同様、負担と受益の年齢

表3 生涯純負担額の利率に関する感応度分析

(千円)

2010年時点の年齢	生涯純負担額 (千円)		
経済成長率	1.5%		
利率	4.0%	5.0%	6.0%
0	10,784.5	8,232.7	6,006.6
5	13,302.2	10,912.7	8,662.8
10	15,377.2	13,293.7	11,141.3
15	17,108.8	15,513.4	13,623.6
20	18,626.3	17,691.3	16,246.2
25	18,141.2	17,922.3	17,004.7
30	16,250.4	16,736.9	16,375.6
35	15,317.3	16,519.1	16,788.6
40	13,369.3	15,414.6	16,465.8
45	8,363.0	11,142.2	12,942.1
50	442.1	3,796.4	6,244.3
55	-9,525.7	-6,056.2	-3,334.8
60	-19,462.4	-16,358.3	-13,805.4
65	-24,641.6	-22,157.7	-20,050.5
70	-24,534.4	-22,707.7	-21,115.9
75	-21,840.7	-20,632.0	-19,550.4
80	-18,816.8	-18,121.6	-17,482.9
85	-15,791.4	-15,478.0	-15,181.9
90	-9,570.2	-9,570.2	-9,570.2
将来世代	83,622.2	83,344.8	82,612.7
世代間不均衡 (%)	675.4%	912.4%	1275.4%
世代間不均衡(絶対額)	72,837.7	75,112.1	76,606.1

出所：筆者推計

別構造が理由である。

とはいえ、ここでも重要なことは、利率を変化させた場合においても、経済成長率を変化させた場合と同様、利率を変化させることによって各世代の生涯純負担額は増減するが、現在世代内での純負担の順序が変わるわけではないということである。

また、利率を変化させた場合のゼロ歳世代と将来世代との間の世代間不均衡の大きさについてみると、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率、絶対額のいずれにおいても、利率について、より高い利率を仮定すると大きくなるということがわかる。たとえば、ゼロ歳世代の生涯純負担を基準として評価した比率は、利率4.0%の場合は675.4%であるが、利率5.0%だと912.4%、利率6.0%だと1,275.4%となる。

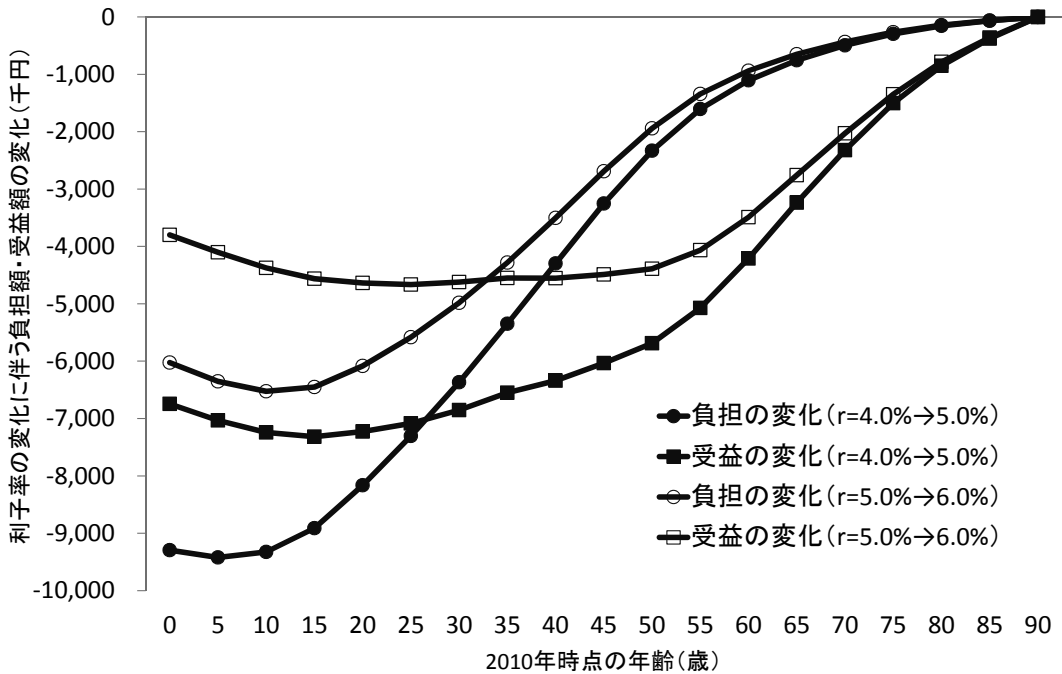


図2 負担額，受益額それぞれの利子率に関する感応度分析

出所：筆者推計

3.3 経済成長率および利子率に関する感応度分析のまとめ

これまで考察してきた通り，世代会計の推計結果は経済成長率，利子率の仮定によって大きく異なる結果が示される。すなわち，経済成長率について，より高い経済成長率を仮定すると各世代の生涯純負担額は大きくなり，世代間不均衡は小さくなる。また，利子率について，より高い利子率を仮定すると各世代の生涯純負担額は（基本的には）小さくなり，世代間不均衡は大きくなる。

このように経済成長率，利子率の仮定によって各世代の生涯純負担額，現在世代（ゼロ歳世代）と将来世代の間の世代間不均衡のいずれも影響を受ける。

ただし，たしかに経済成長率，利子率の仮定によって生涯純負担額，世代間不均衡はともに影響を受けるが，現在世代内での純負担の順番が変わるわけではないし，その結果がもつ基本的なメッセージ（すなわち，大きな世代間不均衡が存在するということが）変わるわけでもない。

4. 世代間均衡の回復政策に関する感応度分析

世代会計の手法を用いることの目的は単に世代間不均衡の大きさを明らかにすることだけではない。世代会計における世代間不均衡は現在の財政・社会保障制度を前提としたときに政府の異時点間の予算制約式を満たすために必要とされる将来世代が負う必要のある追加負担を計算したものであるが，これは，いわば支払われずに残された債務（潜在的政府債務）の負担をすべて将

来世代にだけ求めるという極端なものである。

当然のことながら、実際には将来世代にだけ追加負担を課すということは現実的ではなく、技術的にも困難である。

そこで世代会計では次の段階として、現在世代も含めてすべての世代の負担をどの程度増加させれば、世代間不均衡を解消し世代間均衡を回復することができるか、という政策シミュレーションが行われる。

世代間不均衡を解消し世代間均衡を回復するには、負担を増やす方法と受益を減らす方法のいずれか（あるいは両方）がある⁷⁾。

本研究では世代間均衡の回復政策として、次の2つの方法について考える。

I. 負担の増加

各種の租税負担や社会保障負担等のあらゆる負担について、現在世代も含めてすべての世代の負担を即時かつ恒久的に引き上げる

II. 受益の削減

年金、医療、福祉等のあらゆる給付（受益）について、現在世代も含めてすべての世代の負担を即時かつ恒久的に引き下げる

以上2つの方法において、どの程度負担を増加あるいは受益を削減すれば、世代間不均衡を解消し世代間均衡を回復することができるかシミュレーションを行った結果が表4である。

表4には、世代間不均衡を解消し世代間均衡を回復するのに必要とされる負担の増加あるいは受益の削減の大きさが示されている。標準ケースとして経済成長率1.5%、利子率5.0%を仮定した場合をみると、各種の租税負担や社会保障負担等のあらゆる負担について、現在世代も含めてすべての世代の負担を即時かつ恒久的に引き上げることによって世代間均衡を回復するには、あらゆる負担を65.5%増大させる必要があり、年金、医療、福祉等のあらゆる給付（受益）について、現在世代も含めてすべての世代の負担を即時かつ恒久的に引き下げることによって世代間均衡を回復するには、あらゆる受益を68.3%削減する必要があるということがわかる。これは負担の増加による場合には負担を現在水準の1.66倍にする必要がある、あるいは受益の削減による場合に

7) これら負担の増加、受益の削減以外の方法として、政府消費を削減するという方法もある。政府消費の削減は現在世代の生涯純負担を変化させることなく将来世代の生涯純負担を小さくし、世代間均衡を回復できるという意味でもっとも望ましい方法のように思われるが、これは世代会計の枠組みにおいて生涯純負担の算出に政府消費が含まれないことが原因であり、政府消費の削減は、それが不必要なものでなければ、結局のところ公的負担から私的負担へのシフトを引き起こすだけでとなり、実質的な意味での負担は変化しない可能性がある。また、ここでいう政府消費には、いわゆる政府投資（たとえば公共事業支出のようなもの）が含まれている。したがって、政府消費の削減は公的資本形成を小さくし、結果として将来時点の所得水準を低下させる可能性もある。これらの理由から本研究では政府消費の削減については考察の対象外としている。

表4 世代間均衡の回復政策に関する感応度分析

経済成長率	1.0%	1.5%	2.0%
利子率	5.0%		
負担の増加	65.9%増加	65.5%増加	65.5%増加
受益の削減	69.5%削減	68.3%削減	67.3%削減
経済成長率	1.5%		
利子率	4.0%	5.0%	6.0%
負担の増加	66.0%増加	65.5%増加	66.4%増加
受益の削減	66.9%削減	68.3%削減	70.8%削減

出所：筆者推計

は受益を現在水準の3割程度にまで引き下げる必要があるということを意味しており、負担の増加、受益の削減いずれの方法でも世代間不均衡を解消し世代間均衡を回復することは可能であるが、それにはかなりの「負担」の増加が必要であるということである。

さて、この世代間均衡の回復政策シミュレーションについて、経済成長率、利子率についての仮定を変化させた場合をみてみよう。すると、経済成長率、利子率の仮定を変更すると、これに伴い世代間均衡の回復に必要とされる負担の増加や受益の削減の大きさも変化するものの、その変化はそれほど大きなものではないということがわかる。

すなわち、いま経済成長率について1.0%、1.5%、2.0%の3つのケースを想定した場合の世代間均衡の回復に必要とされる負担の増加は65.5～65.9%の増加の範囲にとどまっており、その幅はわずか0.4パーセント・ポイントにすぎない。また受益の削減の場合でも、67.3～69.5%の削減の範囲であり、その幅は2.2パーセント・ポイントである。同様に、利子率について4.0%、5.0%、6.0%の3つのケースを想定した場合の世代間均衡の回復に必要とされる負担の増加は65.5～66.4%の増加の範囲であり、その幅は0.9パーセント・ポイントにすぎない。受益の削減の場合には66.9～70.8%の削減の範囲と、これまでのなかではもっとも範囲が広いが、それでもその幅は3.9パーセント・ポイントである。

したがって、世代間均衡の回復に必要とされる政策変更（世代間均衡回復政策）の大きさは、経済成長率、利子率の仮定に大きく影響されないということがいえる。

5. 結論

本研究でこれまで考察してきたように、世代会計の推計結果は経済成長率、利子率の仮定によって大きく異なる結果が示される。しかし、現在世代内での純負担の順番が変わるわけではないし、その結果がもつ基本的なメッセージが変わるわけでもない。

世代会計というと、世代間でどれだけ負担の格差があるか、すなわち世代間不均衡の大きさに大きなウェイトが置かれ、その結果、世代間の受益と負担の「格差」を強調する手段として世代

会計が使用されることも少なくない。本研究でこれまで考察してきたように、経済成長率や利子率の選択はその結果に大きな影響を及ぼすことになるため、世代間格差の大きさを強調したい立場からは経済成長率や利子率を意図的に（恣意的に）選択・操作することで、世代会計によるメッセージを誇張して伝えることも可能となる。

しかしながら、本研究で示されたように、世代間均衡の回復政策については、経済成長率、利子率の影響は大きくない。いかなる経済成長率、利子率を選択しようとも、その結果は（世代間不均衡の大きさほどには）大きく変化しない。

世代会計が明らかにするのは、世代間格差がどれだけあるかではなく、現行政策が持続可能か否かである。その意味で、現行政策を持続可能にするために必要とされる政策変更の大きさを示す世代間均衡の回復政策の大きさは、世代会計によるメッセージをもっとも端的にあらわすものといえ、それは経済成長率、利子率の影響を大きく受けないとすると、今後は世代間不均衡の大きさではなく、世代間均衡の回復にどれだけの政策変更が必要なのかという点に重点を置いて考える必要があるということを示唆しているといえよう。

【補論】 本研究における世代会計の概要

本研究では佐藤（2013a, 2013b）における世代会計を基礎として分析を行っている。詳細については佐藤（2013a, 2013b）を参照されたいが、ここでは佐藤（2013a, 2013b）の世代会計の概要についてまとめておく。

（世代区分）

世代区分は0歳から90歳まで5歳区切りとし、各世代は94歳まで生存し、95歳で死亡する。

（負担、受益項目）

各世代個人の負担項目（政府の受取）としては「生産・輸入品に課される税」（固定資産税、その他の税（消費税））、「所得・富等に課される経常税」（労働所得分、資本所得分）、「社会負担」（年金、医療、その他）、「資本移転」（資本税（相続・贈与税））、「その他の資本移転」を、受益項目（政府の支払い）としては「現物社会移転以外の社会給付」（年金、医療、その他）、「その他の経常移転」、「現物社会移転」（医療、その他（教育など））をカウントすることとし、その他の項目については政府消費とみなしている。

なお、「現物社会移転」のうち教育費支出については、①政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケースと②政府の移転とみなし若年世代の受益として算入するケースの2通りがある。佐藤（2013a）では2通りの推計が行われているが、本研究では、このうち最初のケース（つまり政府の教育費支出について、政府の消費とみなし若年世代の受益として算入しないケース）のみを使用した。

(人口)

将来の人口推計については『日本の将来推計人口（平成24年1月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計を用いた。ただし、この将来推計人口は2110年までしか利用できないので、それ以降は定常状態になるものと仮定している。

(政府の純資産)

推計の基準年末時点における政府の純資産については一般政府の制度部門別勘定（ストック）を用いて「金融資産－負債」から求めている。

(年金改革の影響)

平成6年および平成12年年金改正による支給開始年齢の引き上げに伴う年金給付受取の減少、ならびに平成16年年金改正による保険料水準の引き上げに伴う年金負担増とマクロ経済スライドの導入に伴う年金給付受取の減少について、その影響を反映させている。具体的には、これらの改正に伴う支給額の減額率や保険料負担額の増加率を計算し、個々の世代の生涯純負担額を算出する際にその減額率や増加率を乗じるという形で反映させている。

(社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げの影響)

2012年8月10日、政府の社会保障と税の一体改革の一環として、消費税の引き上げに関する法案が成立し、現在5%の消費税は2014年4月1日から8%に、その後、2015年10月1日から10%に引き上げられることになっているが、この消費税率引き上げの影響については考慮していない。

参考文献

- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy*, Volume 5, Cambridge, MA: The MIT Press, pp.55-110.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1994), "Generational Accounting: A Meaningful Way to Evaluate Fiscal Policy," *The Journal of Economic Perspectives*, Vol.8, Iss.1, pp.73-94.
- Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (eds.) (1999), *Generational Accounting around the World*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Beker, Dean (1995), *Robbing the Cradle? A Critical Assessment of Generational Accounting*, Washington, D.C.: Economic Policy Institute.
- CBO (1995), *Who Pays and When? An Assessment of Generational Accounting*, The Congress of the United States Congressional Budget Office.

- Cutler, David (1993), "Book Review: Generational Accounting: Knowing Who Pays, and When, for What We Spend," *National Tax Journal*, Vol.46, No.1, pp.61-67.
- Diamond, Peter (1996), "Generational Accounts and Generational Balance: An Assessment," *National Tax Journal*, Vol.49, No.4, pp.597-607.
- Hagist, Christian (2008), *Demography and Social Health Insurance: An International Comparison Using Generational Accounting*, Germany: Nomos.
- Haveman, Robert (1994), "Should Generational Accounts Replace Public Budgets and Deficits?" *The Journal of Economic Perspectives*, Vol.8, Iss.1, pp.95-111.
- Kotlikoff, Laurence J. (1992), *Generational Accounting: Knowing Who Pays, and When, for What We Spend*, New York: The Free Press. (香西泰 [監訳] 『世代の経済学—誰が得をし、誰が損をするのか』日本経済新聞社, 1993年)
- Kotlikoff, Laurence J. (1997), "Reply to Diamond's and Cutler's Reviews of Generational Accounting," *National Tax Journal*, Vol.50, No.2, pp.303-314.
- Raffelhüschen, Bernd (1999), "Generational Accounting: Method, Data and Limitations," in European Commission, *Generational accounting in Europa, (European Economy: Reports and Studies, Number.6)*, pp.17-28.
- Takayama, Noriyuki, Yukinobu Kitamura and Hiroshi Yoshida (1999), "Generational Accounting in Japan," in Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999), pp.447-469.
- 宮里尚三 (2010) 「1990年代の世代間再分配政策の変遷—世代会計を用いた分析」, 内閣府経済社会総合研究所 (企画・監修), 井堀利宏 (編集) 『財政政策と社会保障』(バブル/デフレ期の日本経済と経済政策 5), 慶應義塾大学出版会, pp.253-275.
- 内閣府 政策統括官 (経済社会システム担当) 編 (2011) 「経済社会構造に関する有識者会議 ワーキング・グループ中間報告」。
- 佐藤康仁 (2013a) 「2010年の日本の世代会計」, 東北学院大学社会福祉研究所 (編) 『福祉社会論 人間の共生を考える—多文化共生とは何か・パート2』(東北学院大学社会福祉研究所研究叢書IX), pp.123-141.
- 佐藤康仁 (2013b) 「2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡」, 『東北学院大学経済学論集』第181号, pp.43-61.
- 島澤諭 (2013) 『世代会計入門：世代間格差の問題から見る日本経済論』日本評論社。
- 吉田浩 (2006) 「世代会計による高齢化と世代間不均衡に関する研究 (改訂版)—2000年基準による世代会計推計結果—」, 一橋大学経済研究所「世代間利害調整プロジェクト」(特定領域研究) PIE Discussion Paper No.287, February 2006, Project on Intergenerational Equity, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- 吉田浩 (2008) 「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」, 貝塚啓明+財務省財務総合政策研究所 (編著) 『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社, pp.257-296.

【研究ノート】

資本主義経済の分析方法についての覚書

小幡道昭『マルクス経済学方法論批判——変容論的アプローチ——』

(御茶の水書房, 2012年)を読む[†]

—第II部「類型論批判」を中心に「典型」の作り方を考える—

泉 正 樹

はじめに

「グローバリズム」の〈見方〉／〈見え方〉

著者からの〈見え方〉

先行理論からの〈見え方〉

宇野段階論に対する〈見方〉

原理論と段階論の二層化

帝国主義段階論の特質

類型論批判へ

「再純化された『純粹資本主義論』」

「傾向論」と「状態論」

いくつかの変容論

原理像の「単一性」

「分化の動力」と「内側から崩す力」

「外的諸条件相互の制約」

はじめに

〈資本主義〉という同一性を保ちつつさまざまな姿を見せる【現実】は、どのような方法に基づけばその実相を捉えることができるのだろうか。小幡道昭『マルクス経済学方法論批判——変

[†] 本ノートは、2013年3月28～30日に開催された「マルクス経済学の現代的課題研究会 (SGCIME)」春季合宿研究会(於 八王子セミナーハウス)2日目午後の部「宇野方法論の批判的再検討」における、「小幡道昭『マルクス経済学方法論批判——変容論的アプローチ——』合評会」での筆者報告に基づくものである。筆者はこの報告を後に、「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter(第2期第11号-通巻第23号-, 2013年9月30日発行)へワーキングペーパーとして投稿した(http://www.unotheory.org/news_II_11)。本ノートは、そのワーキングペーパーに若干の加筆修正を施したものである。

容論的アプローチ——』（御茶の水書房，2012年）では、「二〇世紀末以降，資本主義は世紀の大変貌を遂げつつある」（p. i）¹⁾ という認識のもと、「マルクスの経済学」（p. iii）と、「戦後日本のマルクス経済学のなかで，特異な方法論を展開した宇野弘蔵（一八九七—一九七七）とその影響を受けた人々の議論」（p. v）に根本的な検討が加えられている。そのことを通して，著者は「変容論的アプローチ」を対置する。

本書は，第Ⅰ部「段階論批判」，第Ⅱ部「類型論批判」，第Ⅲ部「純粹資本主義批判」の三部からなる。その読み方は様々にあるであろうが，とりわけ第Ⅰ部「段階論批判」と第Ⅲ部「純粹資本主義批判」では，著者にとっての現実の〈見え方〉が率直に示されている点が印象的である。他方，第Ⅱ部「類型論批判」では著者の現実の〈見方〉，すなわち「変容論的アプローチ」が，山口重克の方法論（以下，山口方法論と記す）の検討を手がかりとして集中的に論じられている。

もちろん，現実がどのように見えるかという〈見え方〉と，現実をどのように見るかという〈見方〉とを切り離すことはできないのであり，〈見え方〉は〈見方〉に規定されるだけでなく，〈見方〉も〈見え方〉からの影響を受けるだろう。このため，本書のある部分では現実の〈見え方〉のみが論じられ，他の部分では〈見方〉のみが論じられるということはない。〈見え方〉が論じられる際には〈見方〉が，そして〈見方〉が論じられる際には〈見え方〉が裏面に貼り付いている。

こうした観点から本書を概観してみるならば，まず，20世紀末以降の資本主義の現実が，著者にはある特定の〈見え方〉をした。しかもその〈見え方〉は，先行研究が描く現実の〈見え方〉とは異なるものであったということになる。そして，著者にとっての現実の〈見え方〉が著者の〈見方〉に基づくものである以上，こうした双方の〈見え方〉の相違は，現実に対する先行研究の〈見方〉と著者の〈見方〉との相違に根ざすはずである。では，先行研究による現実の〈見え方〉とはどのような仕組みを有するのか。この問題の検討を通して，著者の〈見方〉が，先行研究による現実の〈見え方〉に対置されるのである。

その結論を一言にまとめてみるならば，〈現実は「典型」との関係において見られなければならない〉ということであると筆者は読んだ。とはいえ，「典型」とはどのような意味で用いられているのだろうか。本ノートは，著者のいわれる「典型」の意味，そしてその作り方を学ぶという観点から本書を読んでみたいと考えるものである。それは，著者による現実の〈見え方〉を筆者なりに学ぶということにほかならない。ただ，そうした〈見方〉は一面では，著者にとっての現実の〈見え方〉に由来する部分もあろう。以下では，「典型」という概念を念頭に置きつつ，著者の〈見方〉／〈見え方〉を取り出すことに努める。

「グローバリズム」の〈見方〉／〈見え方〉

もとより，本書に提示・整理される著者の〈見方〉／〈見え方〉を寸分たがわず示すことはできそうにはない。筆者にとって印象的であった文言をいくつか取り上げてみるができるのみ

1) 以下，本書からの引用は頁数のみを示すこととする。

である。まずは、著者にとっての現実の〈見え方〉を可能な限り明確に切り出してみたい。

著者からの〈見え方〉

現実に対する著者の直接的な関心は、1990年代以降に普及した「現代用語」(35頁)、^{バズワード}「グローバリズム (というラベルを貼られた現象群)」(35頁) をどのように捉えたらよいかという点にある。もちろん、どのような〈見え方〉を採るかによって現実の〈見え方〉はさまざまとなる。著者は、19世紀末以降の現実を前に「『マルクスの経済学』から方法論的に脱皮」(p. iii) した「マルクス経済学」、とりわけ宇野弘蔵に発する現実の〈見え方〉を足場として、たとえば次のように述べる。

結論からいえば私自身は、グローバリズムを段階としての帝国主義の延長線上に位置づけることはできない、という断絶説にたつ。むろんこの場合、今日の資本主義が本質的な変質を遂げたかどうかは、帝国主義段階に対する特定の捉え方が前提となる。(10頁)

著者による「帝国主義段階に対する特定の捉え方」に基づくならば、20世紀末以降の「グローバリズム」と呼ばれる諸現象を、帝国主義段階論の「延長線上に位置づけることはできない」のだという。著者は宇野段階論の出自を、「一九世紀末のドイツ資本主義の台頭をどのように位置づけるか、という問題意識」(208頁) に求めつつ、その「有効性」について次のような「捉え方」をする。

日本経済が低迷する八〇年代末(1980年代末——引用者)まで、宇野段階論の水脈は国家独占資本主義、福祉国家型資本主義、法人資本主義、等々、さまざまに改訂されながら、財政制度、労働慣行、企業組織、等々の非商品経済的な要因を巧みに取り込みながら、後発資本主義国が先発資本主義国を凌駕する歴史の説明原理として、リアル・タイムで有効性を発揮してきたのである。(208頁)

少なくとも1980年代末まで、宇野段階論に発する先行理論には「リアル・タイム」での「有効性」を認めることができたのだといわれる。

ところが、……一九八〇年代以降、ネオリベリズムの圧力が徐々に高まるなか、九〇年代にはいると資本主義の大地殻変動が顕在化する。この変容は、やがてグローバリズムと呼び慣わされるようになる。(208頁)

著者には「グローバリズム」と呼ばれる「大地殻変動」が見える。そこでは一体何が生じているのか。この点について、たとえば次のように述べられる。

商品経済的関係が地理的領域の面でもその内部編成の面でもともに限定される帝国主義的傾向に対して、グローバリズムの現実はいずれの面においても顕著な双対を示している。この意味で、インペリアリズムの対概念としてグローバリズムを位置づけるという命題はひとまず定立可能なのではないかと考える。(12頁)

「資本主義の『部分性』という認識に帰着する」(11頁)とされる「帝国主義的傾向」に対して、「グローバリズムの現実」は、「顕著な双対を示すのだという。いわば〈グローバリズム的傾向〉として、〈商品経済的関係の限定性の解除〉、あえて踏み込むならば「現下の資本主義の世界的拡張」(11頁)が想定されているように一見読める²⁾。後で改めて取り上げるが、「グローバリズム」のもとで「市場が覆う領域が拡大すればするほど、その限界を補完する国家、制度、イデオロギー等の役割も同時に強化される」(19頁)という著者の〈見え方〉は、同じ〈市場の拡張〉といえど、「自由主義段階」に見出された、「発生期の政治的助力をさえ必要としないで、いなむしろかかる助力を障害として排除しつつ、自力をもって『従前の経済的状态の残滓による資本主義的生産様式の不純化と混合と(を)除去』してきた」(宇野[1962] 20頁)という〈見え方〉とも異なった事柄が想定されているものと思われる。

一体、1990年代以降に生じたとされる「資本主義の大地殻変動」は、どのような意味で「帝国主義段階」と「断絶」しているのだろうか。そして、どのような意味で「自由主義段階」とも相を異にするものとされているのだろうか。

先行理論からの〈見え方〉

それを以下考えてみたいのだが、20世紀末以降の現実が「グローバリズム」とよばれる諸現象としての〈見え方〉をするとしても、問題はその先にあるのだという。

さて、ここからが問題である。「グローバリズムを資本主義の長期的な発展のうちにどう位置づけるのか」という問題である。(12頁)

著者によれば、この「問題」に対して「論理的には四つの立場が考えられる」。

グローバリズムを帝国主義とは明確に異なる段階として捉えるグローバリズム＝断絶説と、グローバリズムを帝国主義の下位概念ないし一変種としかみないグローバリズム＝不在説の区別があり、これに資本主義の収斂説と多様化説の区別が交差し、論理的には

2) 本文で「あえて」と記した。著者にとって「グローバリズム」という用語が、資本主義の「『新たな台頭』であり『全世界化』ではない」(250頁)ともされるからである。20世紀末以降の「『新興経済圏の台頭』を直視すれば、資本主義内部の非市場的要因に依拠した発展が、同時に周辺部分の資本主義化を抑制してきたという帝国主義段階の一般的傾向を見直さざるをえないというのが小幡の言いたいことなのだろう」(250頁)と、その含意が解説されている。

四つの立場が考えられるわけである。(14頁)

「グローバリズム」に対する一つの〈見方〉として、「帝国主義」との関係で見る〈見方〉が挙げられている。著者が採用する「帝国主義」との「断絶」を見る〈見方〉が一方にあり、他方には「帝国主義」との連続面を見る〈見方〉があるとされ、それぞれ「グローバリズム＝断絶説」と「グローバリズム＝不在説」と区切られている。

そしてもう一つの〈見方〉として、資本主義の発展の方向性との関係において「グローバリズム」を見る〈見方〉が挙げられている。『資本論』がドイツの読者に対して示した、〈いずれイギリスのようになる〉という〈見方〉と同型の、「グローバリズム」を資本主義の（再）収斂化と見る〈見方〉が一方にあり、他方には資本主義の多様化を見るという意味において帝国主義段階論と同型の〈見方〉があるとされ、それぞれ「収斂説」と「多様化説」として区切られている。

こうした都合「四つの立場」が準備された上で、著者は、「グローバリズム＝断絶説」かつ「多様化説」の立場から次のように述べる。

現実が多様だ、とってすますのではなく、現実の多様性そのものを大きく識別整序する方法、単純化が単一化にならない理論構成が求められているわけである。グローバリズム＝不在説を切り、グローバリズム＝再収斂説を切り、右を切り左を切り、中央を突破するにはどうしたらよいのか、これが解決を求められている問題だったのである。その突破口を開くには、資本主義の原理像は一つであるという原点を問いなおしてみる必要がある。(16頁)

このように説かれる「四つの立場」のうちに、著者が推奨する立場を「○」で示して図式化してみるならば、以下のようなになるだろう。

	グローバリズム＝(再)収斂説	グローバリズム＝多様化説
グローバリズム＝断絶説		○
グローバリズム＝不在説		

それぞれの「立場」から「グローバリズム」は特定の〈見え方〉をする。著者には、20世紀末以降の「グローバリズム」と呼ばれる諸現象が、それに先立つ「帝国主義」と「断絶」しているように見えるのであり、かつ、資本主義の発展の方向性に「新たな意味での多様化＝分極化」(13頁)を生じさせているように見える。そして、そうした「見え方」は、「資本主義の原理像は一つであるという原点を問いなおしてみる」ことを通して到達できるといわれるのである。

宇野段階論に対する〈見方〉

では、「資本主義の原理像は一つであるという原点」, 「原理像の『単一性』」(15頁)に検討を加えるとはどういうことなのだろうか。著者は、宇野段階論の来歴、その組み立て方の分析を通してこの問題へと接近する。

原理論と段階論の二層化

まず、宇野段階論の大本に位置するマルクスの資本主義像を、著者は端的に次のようにまとめる。

マルクスは、『資本論』第一巻初版への「序言」で眼前のイギリスの現状は発展の遅れたドイツの将来のすがただと断じた。……『資本論』の資本主義像はここに端的に示されている。それは、いつどこで発生しようと、やがて内的な発展を通じてある窮極的なすがたに収斂してゆくというものだった。マルクスは、この発展した資本主義のうちに崩壊をもたらす階級対立の激化をみたのである。その意味でマルクスの資本主義像は、収斂説と内部崩壊論を基本としていたと解される。(109頁)

しかし、「先行して資本主義を確立したイギリスに対して、ドイツをはじめとする後発資本主義諸国(=二〇世紀末の先進資本主義諸国)が、独自の資本主義的發展の途について一九世紀末の西ヨーロッパ」(39頁)の現実を前に、「『マルクスの経済学』から方法論的に脱皮することで」、「マルクス経済学」は誕生する。宇野はこうした「マルクス経済学」の流れのなかで、19世紀末以降に生じた現実と、それ以前の資本主義の「発展」との間に「断絶」を見出し、独自の方法論を提示した。上の引用部分に続けて著者は次のように述べる。

宇野はこの資本主義像を倒立させたことになる。労働力の全面的な商品化を基礎に、資本によって社会的再生産が編成される「純粋な資本主義」を想定すれば、それは周期的な景気循環を介してではあるが、自律的に運動し続けると主張したのである。それ故資本主義の限界も、それが純粋な資本主義に近づくからではなく、逆にそれから乖離せざるをえないところに現れるとみた。宇野は、イギリスを中心とした一九世紀の資本主義が示した、三大階級と周期的景気循環を特徴とする理論像への接近を純粋化傾向とよび、これに対して一九世紀末におけるドイツを典型とする新たな資本主義の勃興は、この傾向を逆転し純粋な資本主義から乖離せしむるものだといえた。(109頁)

宇野はマルクスの逆をついたのだといわれている。第二文では「純粋な資本主義」の自律性というかたちで、第三文では「資本主義の限界」が純粋像からの「乖離」によってもたらされるというかたちでマルクスの逆をつくものであったとされる。そして第四文では、20世紀末以降の現

実に、それ以前との「断絶」と「多様化」を見た著者と同じように、宇野も19世紀末以降の現実、それ以前の「傾向」からの「逆転」というかたちの「断絶」と「多様化」を見たことが説かれていると読める。そしてそうした宇野における〈見方〉／〈見え方〉を、著者は肯定的に評価すると同時に再検討の対象とするのである。

資本主義の歴史的発展を解明するというマルクス経済学の課題は、原理論と段階論という理論の二層化を不可避とする。これは宇野の正着だった。しかし、その段階論の構成が、重商主義、自由主義、帝国主義という三段になるかどうかは別の問題である。広義の理論の二層目を構成する「段階論」の内容は、グローバリズムの現実³⁾をふまえ、原点に立ち戻って再検討しなくてはならない。(52頁)

第一文にいられているのは、「資本主義は発展すれば単一の資本主義像を結ぶというマルクスの歴史的収斂説から脱却し、状態論⁴⁾と傾向論⁵⁾を分離することで、帝国主義段階の特殊な諸現象ははじめて考察可能になる」(218頁)ということであろう。その点において、宇野方法論は「正着だった」といわれるのである⁶⁾。しかし、「段階論」の内容、ひいては「原理論」の内容が宇野のようになるかどうか、「原点に立ち戻って再検討しなくてはならない」。なぜならば、19世紀末の資本主義における「ドイツ＝典型説と原理＝純粋資本主義説は双対をなしている」(213頁)のであり、もし「グローバリズムの現実」が帝国主義段階論をはみ出るものであるならば、帝国主義段階論と表裏一体に彫琢されてきた「原理論」にも再検討が必要になるからである、とされるのだろう⁷⁾。

では、「グローバリズム」はどのような意味で帝国主義段階論からはみ出ているのだろうか。

- 3) 本書第六章「純化傾向と体系的純化」には、「一方的な不純化の累積というかたちでは捉えられなくなったグローバリズムの現実」(183頁)という表現も見られる。
- 4) 「『資本主義の発展は益々純粋の資本主義社会に近似してくるとはいえなくなっている』という歴史認識を前提に、『近似してくる』という半面を延長した究極の状態を考察する議論」(218頁)→「体系的純化」(純粋資本主義論)
- 5) 「『近似してくる』とか『近似してくるとはいえなくなっている』とかといった、発展の方向を考察する議論」(218頁)→「純粋化傾向」／「不純化傾向」(純化・不純化論)
- 6) 「宇野は、資本主義の歴史的な生成・発展を扱う重商主義段階・自由主義段階に示される、『近似してくる』過程を『純粋化傾向』とよび、この傾向を、それが鈍化・逆転する『不純化傾向』とともに、段階論で解明すべき課題とした。これに対して、状態論の方は『純粋資本主義』の想定のもとに展開される原理論として、抽象的な完成度を高められたのである」(218頁)。
- 7) 「宇野の段階論はもともと、一九世紀末のドイツ資本主義の台頭をどのように位置づけるか、という問題意識に発する」(208頁)のであり、修正主義論争や日本資本主義論争を見つめる中で、宇野は、現実の説明に『資本論』を直接当てはめようとする弊を正すべく独自の方法論を開拓した。それは、理論の方に現実が「ますます接近するというかたち」(217頁)で「状態論と傾向論は一体」(218頁)であるとしたマルクスの逆をつき、帝国主義段階における「傾向」の逆転を見出すことに基づいた原理論の彫琢でもあった(171-5頁、212-20頁などを参照)。しかし、「グローバリズム」が帝国主義段階論によっては捉えきれない資本主義の「発展」を示しているとするならば、帝国主義段階論とのセットをなす「原理論」も再検討せざるを得ないことが論じられたものとして、著者の主張を読んだことになる。

この点を読み解くことができれば、「原理像の『単一性』」に対する再検討を説く著者のいわんとされることも、筆者なりに整理できるように思われる。

帝国主義段階論の特質

本書46-52頁にかけて、著者は宇野の発展段階論が、「帝国主義段階だけではなく、資本主義の歴史的発展を捉える枠組みとして、もっと一般的なレベルで、全体の構成に不整合性を残している」(48頁)と論じる⁸⁾。その「不整合性」の内容紹介は、本ノートの本文では割愛する。ただ、著者によれば、「グローバリズム」は「宇野が原理論を基礎に構築した資本主義の歴史像の埒外に彷徨いでてしまった」(206頁)のである。そのように著者にいわしめる「グローバリズムの現実」とは、20世紀末以降の「新興経済圏の台頭」(208頁)である。

本ノートで考えてみたい問題の一つは、そのことが、どのような意味で「重商主義・自由主義・帝国主義という段階論の枠組では捉えきれない世界」(206頁)を著者の眼前に出現させているのかという点にある。著者のいわれるところを下敷きとしつつ筆者なりに再構成を試みてみたい。

さて、そうした眼で本書を読んでみると、帝国主義段階論に関して本書で繰り返し強調される「資本主義の『部分性』という認識」(11頁)が注意を惹く。自由主義段階に見出された「傾向」とは逆に、帝国主義段階においては、「資本主義の内部」(11頁)で、「国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」(11頁)だけでなく、「その外部でも資本主義的関係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」(11頁)ことを通して、資本主義の新たな発展段階が画されたといわれるのである。

この二重の「部分性」こそ、自由主義段階を特徴づける純化傾向に対して、それが帝国主義段階に逆転したという認識を裏付けるものだった。(11頁)

また、「帝国主義という段階の把握は、資本主義がどこまでも同質的なすがたで自己拡張するものではないという切断面の存在を明確にするもの」(11頁)であったともいわれる。

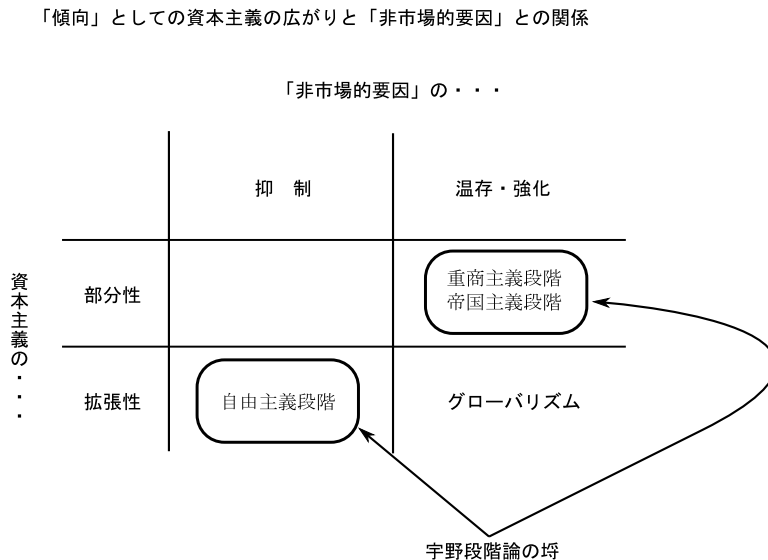
こうした叙述をそのまま裏返そうとするのは拙速ではあろう。しかし、著者において宇野の自由主義段階論は、「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という「傾向」を有するものとして捉えられていると読んでみたい。このように読んでみると、自由主義段階と帝国主義段階とを画する軸として、まず、「非市場的な要因」の〈抑制〉／〈温存・強化〉を取るこ

8) 「従来の段階論のうちには、非資本主義社会から資本主義が誕生するという《起源》の契機と、ある状態から別の状態に移行するという《発展》の契機とが絡みあっている。両者が充分に区別されぬまま、「資本主義の輸入」という観点が持ち込まれたことで、重商主義段階や帝国主義段階の規定を不完全なものにした。イギリスの資本主義化からは『輸入』の契機が払拭され『起源』だけが抽出され、ドイツの資本主義化は『輸入』による『発展』だけが抽出される。こうした問題は結局、資本主義は世界市場ただ一回、イギリスに『起源』をもつという、資本主義の《単一起源説》に帰着する。あるいは、逆に、単一起源説的な発展像が、『起源』と『発展』の区別を困難にしたというべきかもしれない(52-3頁)。

とができるだろう。

そして帝国主義段階の特質とされる〈資本主義の部分性〉の対をなすものとして〈資本主義の拡張性〉⁹⁾でもう一本の軸を取ってみたいが、この点は、著者による「グローバリズム」の〈見方〉／〈見え方〉との関係で微妙な点を残す（本書第九章「不純化と多様化」二「資本主義の部分性」を参照されたい）。しかし、現実の歴史的発展を捕捉する枠組みを考えるという問題関心に基づいてあえてこの軸を採ってみる。

つまり、一方に「非市場的な要因」の〈抑制〉／〈温存・強化〉で軸を取り、他方に資本主義の〈部分性〉／〈拡張性〉で軸を取ってみるということになる。このように資本主義の広がりとは「非市場的な要因」との関係という観点から宇野の発展段階論の組み立て方を整理しようとするならば、そのことによって捕捉される各段階と「グローバリズム」は、下図のように位置付けられることにならないだろうか。



もとより上図は補足を要する。というのも、筆者は上に掲げた各軸を、「自由主義段階」と「帝国主義段階」との対比という観点で取り上げると述べた。しかし上図には、「重商主義段階」までもが配置されている。それは、ここまでの行論を逸脱する。

そうした行論上の逸脱だけでなく、たとえば、「自由主義段階」という資本主義の「発展期」特に明らかにみられた純粹の資本主義社会への近似化の傾向」（宇野 [1971] 33頁、傍点は引用者）といった文言に依拠するならば、「自由主義段階」は、発生期の「重商主義段階」と連続性を有していると読めなくもないのであり、したがって「重商主義段階」は「帝国主義段階」とではな

9) 「グローバリズムは、帝国主義を特徴づける市場の部分性に対して、文字通り双対を構成する概念だということになる。すなわち、現下の資本主義の世界的拡張の特性として……」（11頁）という記述に依拠した対の作り方である。

く、「自由主義段階」と同じグループに括るべきだといえなくもない¹⁰⁾。しかし、既に引用したところであるが、たとえば「発生期の政治的助力をさへ必要としないで、いなむしろかかる助力を障害として排除しつつ、自力をもって『従前の経済的状态の残滓による資本主義的生産様式の不純化と混合と(を)除去』してきた」(宇野 [1962] 20頁)」といった文言に依拠するならば、上図の配置もあり得ないものではないだろう。

また、「グローバリズム」のもとで「市場が覆う領域が拡大すればするほど、その限界を補完する国家、制度、イデオロギー等の役割も同時に強化される」(19頁)という著者の文言に依拠すれば、上図における「グローバリズム」の配置も許容範囲とは考えられないだろうか。とはいえ、グローバリズムを〈資本主義の拡張性〉として捉えることは、著者(小幡)の意図を汲み取らぬ「的を逸した読み方」(250頁)と難じられるかもしれない¹¹⁾、総じて本書の縮写としては粗雑にすぎよう。上図は、著者の議論を整理するというよりも、本書の内容を筆者がこのようなかたちで〈見たい〉、つまり解釈したいという点を示していることは確かである¹²⁾。

しかし、以上を自覚しつつこのように見てみると、「宇野が原理論を基礎に構築した資本主義の歴史像の埒外に彷徨いでてしまった」と著者がいわれる意味の一面は捉えられるように思われる。なぜなら、こうした〈見方〉で見ると、確かに筆者には、「グローバリズム」が宇野段階論の「埒外」にあるという〈見え方〉をするからである。

そこで仮に上図の〈見方〉で見ると、宇野段階論の〈埒内〉であれば、〈資本主義の部分性〉から〈資本主義の拡張性〉の方向へと「発展」の舵が切られると、それまでの〈非市場的要因の温存・強化〉は〈非市場的要因の抑制〉というかたちの「断絶」を作り出すはずである¹³⁾。しかし、「グローバリズム」と呼ばれる「現下の資本主義の世界的拡張」(11頁)は、〈非市場的要因の温存・強化〉のもとで進展しているのではないか。〈非市場的要因の温存・強化〉はそのまま維持されながらも、資本主義の広がりの中で「断絶」を生じさせているのではないか。そうであるな

- 10) ただし、「重商主義段階」と「自由主義段階」は「資本主義の『発生期』と『発展期』と規定されてはいるが、『発生』と『発展』の違いは『発展』と『没落』の場合ほど鮮明にならない。『発生、発展』の段階は、十七、八世紀から十九世紀中葉までのイギリスにおいて見られ、純化傾向は両段階を貫いて観察されるというのであるから、これは段階区分のメルクマールにはならない」(49頁)という著者の指摘もある。
- 11) 註2の繰り返しになるが、著者にとって「グローバリズム」というラベルの意味は、資本主義の「『新たな台頭』であり『全世界化』ではない。こうした『新興経済圏の台頭』を直視すれば、資本主義内部の非市場的要因に依拠した発展が、同時に周辺部分の資本主義化を抑制してきたという帝国主義段階の一般的傾向を見直さざるをえないというのが小幡の言いたいことなのだろう」(250頁)とされている。
- 12) 「帝国主義段階」と「グローバリズム」との対比について、本書では、資本主義の「部分性」／「世界的拡張」が、資本主義「内部」／「外部」における「非市場的要因」の「抑制」／「温存・強化」と関連づけられている。上図の整理では「内部」／「外部」の軸が抜けており、本書の整理としては間に合っていない。この点も組み入れた作図を目指すならば、たとえば、 x 軸に〈部分性〉／〈全面性〉、 y 軸に〈抑制〉／〈温存・強化〉を取り、さらに z 軸として〈内部〉／〈外部〉を取って立体的に組み立てると、より詳細な宇野段階論の〈埒〉を示すことはできるだろう。
- 13) 逆の言い方をすれば、〈非市場的要因の温存・強化〉から〈非市場的要因の抑制〉の方向へと舵が切られると、それまでの〈資本主義の部分性〉は〈資本主義の拡張性〉というかたちの「断絶」を作り出すはずである、ということになる。

らば、〔〈非市場的要因の抑制〉・〈資本主義の拡張性〉〕という「傾向」セットの究極「状態」をもって原理論とされてきた、これまでの「純粋資本主義論」の根本的な再検討が必要になるのではないか。著者の提唱される原理論の刷新の必要性は、一面ではこのように読むことができるように思われる。

類型論批判へ

「再純化された『純粋資本主義論』」

宇野方法論に対する著者の〈見方〉／〈見え方〉を、筆者は以上のように見た。では、著者はどのようなかたちで「純粋資本主義論」の再検討を考えるのだろうか。

問題は、二〇世紀末以降における資本主義の地殻変動にある。この課題を正面に見据えて、理論的考察を徹底させようとするとき、宇野が考えたような状態論と傾向論の特殊な関連にはもはや依拠するわけにはゆかない。選択肢の一つは、状態論に一元化する方向である。それは、原理論と段階論を結んでいた純化・不純化論という糸を切ることを意味する。第Ⅱ部で検討した山口重克氏の方法論がこれにあたる。(220頁)

宇野方法論に対して山口方法論は、「状態論に一元化」し、「純化・不純化論という糸を切る」行き方を示されたのだという。宇野の「純粋資本主義論」は、「宇野が『資本論』から引きずってきた純粋化傾向という発想がむしろ害をなし、『十九世紀的特殊性』の『除去』が『十分には行われていない』(山口[二〇〇六]一九頁)というのである」(221頁)と、山口説が紹介される。また山口方法論では、「現実の資本主義」はつねに「不純かつ多様」なものとして捉えられるのであり、それは「やがていつか純粋に向って収斂し、一様化するというようなものでもない」(山口[2006]100頁)(対マルクス)、さらに「現在においても純粋化の圧力は日々いたるところで作用している」(山口[2006]100頁)(対宇野)とされる。こうした見解を著者は、宇野の「純粋資本主義論」に残存する「十九世紀的特殊性」をさらに「除去」した、「再純化された『純粋資本主義論』」(221頁)とよぶ。

「傾向論」と「状態論」

このように「純化・不純化論という糸を切る」ことで「状態論に一元化」した「再純化された『純粋資本主義論』」を、著者は以下のように考える。

しかし、この純化・不純化論というのは簡単に捨てきれない性格を具えている。少なくとも一面では資本主義の歴史的变化を論じると同時に、他面では単一像を基礎づけるという、二重性を具えていることはすぐ気づくところである。宇野の場合は後者による「純粋な資本主義」の想定と、これを基準に弁別される歴史的な典型像という二段構え

の状態論に整理され、でてきた結果をみるかぎり、時間の流れのなかで生じる変化の過程は脱色されているかたちになっている。山口 [一九九二] では、この純化・不純化の歴史過程的側面が全面的に棄却され、「現在においても純粹化の圧力は日々いたるところで作用している」(山口 [二〇〇四a] 二九頁、一〇〇頁) と捉えることで単一資本主義像がさらに強調されるとともに、そこからみれば、現実の資本主義はつねに不純かつ多様なのだというかたちで、典型は類型に希釈されているように見えるのである。(129-30頁)

「でてきた結果をみるかぎり、時間の流れのなかで生じる変化の過程は脱色されているかたちになっている」が、宇野は、「状態論」と「傾向論」とを分離することで「マルクスの収斂＝近似説を超脱」(222頁) し、「純粹資本主義論」を基準として「弁別される歴史的な典型像」を取り出した。これに対して山口方法論では、「純化・不純化の歴史過程的側面が全面的に棄却され」ることで「単一資本主義像がさらに強調され」たのであり、この「再純化された『純粹資本主義論』」を基準とすることで、宇野が取り出した「歴史的な典型像」は「類型に希釈されているように見える」といわれていると読んでみる。しかしなぜ、「純化・不純化の歴史過程的側面が全面的に棄却」されると、「典型は類型に希釈」されるのか。この点を著者は、宇野に即して裏側から次のように述べているように思われる。

純粹資本主義という想定的重要性を最初に指摘した宇野の場合、この想定はただ単に静止した状態として独立に与えられたのではなく、重商主義段階から自由主義段階にかけて、国家の政策干渉や封建的な身分関係といった非商品経済的な関係の影響が後退し、小生産者の分解とともにいわゆる三大階級の形成が進み、激発恐慌を伴う周期的な景気循環を通じて、資本主義が自律的な発展を遂げるようになったという、いわゆる純粹化の傾向を基礎に提示されていた。宇野はこの傾向が、帝国主義段階に至ると逆転して、非市場的要因が果たす役割が様々な局面で増大し、この異質な諸要因との関わり方が対抗的な資本主義の典型を生みだすと捉えたわけである。(129頁)

宇野は「傾向論」と「状態論」を分離し、「傾向論」の究極を「状態論」として提示した。そしてこの「状態論」を基準とすることで、現実世界の「逆転」した「傾向」のうちに「対抗的な資本主義の典型」を見た。しかし、「再純化された『純粹資本主義論』」は、いわば「ただ単に静止した状態として独立に与えられた」ものであり、この基準によって現実を見れば、「現実の資本主義はつねに不純かつ多様」に映り、「対抗的な資本主義の典型」が析出されることにはならないということが説かれているのだろうか。「傾向論」を土台とした「状態論」に基づく「典型」まで辿り着くが、「状態論」のみでは「類型」止まりといわれていることの意味が筆者にはまだよく分からない部分もある。しかし、「典型」を提示できたという点において宇野が肯定的に評

働かれているのだろうということは感知できる。

いくつかの変容論

ならば、「典型」の提示に成功した宇野でよいのではないか。そういうことではないと著者はいわれる。

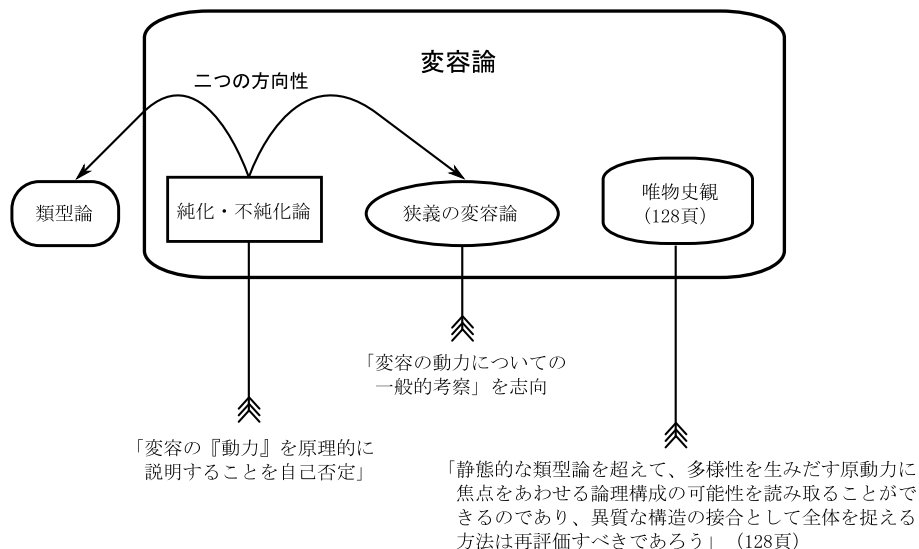
……私は広義の変容論という枠組みからみると、純化・不純化論というのはその部分集合をなすものだと考えている。そして純化・不純化論というのは、歴史的な変化の「内容」を論じていながら、結果的には変容の「動力」を原理的に説明することを自己否定する屈折した性格を有している点に問題を見出している。この点で、純化・不純化論の棄却はその蔭に隠された狭義の変容論の存在を明るみにだし、変容の理論化の回路を開く可能性がある。しかし山口氏の場合、逆の指向が全面化することになる。それは純化・不純化論の棄却とともに、それを包含する変容の動力についての一般的考察も原理論から追いだす、盪水とともに嬰兒を流すの弊無きやと評したのである。(130頁)

「純化・不純化論」は「変容の『動力』を原理的に説明することを自己否定する」という点で棄却されなければならない。しかしそのことが、「変容の動力についての一般的考察も原理論から追いだす」ことであってはならない。「純化・不純化論」を棄却することで、「狭義の変容論の存在」が探られなければならないのだという。「純化・不純化論を棄却」したという点において、山口方法論は「狭義の変容論」へと向かう途を拓けたはずだといわれるのである。「しかし山口氏の場合、逆の指向が全面化」したとされる。

要するに、資本主義の多様性を理解するという方法には、どうやら二つの方向性が伏在することになる。山口氏のいうように不変の原理像とこれに対するブラック・ボックスにいられるさまざまな要因との合成で帰納的に多数の資本主義像を構成するのか、あるいは多様な資本主義を生成する規定的な要因を絞り、少数の、可能であれば対極的な二つの典型の必然性を演繹的に追求するのか、この分岐が存在するのである。むしろ私は後者を模索せんとしているものであり、そのことはけっきょく多様性を変容という観点から捉えようとすることに帰着するわけである。(128頁)

「資本主義の多様性を理解するという方法」には、「原理論で単一の資本主義の型紙をつくり、それを現実の資本主義に当てて裁断し、切り残し部分を比較することで」(167頁)、「多数の資本主義像を構成」しようとする方向と、「可能であれば対極的な二つの典型の必然性を演繹的に追求」する方向との「二つの方向性」があり、著者は「後者を模索せんとしている」のだという。「広義の変容論」の位置にありながら、「結果的には変容の『動力』を原理的に説明することを自己

否定する」「純化・不純化論」の向かいいう方向性は、「変容論」の枠外しかないというのではない。もう一つの方向性として、「変容の動力についての一般的考察」を目指す途もあるといわれるのである。では、著者はそうした方向にどのようにして進むのだろうか。



原理像の「単一性」

「原理像の『単一性』」(15頁)、「資本主義像の単一性」(15頁)を根本的に検討することから始めなければならないと著者はいわれる¹⁴⁾。こうした観点から、本書第II部「類型論批判」第三章「原理論における外的条件の処理方法」では、山口方法論における「原理像の『単一性』」の組み立てが詳細に分析されるとともに、「狭義の変容論」へと繋がる可能性が探られる。

著者は、「この論文(山口論文——引用者)に示された方法論の最大の特徴は、原理論の内側から段階論の必要性を問いなおしてゆこうとする姿勢にある」(81頁)とする。「原理論の内側から段階論の必要性」を再検討するという点について、著者によって吟味されているところではあるが、山口論文では次のように述べられている。

純粋資本主義論は、逆説的に聞こえるかもしれないが、現実の資本主義の展開が市場経済関係の一元的な純粋化という展開の仕方を示さず、不純な、つまり市場経済的でない、いわば非市場的な諸関係との合成的・混合的な資本主義を展開しただけで終り、しかも一様な混合資本主義ではなく、時代的、地域的にそれぞれ特殊・個性的な多様な混合資本主義を展開したために、その第一次的な分析の基準として要請されたものである。したがって、純粋資本主義論には、現実には一元的な純粋化が実現できなかった市場経

14) 「単一の資本主義像を自明視するがぎり、帝国主義とは区別される固有のグローバリズム、多様化の新たな相は少なくとも理論的には捉えがたいものと化す」(15頁)。

済というシステムの限界が何らかの形で反映されているはずである。市場経済的な諸関係だけでは社会的生産を自律的に処理できないという点、つまり資本主義は現実には混合体制としてしかありえないという点が反映されているはずであると考えられる。こうして、本来的に混合的な経済システムの分析用具としての資本主義の経済理論は、第一次的用具としての純粋資本主義論だけではなく、その限界を補完するものとしての第二次的な分析用具を必要とすることになり、ここに類型論¹⁵⁾の理論的必然性があると考えられるのである。(山口 [2006] 36-7頁)

第一文では、現実の資本主義が、「時代的、地域的にそれぞれ特殊・個性的な多様な混合資本主義を展開したために、その第一次的な分析の基準として」、「純粋資本主義論」が「要請された」ということが説かれていると読んでみる。

第二文と第三文では、「したがって」と第一文を受けるかたちになっているが、現実の資本主義が「混合資本主義」として存在する以上、「市場経済的な諸関係だけで」「社会的生産を自律的に処理」することを論じる「純粋資本主義論」には、「市場経済というシステムの限界が何らかの形で反映されているはず」である、なぜなら、「資本主義は現実には混合体制としてしかありえない」からである、と説かれていると読んでみる。

そして第四文では、だから、現実を分析しようとするのであれば、「市場経済というシステムの限界」を反映する純粋資本主義論だけではなく、「その限界を補完するものとしての第二次的な分析用具を必要とする」のである、と説かれていると読んでみる。

このように読んでよいとするならば、では、「市場経済というシステムの限界」は、「純粋資本主義論」にどのような「形で反映されている」のだろうか。

それでは、社会的生産を市場経済的な原理だけで自立的に編成することの無理は、具体的には原理論の中にどのように反映されているのか。それは純粋資本主義をあたかも自立するかのごとくに説くために、いくつかの問題をいわばブラック・ボックスに入れている点に反映されているとみることができる。(山口 [2006] 37頁)

第一文にいわれる「無理」を、著者は、原理論研究に「決定的な変更を求めるものである」として高く評価する。

ここでは、原理論がそれ自身理論として実際には特殊な想定ないし前提のうえに展開されている点が明確にされているとあってよい。社会的生産を市場経済的な原理だけで自

15) 初出の山口 [1992] (「段階論の理論的必然性——原理論におけるいくつかのブラック・ボックス——」, 山口重克編『市場システムの理論 市場と非市場』御茶の水書房, 所収) 5頁では、「類型論」ではなく、「段階論」となっている。山口において「類型論」とは、「市場経済の類型論 (市場経済の歴史的段階論と地域的諸相論の総合)」(山口 [2006] p. ii) を意味する用語である。

立的に編成することには、すでに原理的に無理があることを積極的に認めているわけである。従来の原理論では得てして、労働力の商品化という唯一の外的な条件さえ与えられれば、あとは市場経済的な原理だけで理論上は永久に繰り返すがごとく、その自立性を強調してきた傾向に照らしてみると、この主張は決定的な変更を求めるものであるとあってよいし、私もまたその意義を高く評価したい。(86頁)

しかし著者は、「純粋資本主義をあたかも自立するかのごとくに説くために、いくつかの問題をいわばブラック・ボックスに入れている点」には与しない。原理論の内部に「ブラック・ボックス」を設けて「あたかも自立するかのごとくに」純粋資本主義論が展開されてきた点に、「原理像の『単一性』」を自明視させる誘因があるといわれるのであろう。

「分化の動力」と「内側から崩す力」

また、著者の立論からはズレるが、上に引用した山口 [2006] 36-7頁を筆者のように読んでもよいとするならば、「第一次的用具」の次元で「純粋資本主義」が「あたかも自立するかのごとくに」説いてしまっただけで、「市場経済というシステムの限界」を直接的に明らかにすることができないようにも思われる。「限界を補完するものとしての第二次的な分析用具」が後に控えているのであれば、「第一次的用具」では存分に「限界」の提示に努めるという行き方もありうるからである。ただ、こうした意味での限界／補完といった切断的な考え方には両者ともに与されない。「分化・発生論的な展開」(97頁)による「信用機構を中心とした資本主義的な市場機構の形成に伴う外的条件¹⁶⁾の問題¹⁷⁾」(97頁)を例にとり、著者は次のように述べる。

こうした問題を考えるうえで重要なのは、おそらく、どこまでが商品経済の原理で説けるか、あるいはどこまでが純粋資本主義的な規定なのか、といったいわば線引きをおこなうことではないように思われる。それはいわば外界に開口している局部なのであり、こうした部分からさまざまな制度的な要因が流れ込んでくるわけであるから、そうした制度がどのような契機を固定しあるいは変更するのか、中央銀行に関していえば、たとえば発券なのか、準備率なのか、あるいは割引率なのか、など制度が作用する個別の契機を原理論の側が明らかにする必要がある。(98頁)

第二文にいわゆる「局部」とは、分化・発生論を通して開封され「機構」を生じさせる「分化

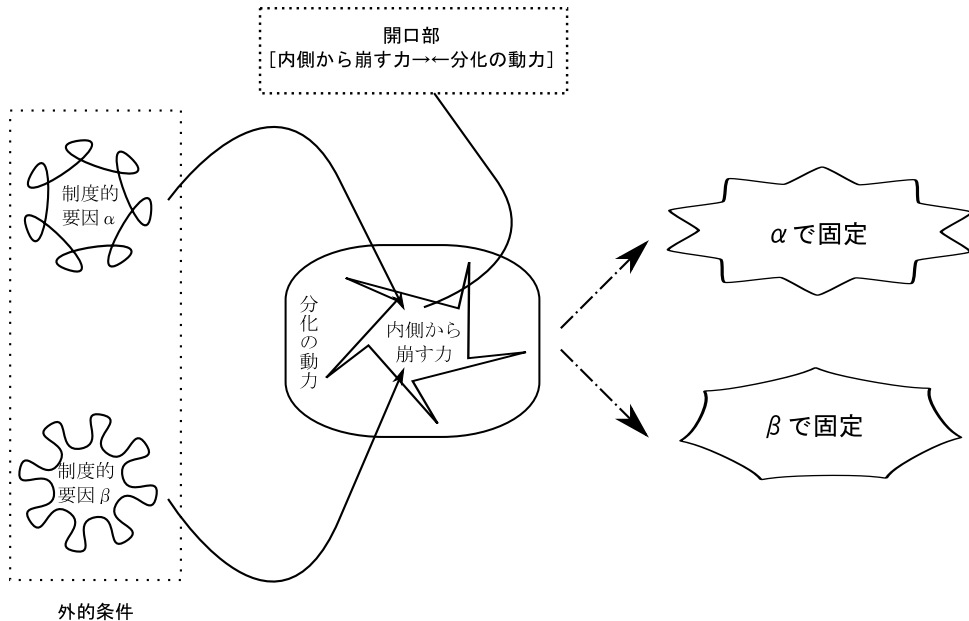
16) 「誤解を生まぬよう断っておくが、ここで外的というのは、原理論を構成する個別主体の行動原理と反応して、特定の様式に変形され内部化されるももとの条件という意味である」(89頁)。

17) 分化・発生論によって、諸機構の「分化の動力は説けるのであるが、そうした分化によって生じるであろう機構に対してはつねにそれを内側から崩す力も同時に作用することになる。こうした局部に対しては、機構を激しい変動からある程度保護した方が結果的には少なくとも有利であるという場合も多く、そうした目的を担う機構や組織が外部から導入されやすいということまでは理論的に説明がつく。中央銀行をめぐる議論などはその典型をなすといつてよい」(97頁)

の動力」と、「そうした分化によって生じるであろう機構」に作用する「内側から崩す力」とがせめぎ合う箇所を意味する。著者はこれに「開口部」という用語を充てる。著者は、こうした「開口部」から「さまざまな制度的な要因が流れ込んでくる」といわれるのである。そうであるならば、「分化の動力」によって形成される「機構」と、それを「内側から崩す力」とがぶつかる箇所を、「市場経済というシステムの限界」と捉えるかどうかは別途検討する必要があるとしても、少なくとも「第一次的用具」の次元では「開口部」の存在、穴が開いているという点が明らかになりさえすればよいのではないのか。

そうではないと著者はいわれる。「開口部」から「さまざまな制度的な要因が流れ込んでくる」としても、それは単に凹部分に凸部分が嵌って御仕舞というのではない。「分化の動力」によって生じる「機構」と「内側から崩す力」とがせめぎ合う「開口部」に嵌る「制度的な要因」が、「[内側から崩す力] → ← [分化の動力]」という「契機」を「固定しあるいは変更する」のだという。このため、まず、「分化の動力」と「内側から崩す力」とがぶつかる「個別の契機」がどの部分に生じるのか、「原理論の側から明らかにする必要がある」とされる。

そして、そうした「契機」に嵌る「制度的な要因」が、当初特定された「契機を固定しあるいは変更する」のだとすれば、少なくとも〈契機の固定〉は、嵌め込まれる「制度的な要因」によって異なった型を示すのではないか。特定された同じ「契機」に対して異なった「制度的な要因」が作用すると、作用される側の「契機」は異なったかたちで「固定」されるのではないか、といわれるのだろう。



また、ある「制度的な要因」によって〈契機の固定〉がなされていることを所与として、その箇所を別の「制度的な要因」が埋めることで、それまでの〈契機の固定〉は別のかたちでの〈契

機の固定)へと「変更」されるのではないか。

第Ⅱ部「類型論批判」の箇所ですべて述べられているわけではないが、著者は以下のように述べる。

原理論の論理を精密化しようとするれば、逆にどこに慣行的な規制が作用し、また制度的な補強が強く求められるのか、商品経済の原理で社会的再生産を編成しようとする場合に外的条件が組み込まれる、いわば開口部の存在が理論的に推定できるわけである。そして、そこに導入される条件如何で、資本主義の外観も変化する。このようなかたちで理論を展開し現実に適用する立場、いわば弱い意味での変容論がまず考えられるのである。(17頁)

「外的諸条件相互の制約」

さらに著者は、特定部位における「開口部」の「固定」という局所的な視点に留まらず、さらに進んで、そうした「部分の変化が全体に及ぶ可能性」を論じる。

さらに、原理論の体系性に注目すれば、この種の外的諸条件は個々別々に分立するものではなく、それら相互の関連を解明することもある程度可能となる。金貨幣の想定と銀行間組織の様式との間には一定の関連が推定できよう。そしてその貨幣・信用制度のあり方は恐慌の激発性の説明に不可欠なものだった。このような外的諸条件を結ぶ内的関連が明確になれば、部分の変化が全体に及ぶ可能性を究明する、強い意味での変容論も考えることができる。資本主義の多様性といっても、それは不変な純粋像にさまざまな要因がバラバラに混合することで、どこまでも多様化するのではない。外的諸条件のほうも一定の構造を形成し、多様性のうちに対極的な方向性が生じる。こうして分岐の原理が明らかにできるわけである。(17-8頁)

第一文から第三文までの議論を筆者はまだ捕捉しきれていない。しかし、第四文以下では、まず、種々の「開口部」に嵌る「外的諸条件」、つまり「制度的な要因」の「内的関連」が考えられていると読める。たとえば、貨幣論の領域での「開口部」に嵌る「制度的な要因」が「金貨幣」を誘発・固定するならば、銀行間組織の箇所に存在する「開口部」に嵌る「制度的な要因」は何でもよいというのではなく、一定の制約がかかるということだろうか。たとえば[A]という型の資本主義像を可能ならしめる「制度的な要因」のセットの存在がいわれているものと思われる。そうであるとすれば、「資本主義の多様性」という問題も、「制度的な要因」の「さまざまな組合せからなる無数の類型」(126頁)によって「どこまでも多様化する」方法によってではなく、「資本主義の経済社会像を変容せしめる基本的な要因に絞って、それをもとに複数の典型を構成するかたちで多様性を理論的に捉える方法」(126頁)も考えられるのではないか。この点について、「開口部」の側から著者は次のようにもいわれる。

開口部自体は原理論の特定の領域の特定の箇所に明確に位置づけられ、外界から区別されたシステム内部で相互に関連付けられている。開口部に装着される外的諸条件は、それぞれ独立に変化するが、しかし、その総体はシステムの制約下であり、完全に自由に動きうるわけではない。外的諸条件はバラバラに存在するのではなく、システムの内部で相互に一定の制約を受けるのである。(238頁)

各領域の「開口部」が「システム内部で相互に関連づけられている」がゆえに、そこに嵌る「外的諸条件」も一定のセットとして存在するといわれるのだろう。こうした「開口部」間の連関による「外的諸条件相互の制約」(237頁)を、著者は「第一の籠^{たが}」(238頁)とよぶ。

さらに著者によれば、「外的諸条件」の組合せはもう一つの「籠」によっても制約を受けるのだという。「イデオロギーの問題」(239頁)である。この点について、著者は次のように述べる。

開口部に装着される外的諸条件のセットは、原理論の内側からみれば、資本主義の内的〈状態〉という第一の籠で制約されるだけで、全体としては大きな自由度をもつようにみえるが、外部の世界からはさらに独自の一貫性を求められる。社会的慣行や制度には、それらを正当化する社会通念が必要とされる。それはだれか特定の個人ないし集団の明示的な主張ではなく、「そういわれている」というかたちの、匿名性を帯びた社会的価値観である。こうしたかたちでは是認された通念をイデオロギーとよぶとすると、社会的慣行や制度はこの種のイデオロギーにくるまれている。

もちろん、同じ時代の同じ社会でも相対立するイデオロギーは併存するし、また同じ主体が状況に応じて二枚舌、三枚舌で、矛盾したイデオロギーを使い分けるのもよくみるところだ。しかし、逆にその分、イデオロギー自体は、自由や平等といった社会的価値に関して、規範として一貫性を求められる。開口部に呼び込まれる外的諸条件は、外部からみればこうしたイデオロギー的な統合の対象となる。この種のイデオロギーは、保護主義的であったり、自由主義的であったり、また社会民主主義であったり、ネオリベラリズムであったり、多様な相貌をもつが、たとえば、賃金制度に対して自由主義的なイデオロギーを主張しながら、貨幣制度に対して保護主義的なイデオロギーを主張しようとするれば、そこには社会的軋轢が生じる。外的諸条件は、イデオロギーという第二の籠によって整合性を求められるのである。(239頁)

「外的諸条件」のセットは、原理論の内外からの制約によって一定の組合せとして存在せざるをえないことが説かれているのだろう。

以上を踏まえると、「狭義の変容論」を構成する方法は、筆者には以下のようにまとめられる。

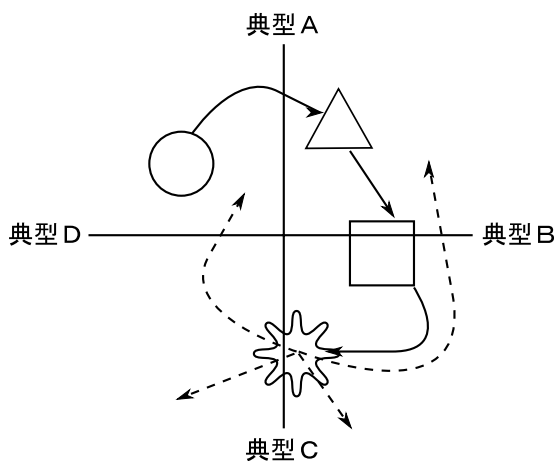
- ① まず、「分化の動力」と、それを「内側から崩す力」とがぶつかる「開口部」の存在箇

所を特定する。

- ② 次に、「開口部」に嵌りうる「外的諸条件」の各セットを、「開口部」相互の連関を考慮しつつ作り、それら各セットを嵌めたいいくつかの型の資本主義像を提示する。
- ③ さらに、②で提示された資本主義像の諸型を、「外的諸条件」のイデオロギー的統合という観点からチェックしてさらに絞り込む。

このように①～③までの手順を経て残るいくつかの資本主義像が、「対極的」な型を示すかどうか、実際に作ってみなければ判断のつかないところではある。しかし、こうした二重のチェックをくり抜けて論理的に構成された資本主義の諸型は、様々な姿を見せる現実の資本主義に対して、「典型」的な資本主義の諸型として位置付けようように思われる。仮にそうであるとすると、現実の資本主義がこうした諸「典型」からつねにズレながらも「発展」(58-9頁)するのであれば、その方向性に対する見通し・評価を、諸「典型」に基づいて行うことは一つの方法としてありうるのではないだろうか。

ひとまず现阶段の筆者には、このように見える方法論が、本書に提示されているように思われるのである。



現実が、たとえば「○→△→…」というかたちで「発展」するのであれば、理論の側では、そうした現実の動きを捉えうるような「典型」を提示できなければならない、ということが論じられたものとして本書を読んだことになる。

ただ、筆者が抱くこうしたイメージでは、〈資本主義〉の枠組みがそもそも前提されており、本書に指摘されるその「起源」の問題と、そこからの「離脱」の問題は捉えきれない。その点で左図は、本書のまとめとしては限界を有する。

また左図では、「典型」がA～Dの四型となっているが、何か根拠があってそうしているのではない。「典型」像がいくつできるのかは実際に作ってみなければ分からないだろう。

〈参考文献〉

宇野弘蔵 [1962] 『経済学方法論』 東京大学出版会 (引用は宇野弘蔵著作集第九巻『経済学方法論』 岩波書店、1974年から行った)

宇野弘蔵 [1971] 『経済政策論 改訂版』 弘文堂 (引用は宇野弘蔵著作集第七巻『経済政策論』 岩波書店、1974年から行った)

山口重克 [2006] 『類型論の諸問題』 御茶の水書房

執筆者紹介

鈴木直次
(専修大学経済学部教授)

塚田益徳
(公正取引委員会事務局・東北事務所長)

小沼宗一 (本学教授)

高橋秀悦 (本学教授)

佐藤康仁 (本学准教授)

泉正樹 (本学准教授)

第180号所載

[論 文]

アダム・スミスの経済思想……………小 沼 宗 一(1)

[研究ノート]

貨幣の本源的概念についての覚書……………泉 正 樹(15)

第181号所載

[論 文]

ケインズの経済思想……………小 沼 宗 一(1)

大型ショッピングセンターをめぐる消費者行動の検討

—宮城県仙南地域での消費者アンケート調査報告の検討—……………千 葉 昭 彦(25)

2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡……………佐 藤 康 仁(43)

東北学院大学学術研究会

会 長 松 本 宣 郎

評 議 員 長 加 藤 幸 治
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 遠 藤 裕 一 (編集)
佐 藤 司 郎 (編集)
加 藤 幸 治 (評議員長・編集委員長)

経済学部 泉 正 樹 (会計)
細 谷 圭 (編集)
佐 藤 滋 (編集)

経営学部 斎 藤 善 之 (編集)
小 池 和 彰 (会計)
折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 黒 田 秀 治 (庶務)
白 井 培 嗣 (編集)
木 下 淑 恵 (編集)

教養学部 鈴 木 宏 哉 (編集)
伊 藤 春 樹 (編集)
佐 藤 篤 (編集)
柳 井 雅 也 (庶務)

東北学院大学経済学論集 第182号

2014年3月12日 印 刷 (非売品)
2014年3月17日 発 行

編集兼 加 藤 幸 治
発行人 針 生 英 一
印刷者
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒980-8511
仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY

ECONOMIC REVIEW

No.182

March 2014

In Commemoration of the Retirement of Professors Tesshu Koshiba, Kazuo Yamasaki, Masaaki Hara and Shuji Masuda

Dedication to Professors Tesshu Koshiba, Kazuo Yamasaki, Masaaki Hara and Shuji Masuda	<i>Yoshinori Harada</i> (1)
Career and Works of Professor Tesshu Koshiba.....	(5)
Career and Works of Professor Kazuo Yamasaki.....	(19)
Career and Works of Professor Masaaki Hara.....	(23)
Career and Works of Professor Shuji Masuda.....	(27)

Articles

The Bankruptcy of General Motors and its Relation to UAW.....	<i>Naotsugu Suzuki</i> (31)
A Consideration of the Objective of Horizontal Agreements when Scrutinizing Alleged Antimonopoly Act Infringements.....	<i>Masumori Tsukada</i> (51)
J.S. Mill's Economic Thought.....	<i>Soichi Onuma</i> (69)
Kaishu's Diary and Tomita Tetsunosuke, the Second Governor of the Bank of Japan : Part I	<i>Shuetsu Takahashi</i> (93)
Economic Growth, Interest Rates and Generational Accounting: A Sensitivity Analysis	<i>Yasuhito Sato</i> (125)

Notes

A Memorandum on the Methodology of Political Economy.....	<i>Masaki Izumi</i> (141)
---	---------------------------

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan